

摂津市

子ども・子育て支援事業計画

**“子育て”で育む・つながる
人間基礎教育のまち せっつ**



平成 27 年(2015 年) 3月

 摂 津 市

発刊にあたって

昨今、少子高齢化が極めて重要な社会問題と位置づけられ、国、自治体、地域、職場、家庭、家族と、あらゆる場所で子育てをめぐる環境の整備が求められています。これは、結婚・出産への価値観の変化や、子育てに対する負担感の増加、経済的な不安感、地域コミュニティの希薄化など、多くの社会問題が要因として考えられ、今後も急速な少子化が懸念されております。本市におきましても、待機児童の解消をはじめ、妊産婦や乳幼児期の子育て支援、地域の子育て支援サービスの充実など、教育・保育の量の確保、質の向上を図ることは、喫緊の課題として捉えています。

このような中、国におきまして、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これに基づき、本市でも、国の施策と並行して「摂津市子ども・子育て会議」を設置し、社会環境の変化、特に保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化に対する、より質の高い幼児教育・保育をはじめとした、本市の実情に合致した子育て支援を提供する方策について審議を重ね、これを達成することを目的に、「摂津市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、本市を取り巻く状況を、人口動態などの総覧的視点に加え、ニーズ調査結果などによる個別具体的な視点によって見つめ直し、これまで取り組んでまいりました「摂津市次世代育成支援後期行動計画（せつつすこやか子育てプラン）」の成果を生かし、安心して子どもを生み育てることができるよう、子ども達の心豊かな育ちと、家庭・家族の協力による子育てを、オール摂津で支援してまいります。

また、本市がまちづくりのテーマとして掲げております「人間基礎教育」の理念も、子ども達の健やかな成長には必要不可欠です。市民の皆様が安全・安心の環境のもとで子育てができる、「子育てするなら摂津市」と評価される魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました「摂津市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、先のパブリックコメント等におきまして貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民・団体の皆様に心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成27年3月

摂津市長 森山 一正

摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、
これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、
力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、
この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりのきれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

子どもの安全安心都市宣言

未来を担う子どもたちは社会の宝

心つないで創ろう「安全・安心のまち せつつ」

子どもたちの笑顔によって、まち全体が笑顔につつまれます。
子どもたちの元気なあいさつが、まち全体の活気を生み出します。
希望に満ちた子どもたちの健やかな成長は、市民みんなの願いです。

子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、
「地域の安全をみんなが心つないで守る」
「地域の子どもの安全をみんなで力あわせて守る」を理念とし、
ここに「子どもの安全・安心を守る都市」を宣言します。

平成 18 年 4 月 1 日

摂津市のまちづくりのテーマ

人間基礎教育の徹底

社会のルールを守れる人づくり

- * 思いやりの心
- * 奉仕の心
- * 感謝の心
- * あいさつを励行する心
- * 節約・環境を大切にする心

5つの心をもった 人づくり まちづくり

【目 次】

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
5 めざす子ども像	5
第2章 摂津市を取り巻く状況	6
1 人口の状況	6
2 人口動態	8
3 世帯の状況	9
4 女性の就業状況	11
5 保育所・幼稚園・認定こども園の入所・入園状況	12
6 ニーズ調査結果にみる現状	15
7 摂津市次世代育成支援後期行動計画の進捗状況	24
8 課題のまとめ	31
第3章 計画の基本的な方向性	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	35
3 計画の施策体系	37
第4章 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	38
1 教育・保育の提供区域の設定	38
2 教育・保育事業の充実	39
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	42
第5章 子育て・子育て支援施策の方向	49
1 家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり	49
2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	65
3 子育てと仕事を両立できる環境づくり	84
4 子どもが学び・育つ環境づくり	89
5 子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり	103

第6章 計画の推進に向けて	107
1 家庭・家族、地域、関係団体等との協働	107
2 庁内の推進体制	108
3 計画の進行管理	108
資 料 編	109
1. 計画策定の経緯(摂津市子ども・子育て会議開催状況)	109
2. 摂津市子ども・子育て会議条例	110
3. 摂津市子ども・子育て会議委員	112
4. 用語説明	113



第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に生む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に生む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討がはじまりました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

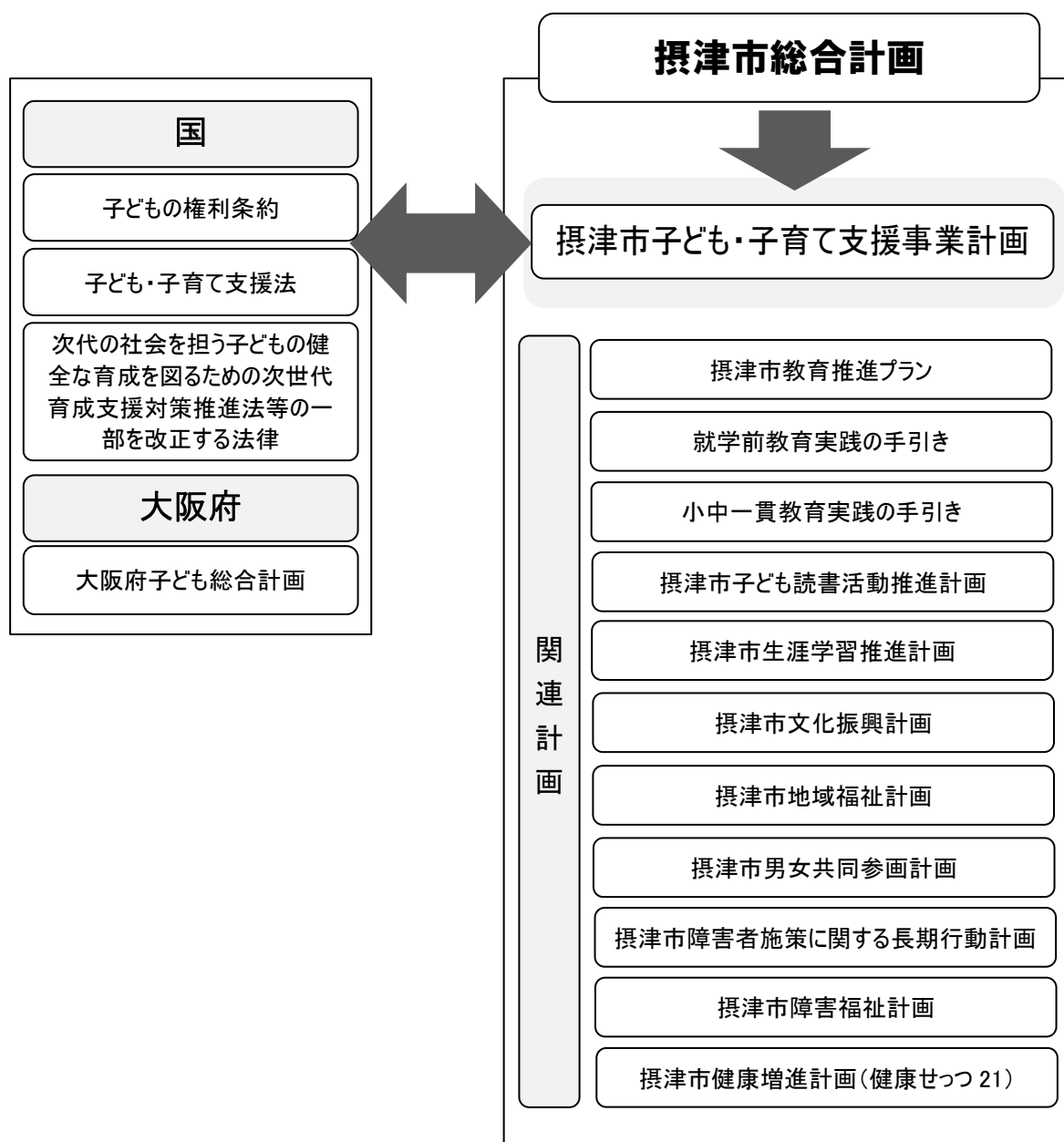
本市は、平成 21 年度に「摂津市次世代育成支援後期行動計画（せつつすこやか子育てプラン）」を策定し、「最善の利益は子どもに」「地域や社会による子育て支援」「こどもとともに育つ都市（まち）づくり」を基本理念に据えて、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育て環境づくりに取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、共働き家庭などの増加に伴う保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援し、安心して子どもを生み育てることができるとともに、子どもの最善の利益を確保しながら、子どもが育つことができる環境づくりを目的に、「摂津市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「摂津市次世代育成支援後期行動計画(せっつすこやか子育てプラン)」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「摂津市総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)														
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
【次世代育成支援前期行動計画】														
				↑ 評価・ 見直し	【次世代育成支援後期行動計画】 (せつつすこやか子育てプラン)									
									↑ 評価・ 策定	子ども・子育て支援事業計画				

4 策定体制

(1) 子育て家庭におけるニーズの把握

就学前児童及び小学生児童 1～3 年生の保護者を対象に、摂津市子ども・子育て支援ニーズ調査（アンケート調査）を実施し、保育ニーズをはじめ、摂津市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	2,500	1,329	53.2%
小 学 生 児 童	1,300	699	53.8%
合 計	3,800	2,028	53.4%

(2) 摂津市子ども・子育て会議を通じた市民意見の反映

平成 25 年度より、摂津市子ども・子育て会議条例に基づき、審議会（摂津市子ども・子育て会議）を設置しました。この会議では、平成 25 年度に 5 回、平成 26 年度に 7 回、計 12 回にわたり、ニーズ調査票案の検討をはじめ、現状と課題の把握、設備及び運営に関する基準条例の検討、保育料の検討、子ども・子育て支援事業計画骨子案・素案などを検討しました。この会議を通じて、市民の意見を聴取、反映した計画策定に努めました。

(3) 庁内での検討・協議

「摂津市次世代育成支援後期行動計画（せつつすこやか子育てプラン）」の毎年度の進捗把握・検証を庁内で行い、計画の成果と課題を把握しました。

本計画にこれらの結果を反映するとともに、関係各課との協議・調整の上、各施策を立案しました。

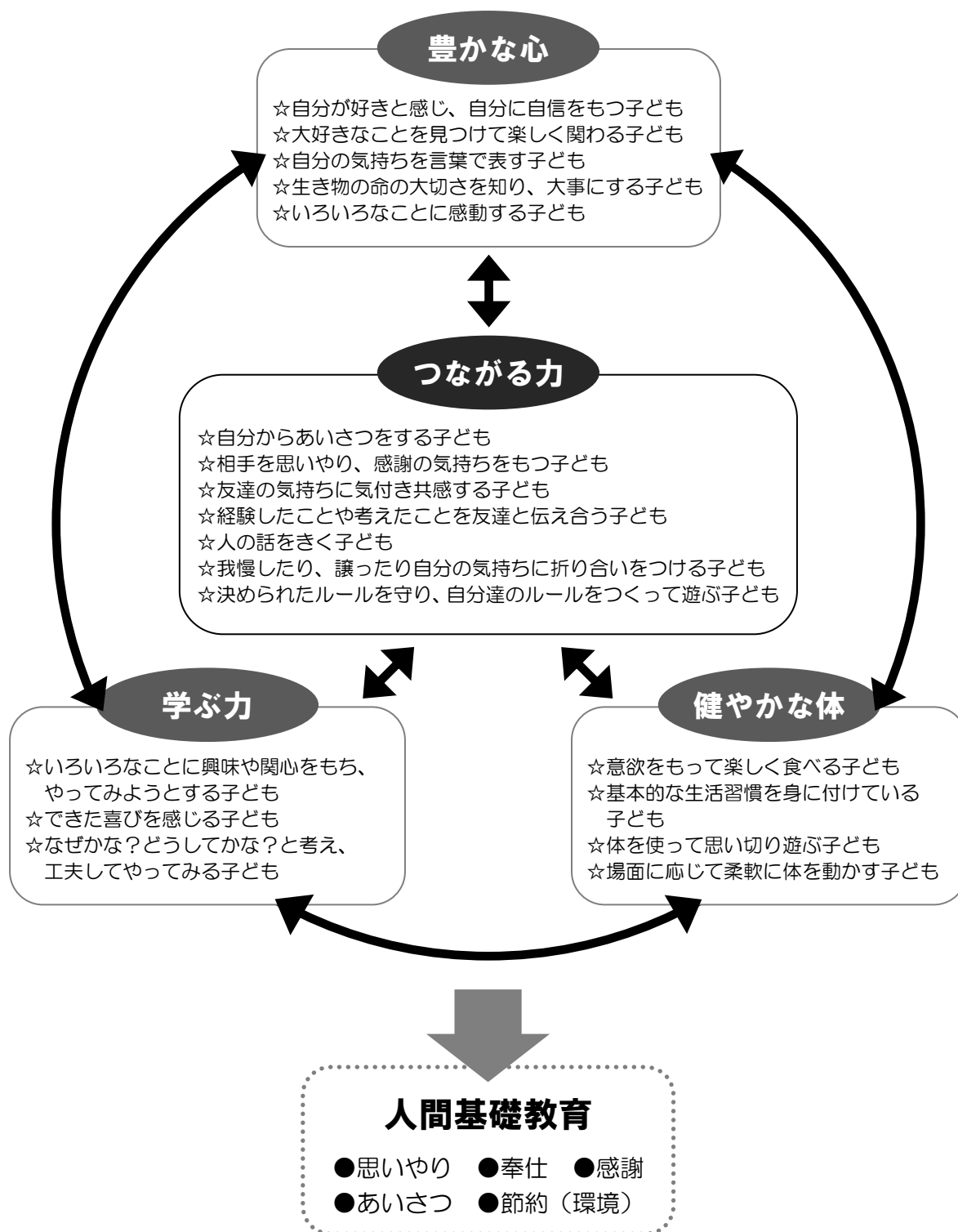
(4) パブリックコメントの実施

ニーズ調査及び摂津市子ども・子育て会議での意見に加え、計画に対する市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設、市内公私立保育所・幼稚園等で計画案を公開し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。



5 めざす子ども像

本市では、「就学前教育実践の手引き」を作成しており、その中でめざす子ども像を位置づけています。本計画においても本市がめざす子ども像を共有し、計画を推進します。



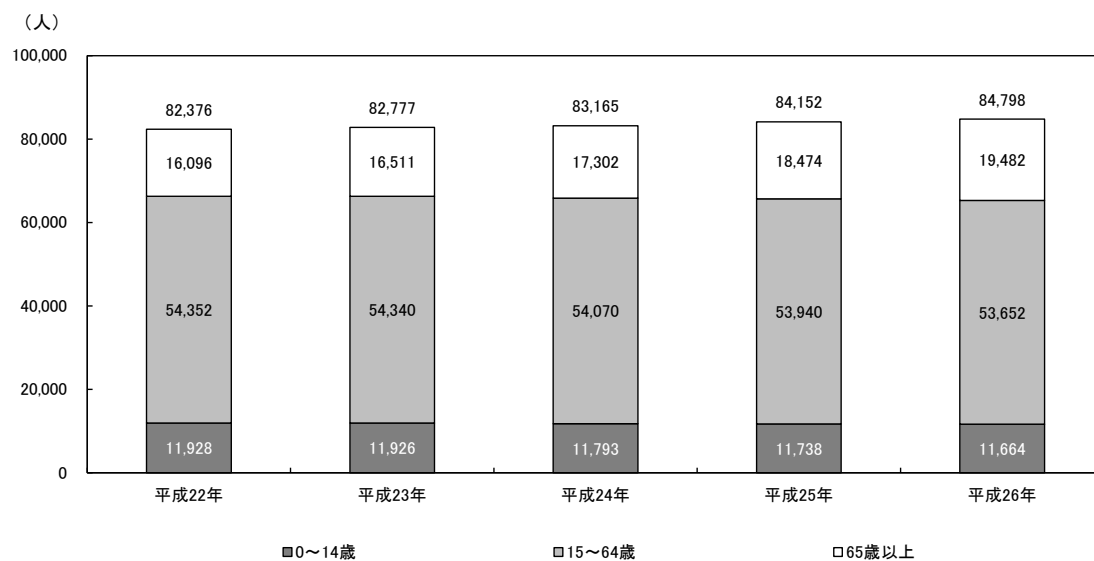
第2章 摂津市を取り巻く状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口では、緩やかな増加傾向にあり、平成26年で84,798人となっています。

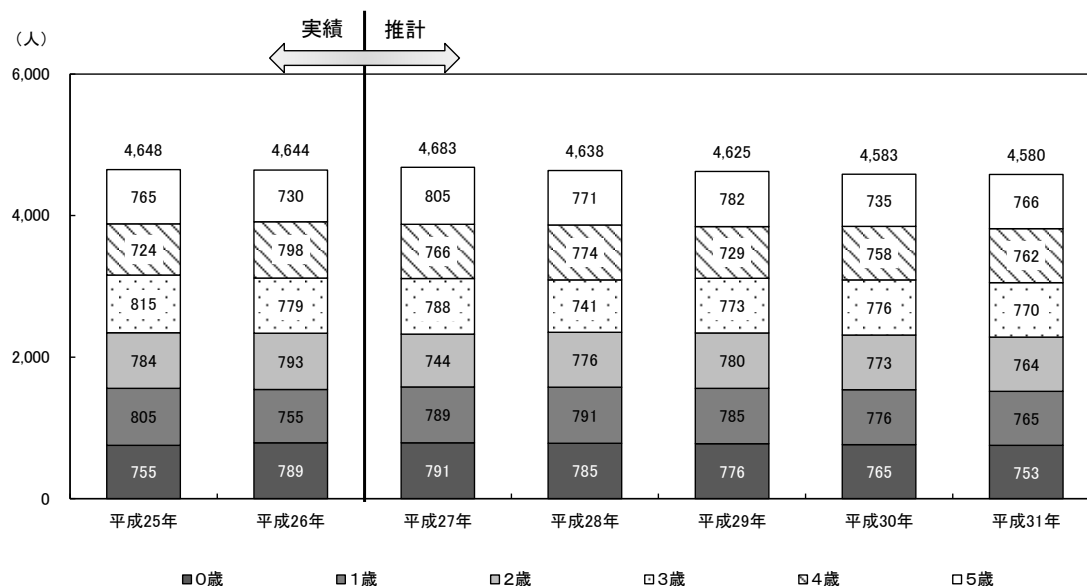
年齢3区分別人口でみると、65歳以上人口は増加傾向にある一方、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。



資料: 住民基本台帳 各年度4月1日現在(平成25年度以降は外国人を含む)

(2) 0～5歳人口の推移

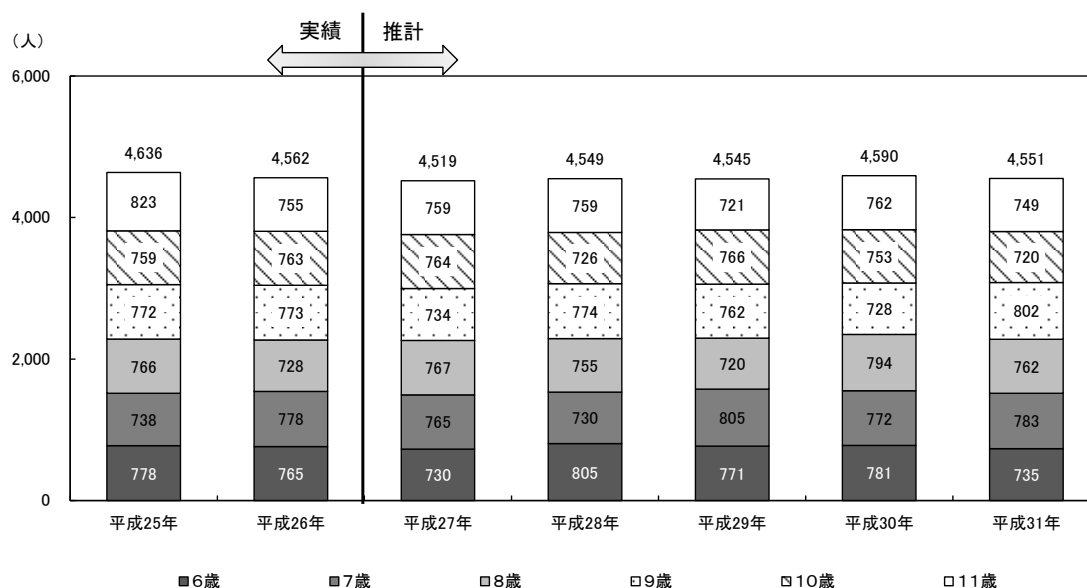
0～5歳人口は、平成27年をピークに、それ以降緩やかに減少すると予測されます。年齢別にみると、0歳児を除き各年齢で増減しながら推移することが予測されます。



資料：住民基本台帳（平成22年4月～平成26年4月のデータをもとにコーホート変化率法により推計）

(3) 6～11歳人口の推移

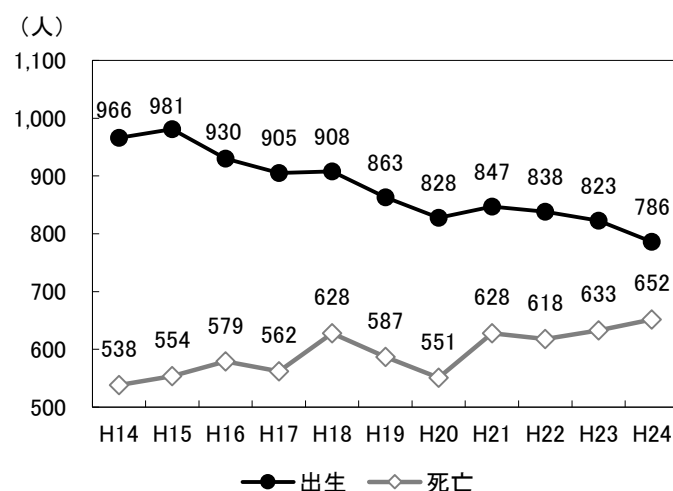
6～11歳は、平成31年まで増減しながら推移することが予測されます。



資料：住民基本台帳（平成22年4月～平成26年4月のデータをもとにコーホート変化率法により推計）

2 人口動態

(1) 出生数と死亡数の推移

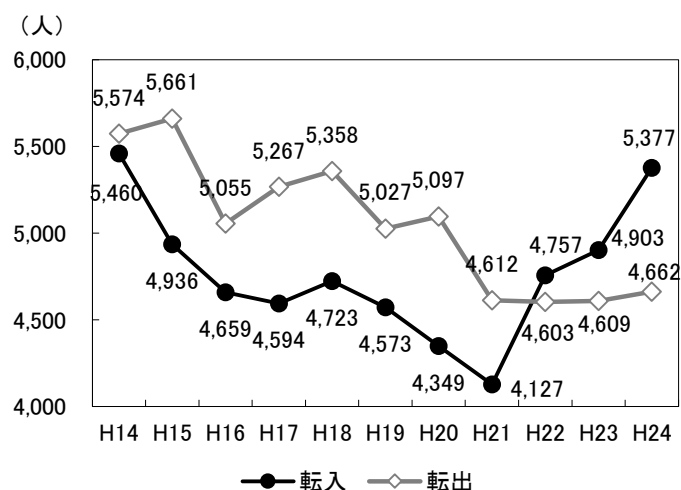


(資料: 摂津市統計要覧)

出生数と死亡数による自然動態では、出生数が死亡数を上回っています。

しかし、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、その差が年々小さくなっています。

(2) 転入数と転出数の推移

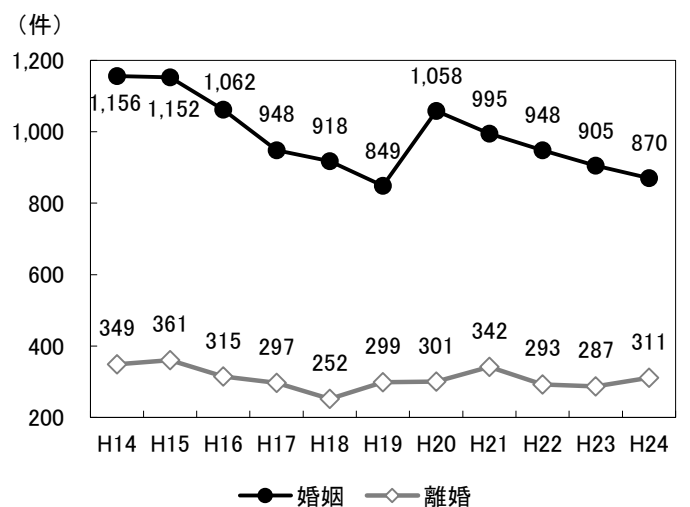


(資料: 摂津市統計要覧)

転入数と転出数による社会動態では、転入数が転出数を下回っていましたが、平成 22 年に逆転しています。これは、南千里丘地域の大規模開発による住宅供給等により、転入者が増加したものです。

なお、平成 24 年の転入数には、外国人登録制度の廃止に伴う外国人の住民基本台帳への移行分が含まれます。

(3) 婚姻数と離婚数の推移



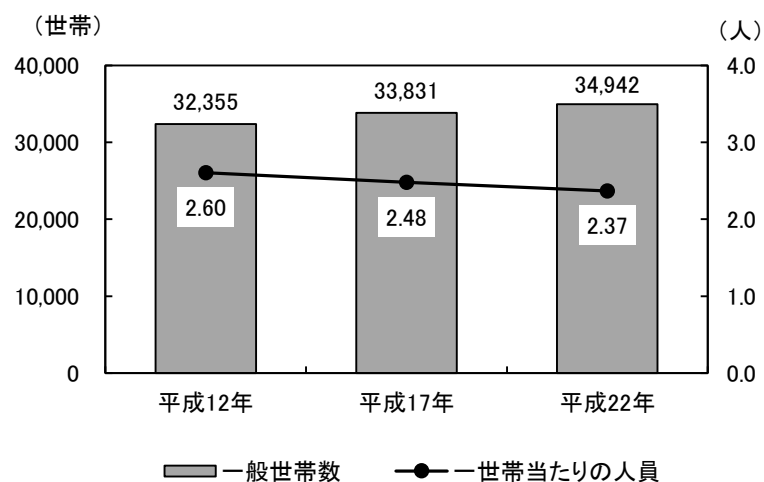
(資料: 摂津市統計要覧)

婚姻数と離婚数の推移では、婚姻数は平成 20 年で増加していますが、それを除くと減少傾向にあり、平成 24 年で 870 件となっています。

離婚数は、増減しながら推移しています。

3 世帯の状況

(1) 一般世帯数の推移



(資料: 国勢調査)

一般世帯数の推移では、増加傾向にあり、平成 22 年では、34,942 世帯となっています。

一方、一世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、平成 22 年で 2.37 人となっており、家族の小規模化が進んでいます。

(2) 家族構成別世帯の推移

家族構成別世帯では、おおむね横ばいで推移しているものの、一般世帯のうち核家族世帯が6割以上を占めていますが、その割合は減少傾向にあります。

一方、単身世帯は増加傾向にあり、平成 17 年以降3割以上を占めています。

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数 計	世帯	32,355	33,831	34,942
	%	100.0	100.0	100.0
	核家族世帯	20,751	21,082	20,953
	%	64.1	62.3	60.0
	その他親族世帯	2,481	2,341	2,035
	%	7.7	6.9	5.8
	非家族世帯	134	229	380
	%	0.4	0.7	1.1
	単身世帯	8,989	10,179	11,568
	%	27.8	30.1	33.1

(資料: 国勢調査)

※(家族類型の不詳は総数に含む)

(3) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、増加傾向にあり、平成 22 年で 998 世帯と、平成 12 年に比べ 238 世帯増加しています。

母と 18 歳未満の子の世帯、父と 18 歳未満の子の世帯ともに増加傾向にあり、平成 12 年と平成 22 年を比べると、前者は 208 人 (31.9%)、後者は 30 人 (27.8%) それぞれ増加しています。

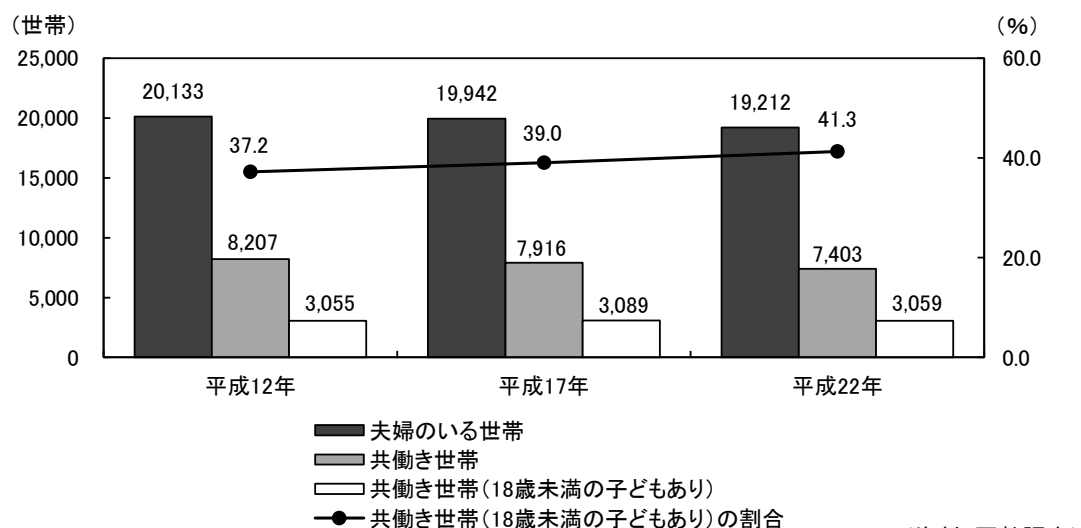
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数 計	世帯	32,355	33,831	34,942
	%	100.0	100.0	100.0
	ひとり親世帯 計	760	883	998
	%	2.3	2.6	2.9
	(うち) 母と 18 歳未満の子の世帯	652	772	860
	%	2.0	2.3	2.5
	(うち) 父と 18 歳未満の子の世帯	108	111	138
	%	0.3	0.3	0.4

(資料: 国勢調査)

(4) 共働き世帯の推移

共働き世帯は、夫婦のいる世帯の減少に伴い、減少しています。

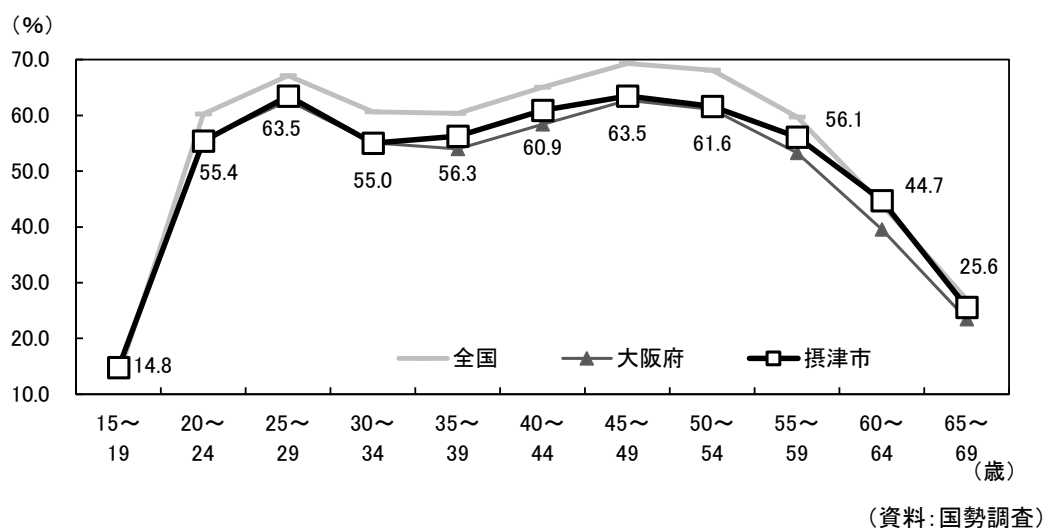
18歳未満の子どものいる共働き世帯は、増減しながらほぼ横ばいで推移していますが、共働き世帯に占める割合は緩やかに上昇しています。



4 女性の就業状況

女性の就業率では、摂津市、大阪府、全国ともに30歳代において就業率が低下し、40歳代で上昇する曲線を描いています。

摂津市は、全国に比べ、20～59歳において低い水準となっており、女性の就業率が低くなっています。大阪府と比べると、ほぼ同水準となっていますが、摂津市は35～39歳、40～44歳で割合が若干高くなっています。

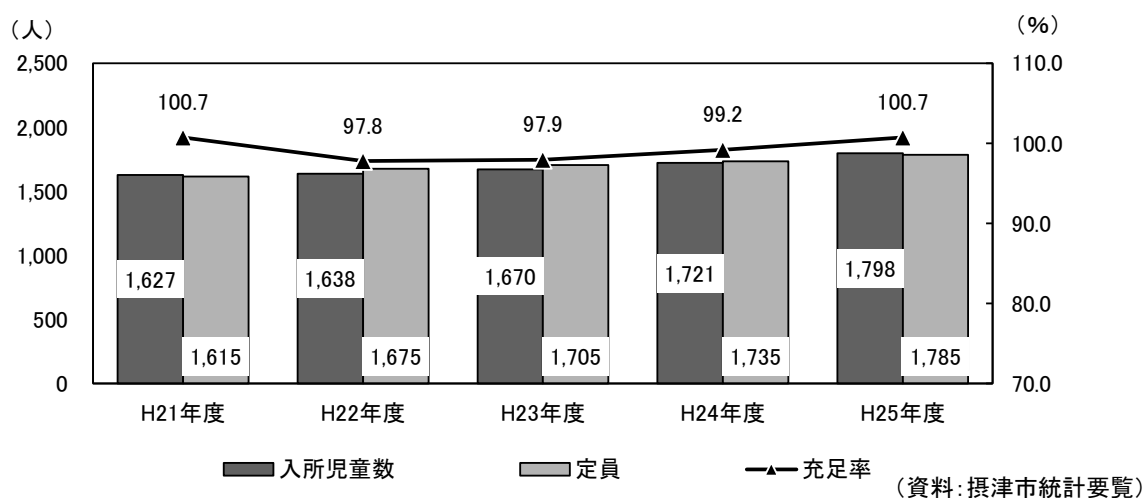


5 保育所・幼稚園・認定こども園の入所・入園状況

(1) 保育所等の入所状況

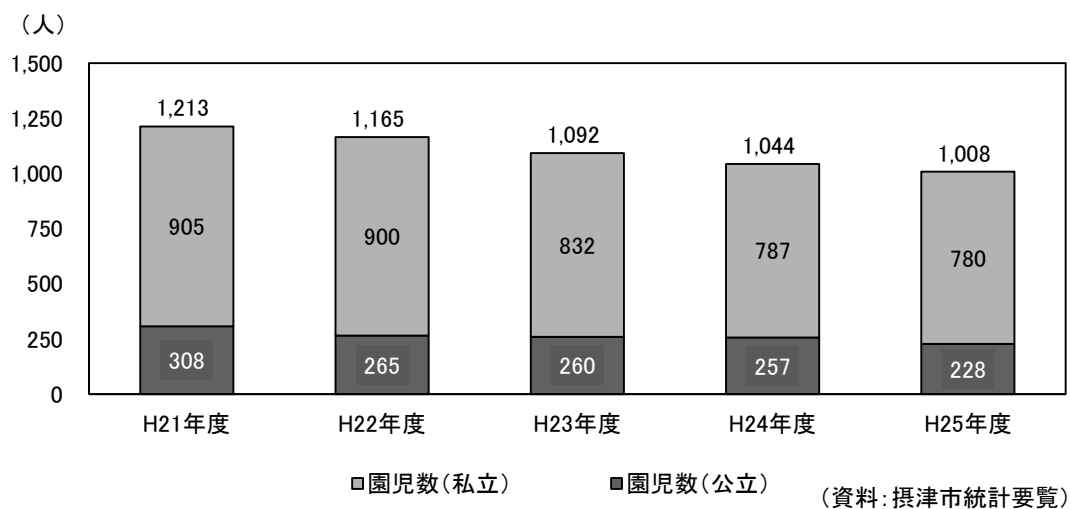
保育所・認定こども園（保育所部分）の入所状況では、入所児童数が年々増加傾向にあります。平成21年度と比較すると平成25年度までに保育所定員は170人増加していますが、依然として待機児童が発生している状態にあります。

今後も保育需要の増大が予想される中、待機児童の解消に向けて、地域型保育事業の実施や保育所定員の増加を図っていく必要があると考えられます。



(2) 幼稚園等の入園状況

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園状況では、私立、公立ともに入園児童数は減少しており、平成25年度は平成21年度に比べ、全体で205人減少しており、幼稚園に対する需要が減少していることがうかがえます。



(3) 施設別にみる保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況

施設別にみる保育所、認定こども園の利用者数の推移では、公立保育所の利用者は別府保育所で増加、そのほかの保育所はほぼ横ばいで推移しています。

一方、私立保育園、認定こども園の利用者数は、各園でおおむね横ばいか増加で推移しています。

◆保育所の利用状況

(単位:人)

保育所名		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
公立	正雀保育所	98	93	101	102	102
	別府保育所	54	67	59	66	69
	鳥飼保育所	103	97	101	100	100
	子育て総合支援センター	137	142	145	144	145
私立	千里丘愛育園	89	85	73	99	102
	勝久寺保育園	52	47	51	59	64
	一津屋愛育園	96	119	127	129	123
	藤森保育園	66	69	63	61	64
	とりかい保育園	48	49	49	49	49
	摂津さつき保育園	90	78	82	81	85
	鳥飼さつき園	243	232	212	191	212
	正雀愛育園	133	131	134	133	145
	つるのひまわり保育園	99	97	102	99	100
	とりかいひがし保育園	100	100	100	106	111
	せつつ保育園	124	135	136	145	149
	摂津ひかり保育園	95	97	99	99	97
	摂津ひかりにこにこ保育園※	-	-	36	58	81

※摂津ひかりにこにこ保育園は認定こども園

(資料:摂津市統計要覧)

施設別にみる幼稚園利用者数の推移では、公立幼稚園の利用者数はべふ幼稚園で平成 23 年度まで緩やかに増加しているものの、全体的に利用者数は減少傾向にあります。

私立幼稚園の利用者数は、公立と同様に全体的に減少傾向にあります。

◆幼稚園の利用状況

(単位:人)

幼稚園名		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
公立	せつつ幼稚園	161	120	123	144	129
	べふ幼稚園	55	58	59	47	41
	とりかい幼稚園	92	87	78	66	58
私立	三島幼稚園	207	204	193	186	184
	かおり幼稚園	283	277	255	232	252
	摂津ひかり幼稚園	415	419	384	369	344

※摂津ひかり幼稚園は認定こども園

(資料:摂津市統計要覧)

(4) 小学校別にみる学童保育室の入所状況

学童保育室の入所状況では、1～3年生のうち、各小学校で2～3割の人が学童保育室に入所しており、市全体でも667人が利用と、児童数の約3割が学童保育室を利用しています。

◆学童保育室の入所状況（平成 25 年度）

(単位:人)

小学校名	児童数	入室児童数	1年	2年	3年
千里丘	162	59	18	12	29
三宅柳田	284	88	39	26	23
摂津	322	98	35	35	28
味舌	209	61	23	20	18
別府	258	63	33	17	13
味生	161	45	21	15	9
鳥飼西	302	87	32	30	25
鳥飼北	259	77	26	29	22
鳥飼	164	59	19	21	19
鳥飼東	119	30	14	11	5
合計	2,240	667	260	216	191

(資料:摂津市資料)

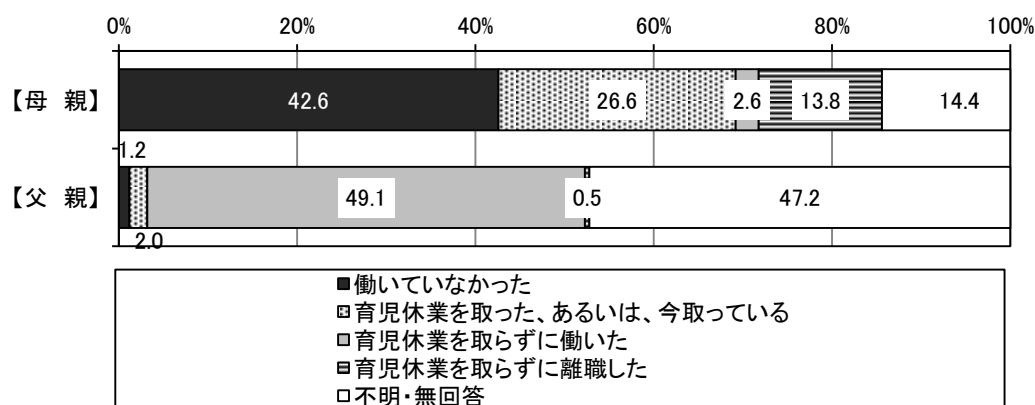
6 ニーズ調査結果にみる現状

(1) 育児休業の取得状況

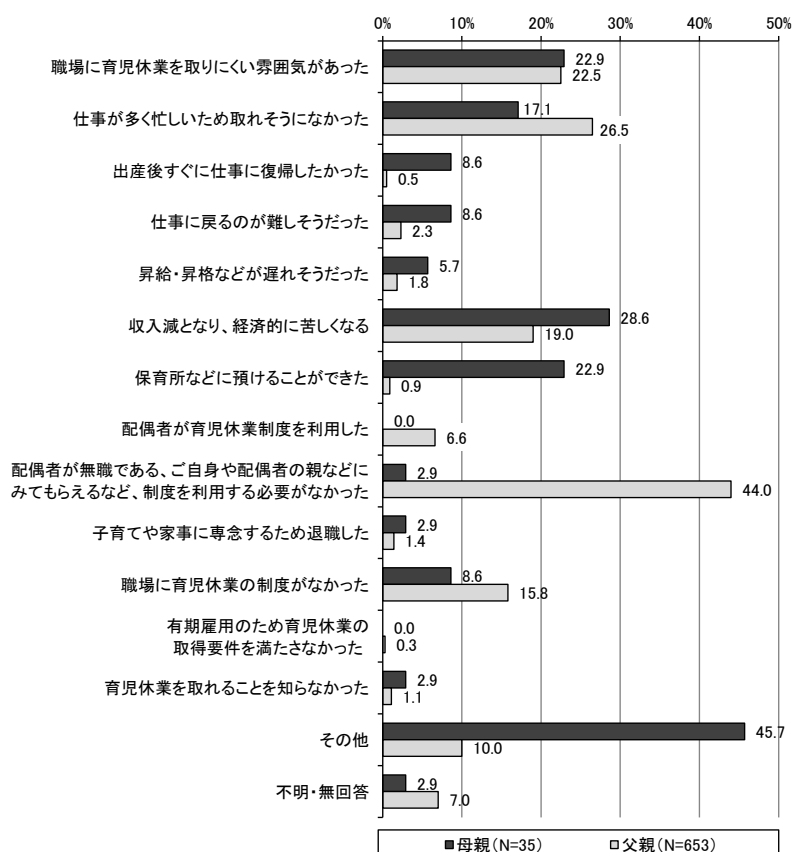
① 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況では、母親で3割近くが取得しています。父親は2%にとどまっています。また、母親においては1割強の人が離職しています。

就学前児童(N=1,329)



② 育児休業を取らずに働いた理由



育児休業を取らずに働いた理由は、母親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、経済的な面や職場などで取得しづらい環境がうかがえます。

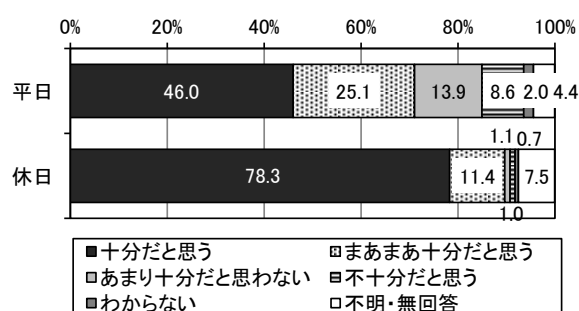
父親においても「仕事が多く忙しいため取れそうになかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」で2～3割の回答がみられており、育児休業を取りやすい環境づくりが求められています。

(2)子どもと一緒に過ごす時間

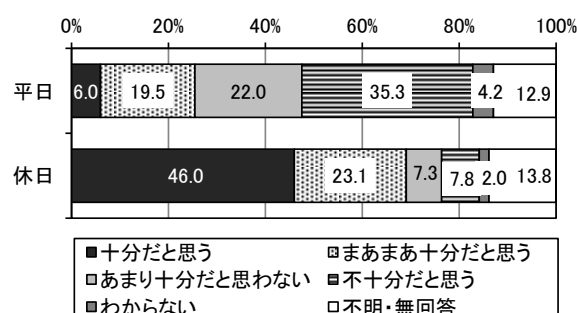
子どもと一緒に過ごす時間では、就学前児童、小学生児童ともに平日、休日において母親に比べ、父親のほうが子どもと一緒に過ごす時間が取れないことに不十分さを感じています。父親の育児参加が進んできている中、父親も子どもと過ごす時間が増えてきていると考えられますが、今後も父親の育児等への参加の促進に努める必要があります。

〈就学前児童〉

【母親】(N=1,329)

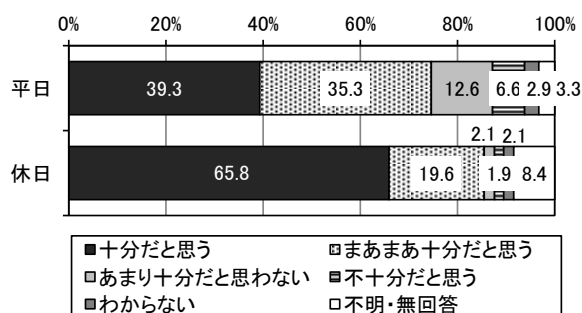


【父親】(N=1,329)

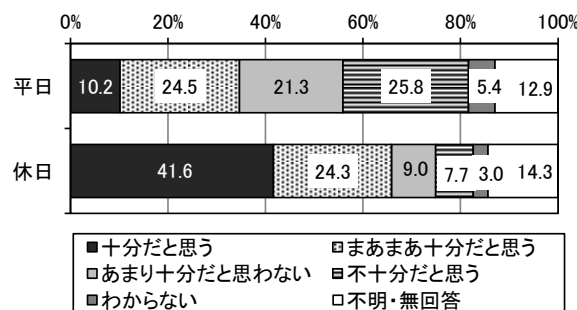


〈小学生児童〉

【母親】(N=699)



【父親】(N=699)

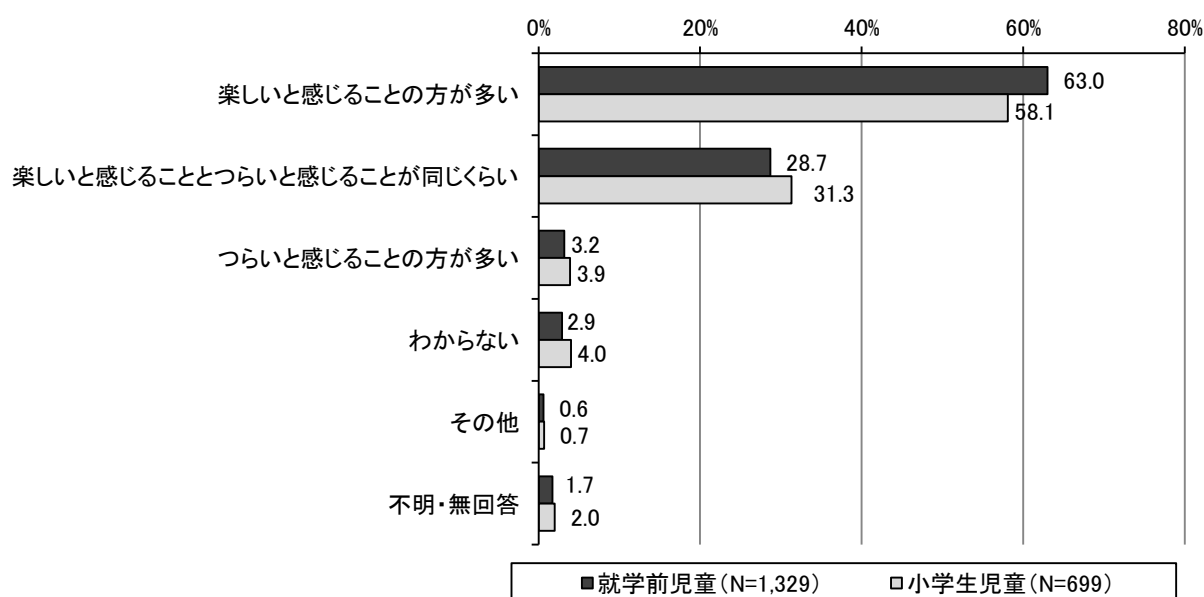


(3) 家庭における子育て支援

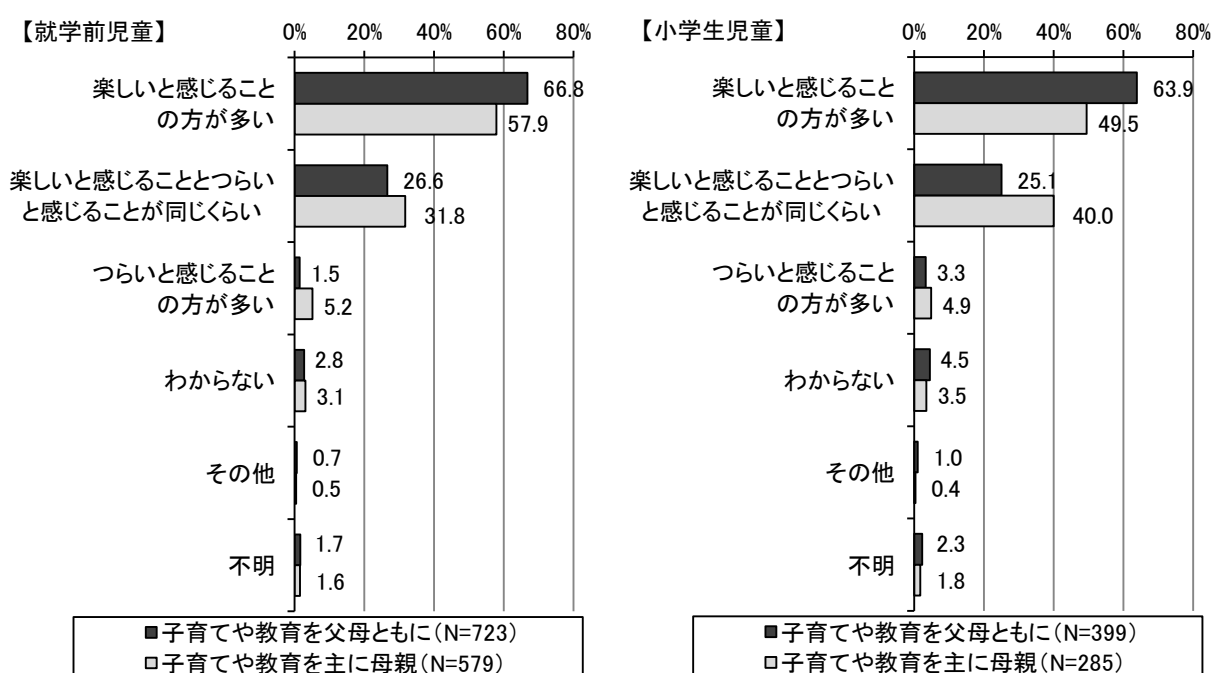
子育ての感じ方については、就学前児童、小学生児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が5割以上となっています。

子育てや教育を主に行っている人別にみると、就学前児童、小学生児童ともに母親のみで行っている人に比べ、父母ともに行っている人のほうが、子育てにつらさを感じるよりも楽しさを感じている傾向があり、家庭内で協力できることが重要となっています。

○子育ての感じ方



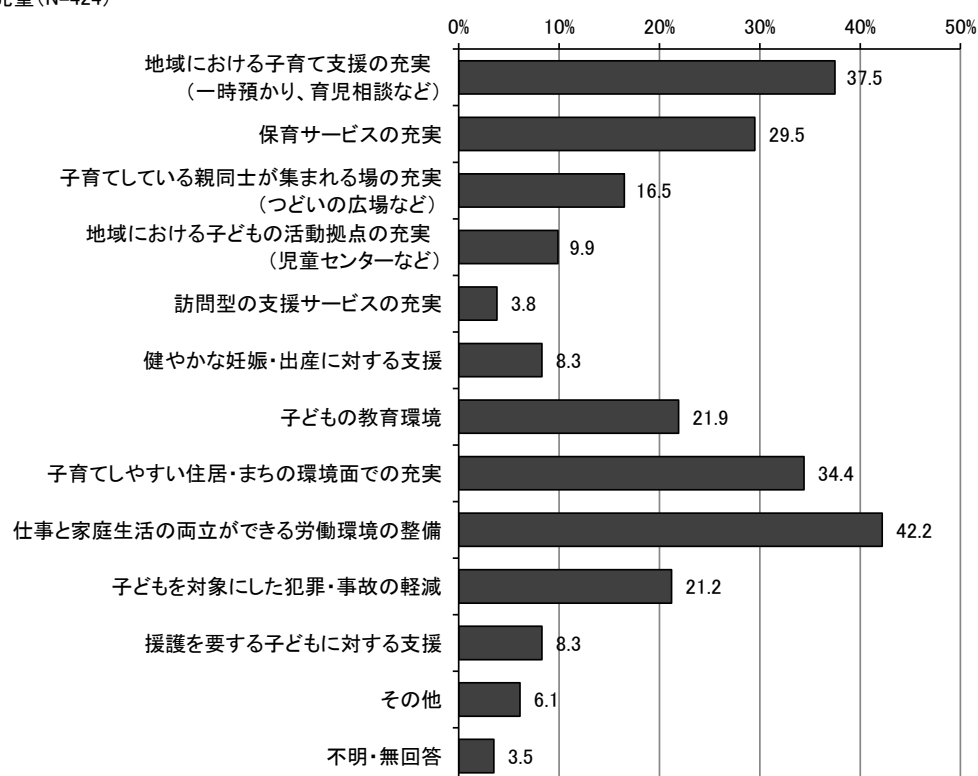
○子育てや教育を主に行っている人別にみた子育ての感じ方



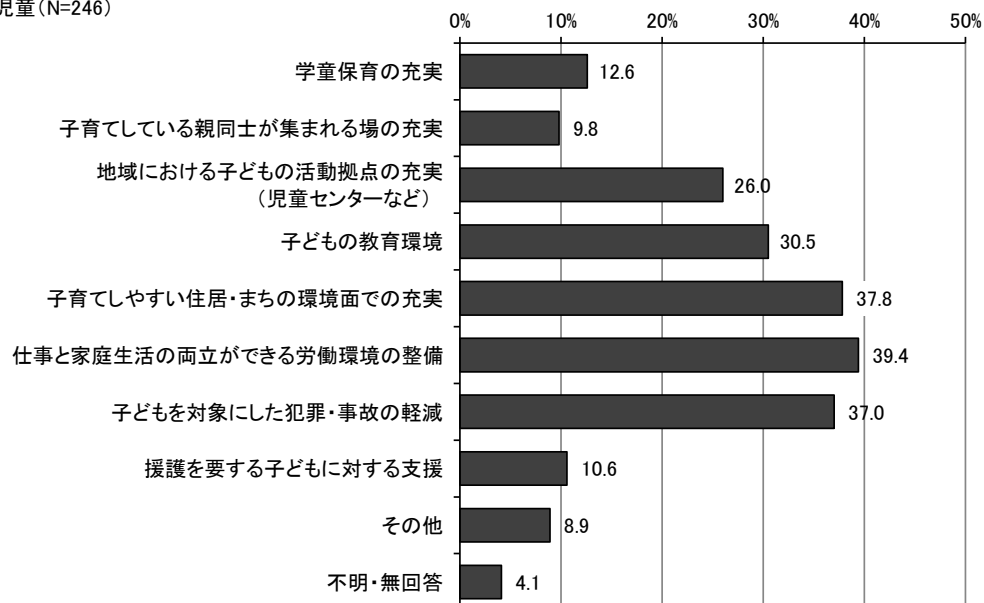
(4) 子育てをする中で必要な支援や対策

子育てをづらいと感じている人の子育てのつらさを解消するために必要な支援や対策については、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「地域における子育て支援の充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」といった労働環境の整備や地域における子育て支援、子育てしやすいまちづくりなどが求められています。小学生児童では、これらに加えて、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」といった子どもの安全対策が求められています。

就学前児童 (N=424)



小学生児童 (N=246)

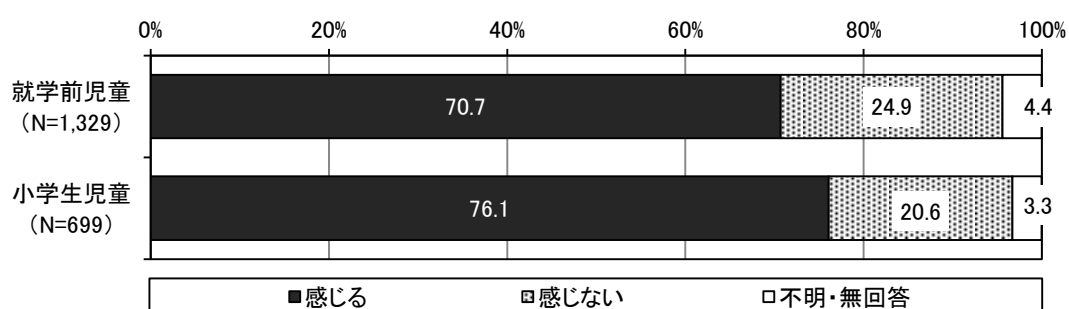


(5) 地域における子育て支援

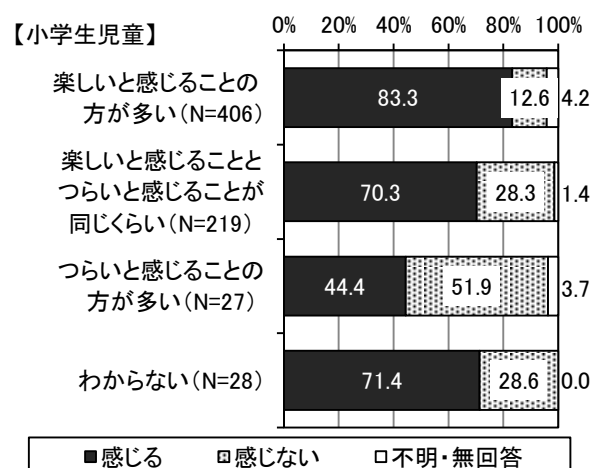
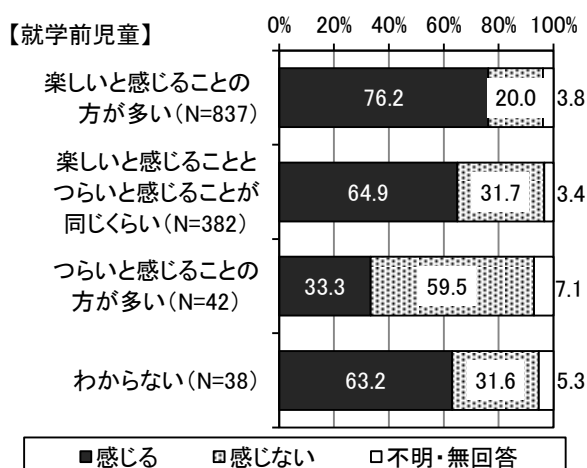
子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうかでは、7割以上の方が「感じる」と回答しています。

また、子育ての感じ方でみると、楽しいと感じている人のほうが、地域の人に支えられていると感じる人が多くなっています。今後も子育ての不安や負担を解消していく上では、こうした地域のつながりづくりをはじめ、地域における子育て支援を進めていくことが必要となっています。

○子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうか



○子育ての感じ方別にみる子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうか

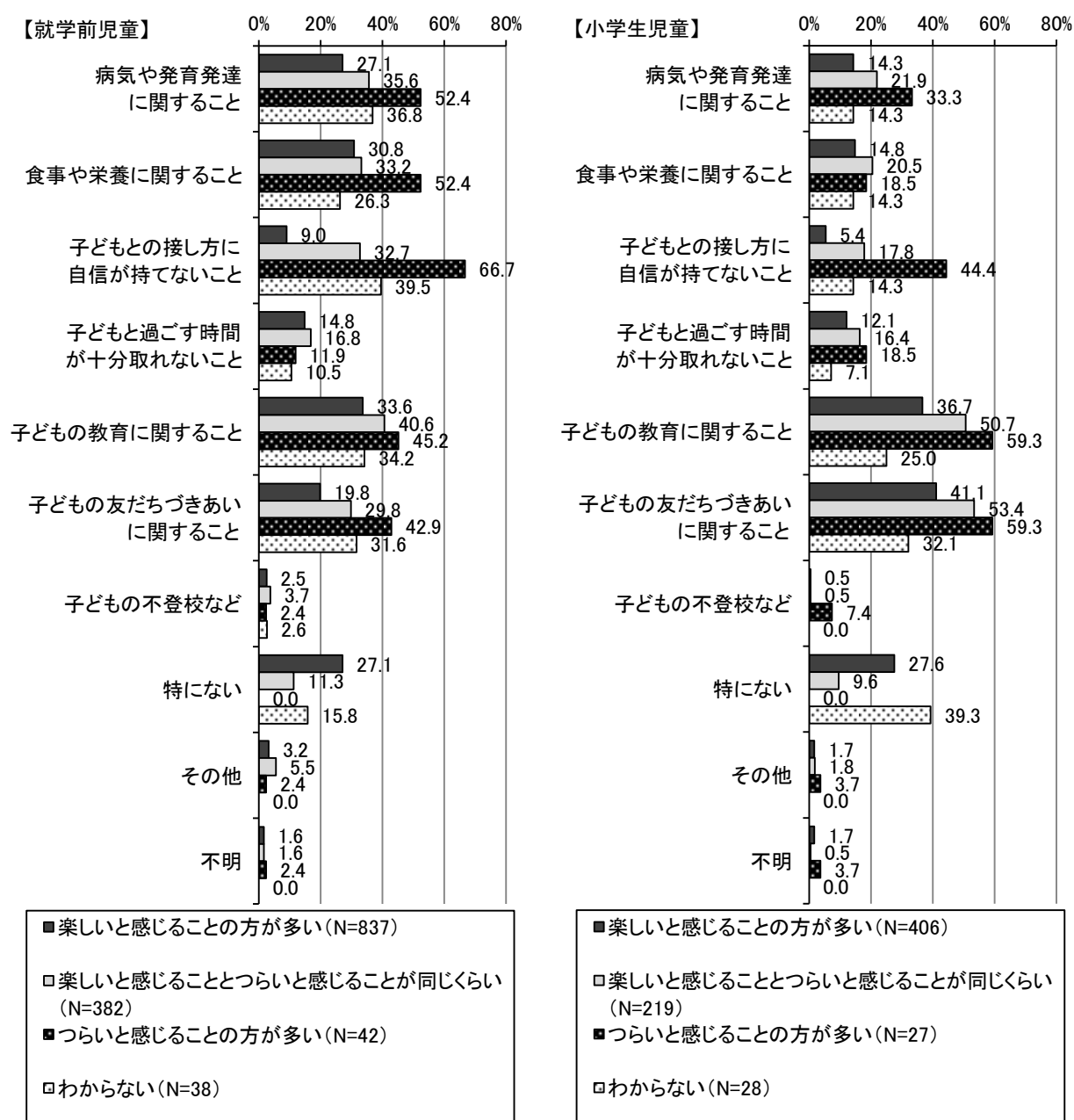


(6) 子育てについての悩みの解消

子育ての感じ方別に子どもに関することの悩みをみると、子育てをつらいと感じるほど、悩みが多く、就学前児童では子どもの成長や子どもへの接し方、小学生児童では子どもの教育や友だちづきあいなどの悩みがうかがえます。

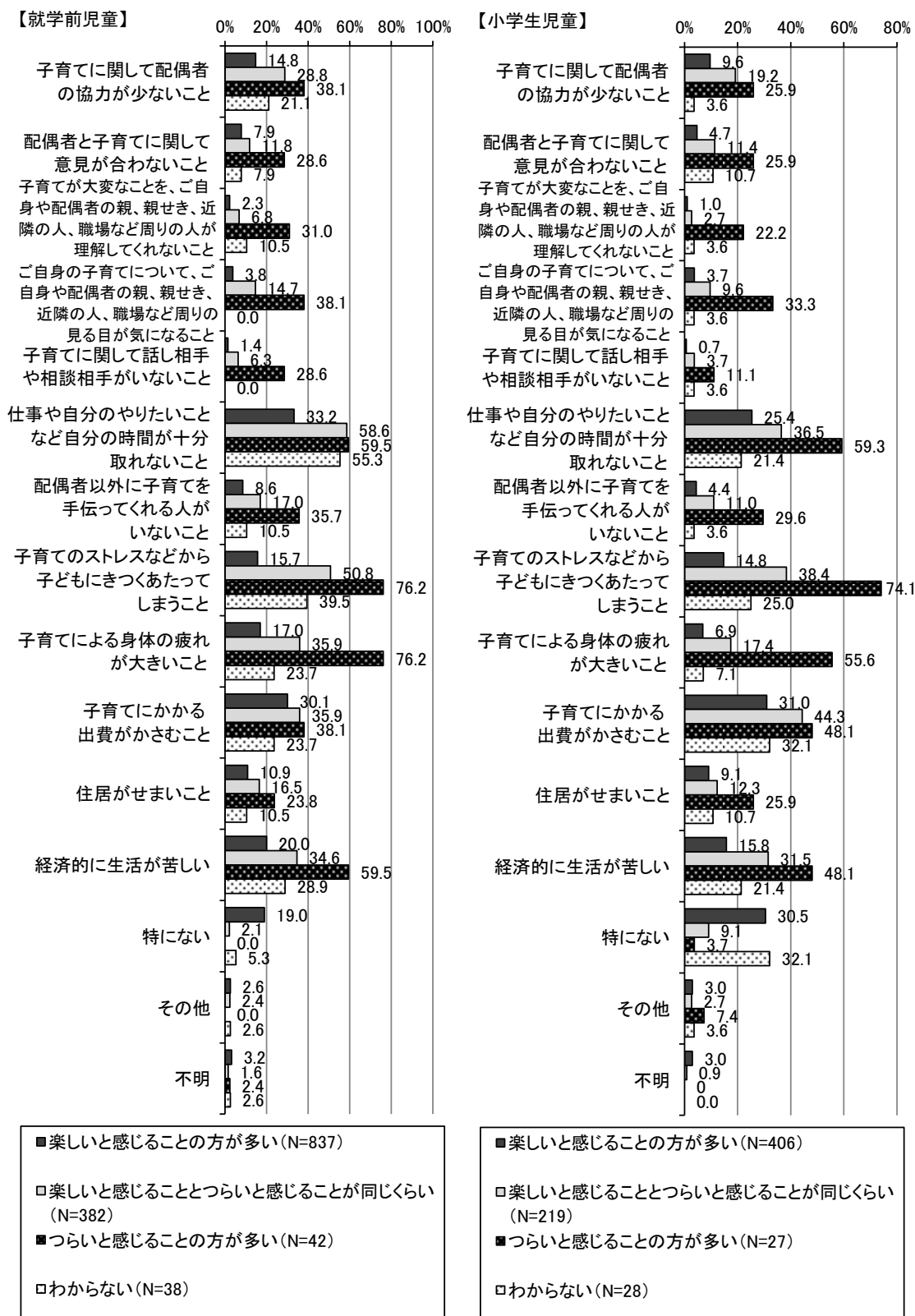
こうした悩みに対しては、地域や行政等が協力しながら、対応していくことが求められています。

○子育ての感じ方別にみる日常悩んでいることや気になること（子どもに関すること）



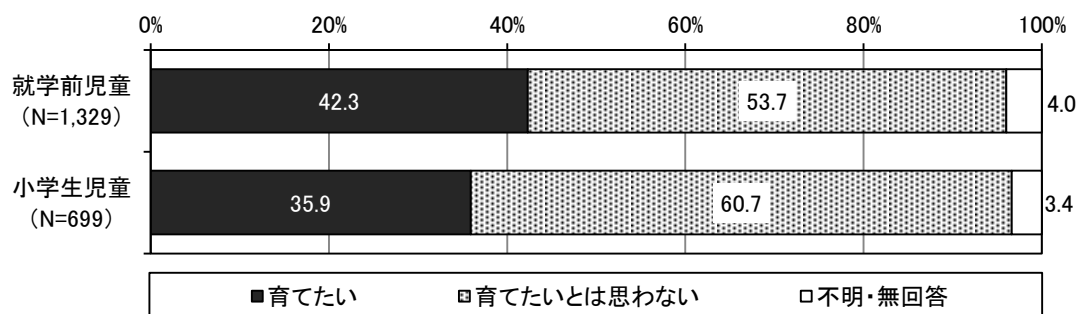
保護者に関することでは「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまう」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」などが悩みとして多くなっており、こうした悩みの解消や軽減に向けたケアなどが求められています。

○子育ての感じ方別にみる日常悩んでいることや気になること（回答者（保護者）に関すること）

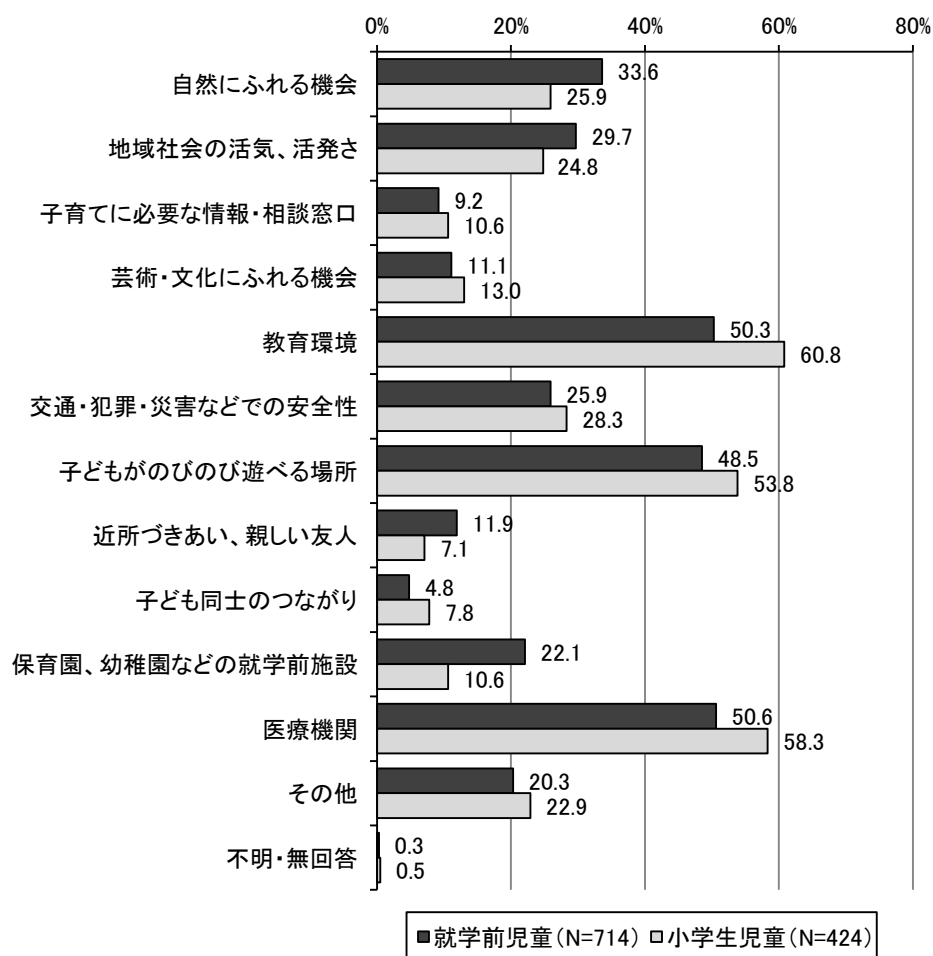


(7)子育てを行う場所の意向

子どもを育てる場所を自由に選べるとしたら、今後も摂津市で育てたいと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに「育てたいとは思わない」が「育てたい」を上回っています。



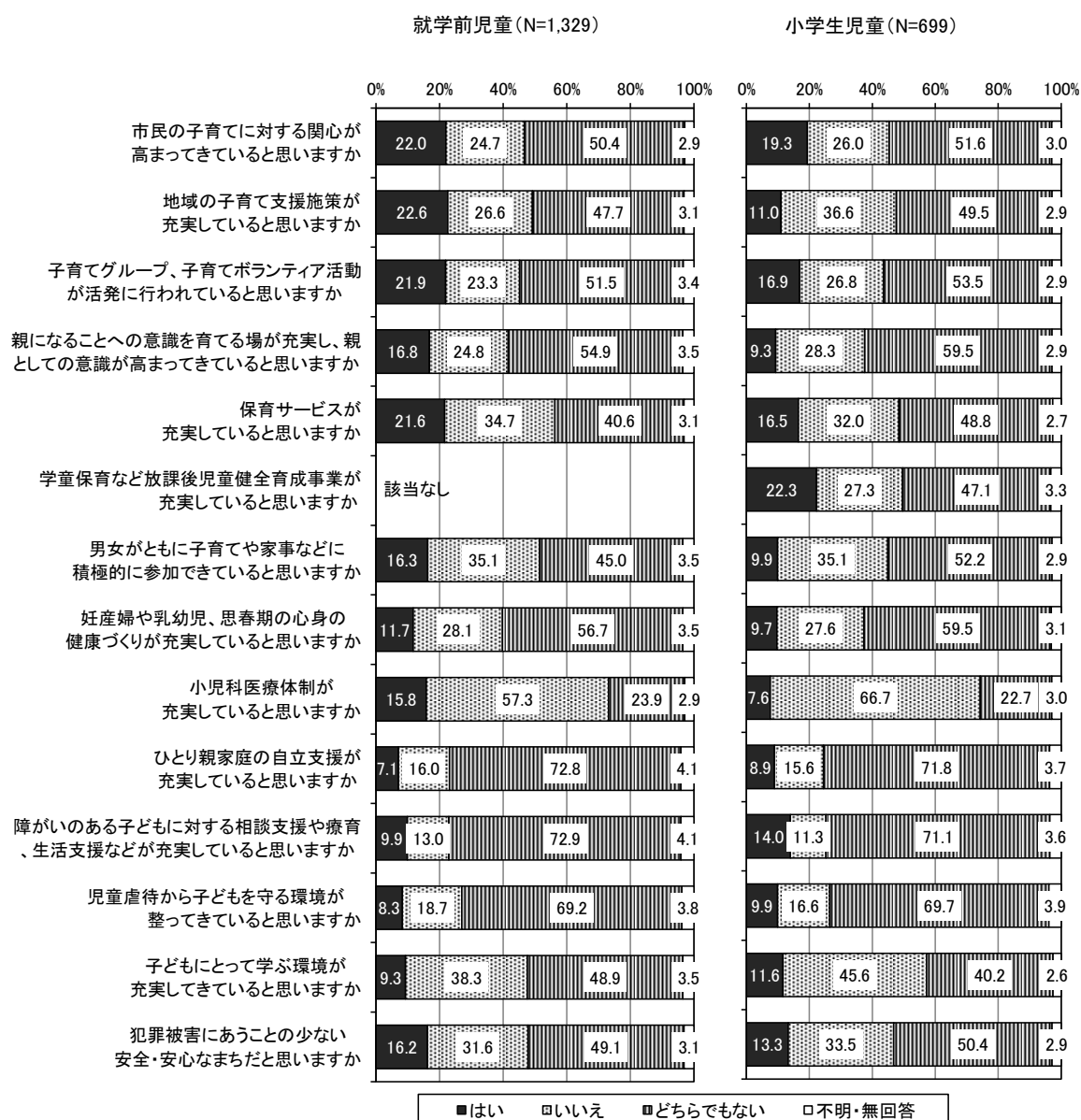
摂津市で子どもを育てるために不足している、あるいは不満だと思う理由では、「医療機関」「教育環境」「子どもがのびのび遊べる場所」が4割以上と群を抜いて高く、今後も充実が求められています。



(8)子育て施策

摂津市の子育て施策では、市民の子育てに対する関心の高まり、地域の子育て支援施策、子育てグループや保育サービスの充実、ボランティア活動の活発化などが進んできていることがうかがえます。

一方、男女共同参画や保育サービス、小児科医療体制、子どもにとって学ぶ環境、安全・安心のまちづくりなどの施策の充実が求められています。



7 摂津市次世代育成支援後期行動計画の進捗状況

(1) 特定事業の整備目標の進捗状況

特定事業の整備目標に対する進捗状況では、特定保育事業、トワイライトステイ事業、病児保育事業を除き、目標には到達していない事業もあるものの、全体的に進捗がみられます。

特に通常保育事業では目標に対して60人定員増となっています。また、延長保育事業でも目標利用者数の250人に対して、平成25年度で686人と436人多くなっています。

一方、病後児保育、一時預かり事業では、事業は実施しているものの、予測ほど利用が進んでいない状況があります。

事業名	単位	目標 【H26年度】	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
通常保育事業	定員(人)	1,725	1,675	1,705	1,735	1,785
	か所数	17	16	17	17	17
特定保育事業	か所数	検討	未実施	未実施	未実施	未実施
延長保育事業	利用者数(人)	250	221	383	337	686
	か所数	17	17	17	17	17
夜間保育事業	利用者数(人)	5		3	3	3
	か所数	1		1	1	1
トワイライトステイ事業	か所数	1	未実施	未実施	未実施	未実施
休日保育事業	定員(人/日)	10	10	10	10	10
	か所数	1	1	1	1	1
病児 ・病後児保育事業	病後児 利用者数(人)	160	18	13	15	17
	か所数	1	1	1	1	1
	病児対応	検討	未実施	未実施	未実施	未実施
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	利用者数(人)	670	661	660	663	667
	か所数	10	10	10	10	10
地域子育て支援拠点事業	広場型(か所)	9	5	5	7	7
	センター型(か所)	1	1	1	1	1
一時預かり事業	利用者数(人)	5,000	3,944	3,325	3,235	3,267
	か所数	9	8	8	8	9
ショートステイ事業	か所数	4	3	3	3	3
ファミリー・サポート ・センター事業	か所数	1	1	1	1	1

(2) 重点施策にみる進捗状況

① 次代を担う子どもを育てる家庭を支える環境づくり

●わかりやすい相談窓口の開設や情報提供の推進

- ・平成 22 年度に「せっつみんなで子育てガイド」を作成・発行し、情報提供に努めました。また、平成 24 年度は再編集し、親子連れのおでかけに便利な各駅の情報などを詳しく掲載しました。
- ・平成 23 年度に子どもの福祉に関する業務を教育委員会に移管し、教育と福祉の業務の統合を図りました。また、赤ちゃんから就学前までに必要な情報をまとめた「せっつ子育てつながりブック」を作成し、配布しました。
- ・市ホームページ子育てポータルサイト「せっつみんなで子育てねっと」のわかりやすい的確な情報の更新に努めました。
- ・そのほか、市広報紙などを通しての啓発、こどもフェスティバルなどを通して、子育てに関する情報提供や意識啓発に努めました。

●子育てへの「ちょっとした思いやり」の行動の拡充

- ・身近で気軽にできる「ちょっとした思いやり」の行動を広め、地域や社会による支えられ感を高めることができるよう、「せっつ子育て応援隊」の立ち上げや活動を支援するとともに、子育て応援の啓発活動や交流会を行いました。
- ・応援隊の活動を多くの人に知ってもらうため、チラシ、ポスター、子育て情報誌を配布するとともに、応援隊は缶バッジをつけ、子育てのイベント等で子育て中の親に広く周知しました。
- ・子育て応援隊の活動として、市役所会議室を活用し、来庁される子育て世帯を対象に「子育て応援ひろば」を、平成 25 年度は月 1 回、平成 26 年度は週 1 回開催しました。

●地域子育て支援拠点と一時預かりの場の拡充

- ・母子健康手帳交付時に配付する「妊婦さん保育所スマイルカード」のほか「赤ちゃんといふれあいガイド」を通じて、妊娠期から保育所に関わって乳児といふれあう体験や子育てを知る機会を提供しました。
- ・一時預かり事業は、平成 22 年度に安威川以南地域で 3 か所増の計 8 保育所となり、利用が促進されました。
- ・地域子育て支援拠点事業は、広場型を 22 年度に 1 か所、24 年度に 2 か所、26 年度に 1 か所、それぞれ増やし、計 8 か所となりました。地域子育て支援センターにおけるセンター型 1 か所と連携し、事業の充実に努めています。

項 目	単 位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
一時預かり	か所数	8	8	8	9
	利用者数	3,944	3,325	3,235	3,267
地域子育て 支援拠点	センター型か所数	1	1	1	1
	広場型か所数	5	5	7	7
	延べ利用者数	30,288	27,895	36,377	35,542

●子育ての学びあいの機会の拡充による親育ちの支援の充実

- ・子育てに自信が持てるようになるための連続講座「前向き子育てプログラム（トリプルP）」を各地域で受講できる機会を拡大し、ファシリテーター養成講座を受講した保育士が中心となり、開催しました。
- ・男女共同参画センターとNPO 法人キッズぽてと・絵本よみきかせ隊おおきなかぶとの協働事業を実施したほか、NPO 法人キッズぽてとによる「ぽてとひろば」を継続的に実施しました。
- ・育児グループの活動や立ち上げについての相談、利用可能な支援などの情報提供、グループ交流会の開催など、子育てグループの活動を支援しました。

② 子育てに喜びと楽しさを感じる環境づくり

●ニーズに応じた保育所の受け入れ体制の整備

- ・私立保育園・認定こども園の開設・改築・建替え等により、定員を増員し、待機児童の縮小に努めました。
- ・平成 26 年度には、私立保育園の改築、定員増、私立保育園 2 園の開設により、140 名の定員増を行いました。

項 目	単 位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
保育所	増加定員数	60	30	30	50

●延長保育の拡大と休日保育・病後児保育の促進

- ・延長保育は全保育所で実施しており、うち 4 園では午後 8 時まで対応しています。
- ・休日保育と病後児保育は入所前と入所後に複数回全保護者に案内し周知をしました。

項 目	単 位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
休日保育	利用者数	102	57	57	131
病後児保育	利用者数	18	13	15	17

●学童保育室の整備

- ・学童保育のニーズに対応するために、保育室新築等による環境整備を実施しました。

●父親の子育て講座を拡充し、父親の子育てへの参画促進

- ・地域子育て支援センターで、父親と幼児を対象としたパパっこクラブを開催しました。
- ・NPO 法人キッズぽてとのお父さん応援プロジェクト「パパ集まれ！」を2か月に1回開催しました。
- ・男女共同参画センターでは、子育てを楽しみ、笑っているパパになるための講座「せっつパパスクール」を実施し、父親の子育てへの参画を進めるよう、取り組むとともに、子育てや家事に積極的に関わる父親を撮影した写真を募集した「パパの家事・育児自慢写真コンテスト」を実施しました。

③ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

●生後4か月までの全戸訪問の推進

- ・「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、4か月児健診までに保健師、助産師が全戸訪問して、早期に産婦の体調や子育ての相談・指導を行っています。
- ・里帰り出産等で訪問できない家庭などであっても、状況の把握ができるように努め、健診時のフォロー等に取り組んでいます。

項 目	単 位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問人数	709	744	647	683

●保健センターを中心に親と子の健康づくり事業の充実

- ・平成22年度に保健センターを新たに整備し、保健事業の拠点となっています。施設の充実により、親と子が利用しやすい施設となってきており、利便性が向上しています。
- ・乳幼児健診では、一定の受診率となっているものの、未受診者への再案内や訪問など、さらに取組を進めています。

項 目	単 位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
乳幼児健診受診率	4 か月児	97.0%	99.5%	98.7%	99.2%
	1 歳 6 か月児	96.4%	97.9%	97.4%	96.9%
	3 歳 6 か月児	83.5%	84.4%	89.0%	88.8%

●乳幼児等医療費助成の充実

- ・平成 26 年度において、通院医療費助成の対象年齢を、従来の就学前から小学校 6 年生までに拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

●障害のある子どもの支援の充実

- ・平成 26 年度より、障害児童センターを児童発達支援センターに名称を変更しました。児童発達支援事業、放課後等デイサービスに加えて保育所等訪問支援を開始し、本市における中核的な療育支援施設として充実を図りました。

●児童虐待防止の市民への啓発とネットワークの強化

- ・オレンジリボンキャンペーンを通して、「児童虐待相談カード」の配布などによる虐待の通告・相談電話を周知し、気づいた時が支援のはじまりとして、広く児童虐待防止の啓発を行いました。
- ・要保護児童対策地域協議会において、情報を共有し連携して支援できるよう取組を進めました。
- ・DV の環境下で育つ子どもは児童虐待にあたるとの見解から、児童虐待防止運動（オレンジリボンキャンペーン）と女性に対する暴力防止運動（パープルリボンキャンペーン）の機会に相互連携を図りながら啓発を実施しました。

項 目	単 位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
児童虐待	通報対応件数	163 件	178 件	210 件	188 件

④ 子どもがたくましく育つ環境づくり

●保育所と幼稚園の一体的運営を生かした「べふこども園」の充実

- ・平成 24 年度より摂津市立べふ幼稚園と摂津市立別府保育所が同一の施設でべふこども園として教育・保育を実施しています。
- ・べふ幼稚園と別府保育所の一体的運営を生かした施設となるよう、職員、保護者が話し合いを進めました。
- ・平成 26 年度から保育所児、幼稚園児の 5 歳児混合クラスを実施しています。

●保育所・幼稚園・小学校の連携による就学前教育・保育の充実

- ・市立保育所・幼稚園・小学校教職員、保護者を対象とした「就学前教育充実のためのアンケート」による調査を実施し、結果を様々な観点から分析し、課題の共有化を図りました。
- ・就学前教育の充実と就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るため、公私立幼稚園教諭・保育士・小学校教諭向け「就学前教育実践の手引き」を作成したほか、子どもの成長に合わせた保護者としての役割、大切にしていきたい視点を盛り込んだ「せっつ子育てつながりブック」を作成しました。
- ・「就学前教育実践の手引き」を活用した講演会や事例発表会を開催したほか、公私立保育所・幼稚園・認定こども園・小学校に勤務する職員間での協議や担当年齢別情報交換会を行い、教育・保育の充実を図りました。

●相談しやすい体制に向けて教育センターや学校の相談体制の充実

- ・教育センターで、発達、教育、進路等の相談に対応しています。
- ・各中学校区にスクールソーシャルワーカー、家庭教育相談員を配置し、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し相談体制の充実を図りました。

●多世代・異年齢間の交流機会の充実

- ・地域住民と幼児との遊びの交流や敬老の日の行事、施設訪問やふれあい訪問など、公私立保育所・幼稚園・認定こども園でそれぞれの特徴を生かし、地域に応じた取組を行いました。平成 26 年度からは地域の高齢者と公立保育所、幼稚園児の交流の場として「たちより体操タイム」を設定しています。
- ・各小学校区の校区等福祉委員会では地域の赤ちゃんから就学前の親子を対象に「子育てサロン」を開催し、遊びや季節に応じた行事などを通して様々な世代間交流に取り組みました。

⑤ ゆとりをもって子育てができる環境づくり

●子どもの安全・安心まちづくりの取組の推進

- 自治会や校区等福祉委員会、民生・児童委員、PTA や青少年活動団体、商工会、市民ボランティアなどと協力して、セーフティパトロール隊 12 団体や子どもの安全見まもり隊、青色防犯パトロール車の巡回、こども 110 番の家の設置、スクールガードリーダーの市内小学校の巡視等、子どもの安全・安心まちづくりの取組を実施しています。

項 目	単 位	H22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度
こども 110 番の家	登録件数	1,637 件	1,562 件	1,566 件	1,540 件

●子ども連れで利用しやすい公共施設の整備

- 平成 22 年度に子育て中の親による子育て情報発信グループの活動として、市内の施設の整備状況を調査し、情報誌に掲載しました。
- コミュニティプラザや保健センターの整備等により、ベビーキープやおむつ交換台、授乳室の設置か所が増えました。
- 平成 23 年度より「赤ちゃんの駅事業」の取組として街中でおむつ替えや授乳ができるよう公共施設や私立保育所等を「赤ちゃんの駅」として指定し、子育て支援を行っています。
- イベントで授乳とおむつ替えに使用できるよう、専用の小型テントを移動式赤ちゃんの駅として用意し、乳児を連れて参加しやすい環境づくりを進めました。



8 課題のまとめ

現状分析、ニーズ調査の結果、「摂津市次世代育成支援後期行動計画（せつつすこやか子育てプラン）」の進捗状況などを踏まえ、「摂津市子ども・子育て支援事業計画」を進める上での課題を整理しました。

(1) 教育・保育の環境づくり

18歳未満の子どものいる共働き家庭割合の上昇にあわせ、今後も保育ニーズの増大が予測されています。こうした中、今後も保育事業の充実を図るとともに、低年齢児においては地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業など、新たなサービスを活用しながら需要に対応していくことが必要となっています。

一方、保育所・認定こども園（保育所部分）の入所数に比べ、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園数は減少傾向にあり、保育所と幼稚園の需給バランスを調整していく必要があります。今後、幼稚園における一時預かりの充実を図り、幼稚園での長時間の受け入れ体制を構築するなど、教育・保育事業のニーズに対応していくことが大切です。

(2) 家庭における子育て支援の促進

家庭が子育ての第一義的責任を持つとの前提のもと、関係各課が子育て講座や意識啓発の取組を進めています。ニーズ調査結果において、子育てをつらいと感じている人の子育てのつらさを解消するために必要な支援や対策では、労働環境をはじめ、住環境やまちの環境、子育て支援の充実、さらには子どもの犯罪や事故への対応など、多方面への対応が求められています。今後も、これまでの施策に加え、新たな社会動向を踏まえた枠組みの中で、施策を展開し、子育てのつらさの軽減をはじめ、子育てしやすいまちづくりの取組を進めていく必要があります。

(3) 地域における子育て支援の促進

ニーズ調査結果において、地域におけるつながりがある人のほうが、あまりない人に比べ、子育てを楽しんでいる傾向にあります。また、子育てを楽しんでいる人のほうが、そうでない人に比べ、子育てについての悩みが少ないことから、今後も地域での子育て支援を促進し、子育てに関する不安や負担感を軽減していくことが必要となっています。

また、育児を楽しんでいる人のほうが、そうでない人に比べ、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が低くなっており、地域における子育て支援への協力を得ながら、子どもへの虐待防止にも努めていく必要があります。

(4)子育てと仕事の両立支援

本市の女性の就業状況では、全国や大阪府と同様の傾向を示していますが、全国に比べ、20歳～59歳における就業率は低くなっています。

ニーズ調査結果の子どもと一緒に過ごす時間においては、母親に比べ、父親のほうが不十分と思う割合が高く、育児に参加しづらい環境があります。また、子育てや教育について、父親も参加している家庭のほうが、そうでない家庭に比べ、子育てが楽しいと感じる割合が高くなっていることから、今後も父親の育児や教育への参加を進めていく必要があります。

一方、ニーズ調査結果の育児休業を取得せず、働いた理由をみると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答もみられています。家庭における子育て・教育が促進されるよう、企業における理解や配慮もより一層重要になっています。

(5)子どもの成長、学び、安全対策の促進

ニーズ調査結果において、今後の子育てを行う場所の意向では、本市で子どもを育てたいと思わない人は、遊び場の確保や教育環境、医療機関の充実を求めています。

また、子育て施策の満足度をみると、市民への子育てに関する啓発活動をはじめ、地域の子育て支援などの施策に対する満足度が上がっています。一方、保育サービスをはじめ、父親の育児への参加、小児科医療体制や子どもの遊び場、犯罪防止などは、不満と思う人の割合が高く、今後もこうした施策の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念



“子育て”で育む・つながる 人間基礎教育のまち せつつ

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。

そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭・家族をはじめ、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、企業、地域、行政などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会をつくっていくことが求められています。

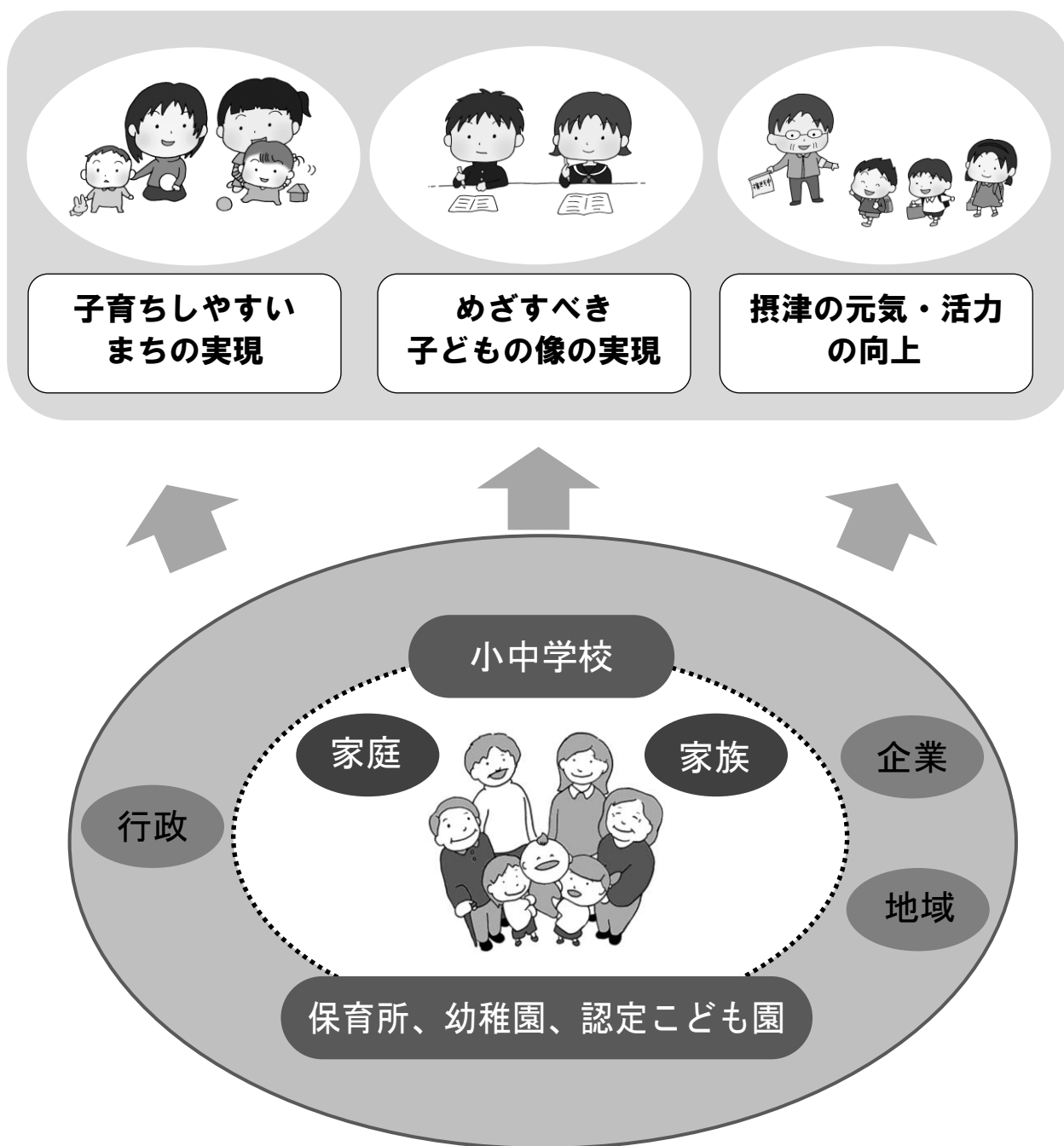
また、子ども・子育て支援法の基本理念として、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、職場その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とされており、子育てにおける家庭の役割を重要視していく必要があります。

こうした状況認識のもと、本計画では、これまで進めてきた「摂津市次世代育成支援後期行動計画（せつつすこやか子育てプラン）」から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ、幼保一体化の流れによる教育・保育の連携、父親と母親、家族の協力による子育て、企業、地域、行政の連携など、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

こうした子育て支援の実現を通じて、子育てしやすいまちとなり、さらには地域のつながりも育まれ、ひいては摂津市の元気や活力につながっていきます。こうしたストーリーを描き、その実現に向けて上記を計画の基本理念として定めます。

計画の基本理念の実現に向け、家族・家庭、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、企業、地域、行政が連携しながら、子どもの育ちを支えます。

■計画基本理念の概念図



2 計画の基本目標

(1)子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備・充実させ、子育て中の保護者の教育・保育等のニーズに対応を図り、子どもが不利益を被ることなく、成長できる環境づくりを進めます。

(2)子育て・子育て支援施策の方向

①家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的倫理観、社会的マナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力は家庭においてこそ培われます。家庭が本来果たすべき役割が欠如しつつある中、保護者が子どもの保育・教育に対する責任を自覚し、その責任を十分発揮できるための支援を行います。また、保護者の親世代を含む子育て支援策についても推進します。子どもの育ちを地域全体で支えていくため、市民の子育てに対する関心を醸成し、これから親になる世代の親意識の醸成も図ります。また、子育て支援センターやつどいの広場事業などを充実し、子育てに関する相談支援や情報提供等の充実に努めます。さらに、地域における子育て支援ネットワークを推進するほか、青少年の自立促進のための支援も推進します。

②子どもの健やかな成長を支える環境づくり

親と子の健康づくりに関し、心身の両面で取組の充実を図ります。また、子どものころから正しい食習慣を身につけ、食の楽しみや食への興味を高められるよう、食育を推進します。ひとり親家庭に対しては、自立に向けて多面的な支援に努めるとともに、障害のある子どもに対しては療育体制の充実をはじめとした支援を行います。このほか、児童虐待の防止に向けた対策も推進します。

③子育てと仕事を両立できる環境づくり

育児休業制度の普及・啓発、事業所内保育施設の設置などを行うことにより、子育てと仕事を両立できる就労環境づくりに努めます。また、男女共同参画の視点に立った家庭生活の実現に向けて、学校及び社会教育分野において意識啓発を推進します。加えて、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

④子どもが学び・育つ環境づくり

子どもが学び・育つ、より良い環境づくりに向けて、「子どもの人権が尊重される風土づくり」、「就学前教育・保育の充実」、「学校教育の充実」、「子どもの健全な成長を支える活動の推進」の各種施策を通じて取り組みます。

⑤子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり

子ども連れに配慮した公共施設の整備や交通バリアフリーを進め、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備に努めます。加えて、子どもたちが安全に、安心して遊ぶことができるよう、安全に配慮した遊び場の環境を維持・向上させるとともに、自然に配慮し、親しむことができる環境の整備に努めます。



3 計画の施策体系

摂津市総合計画関連政策

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1-1 市民が活躍するまちにします | 2-1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします |
| 2-2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします | 3-2 自然豊かな憩い、安らぐまちにします |
| 4-1 平和と人権を大切にするまちにします | 4-2 男女共同参画社会を実現するまちにします |
| 4-3 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします | 5-1 生涯学習を通じて心豊かなうおいと安らぎを感じるまちにします |
| 5-2 自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします | 5-3 文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします |

“子育て”で育む・つながる 人間基礎教育のまち せつつ

子どもの成長を支える
教育・保育の環境づくり

- 教育・保育の提供区域の設定
- 教育・保育事業の充実
- 地域子ども・子育て支援事業の充実

家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

- 市民の子育てに対する関心の醸成
- 地域における子育て支援の充実
- 地域での子育て支援ネットワークの推進
- 親育ちへの支援の充実
- 青少年の自立促進に向けた支援の推進

子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 親と子の心身の健康づくりの充実
- 食育の推進
- ひとり親家庭の自立支援
- 発達に課題のある子どもへの支援
- 児童虐待防止対策の推進

子育てと仕事を両立できる環境づくり

- 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実
- 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現
- 子育てに伴う経済的負担の軽減

子どもが学び・育つ環境づくり

- 子どもの人権が尊重される風土づくり
- 就学前教育・保育の充実
- 学校教育の充実
- 子どもの健全な成長を支える活動の推進

子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり

- 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり
- 安全・安心な遊び環境の充実

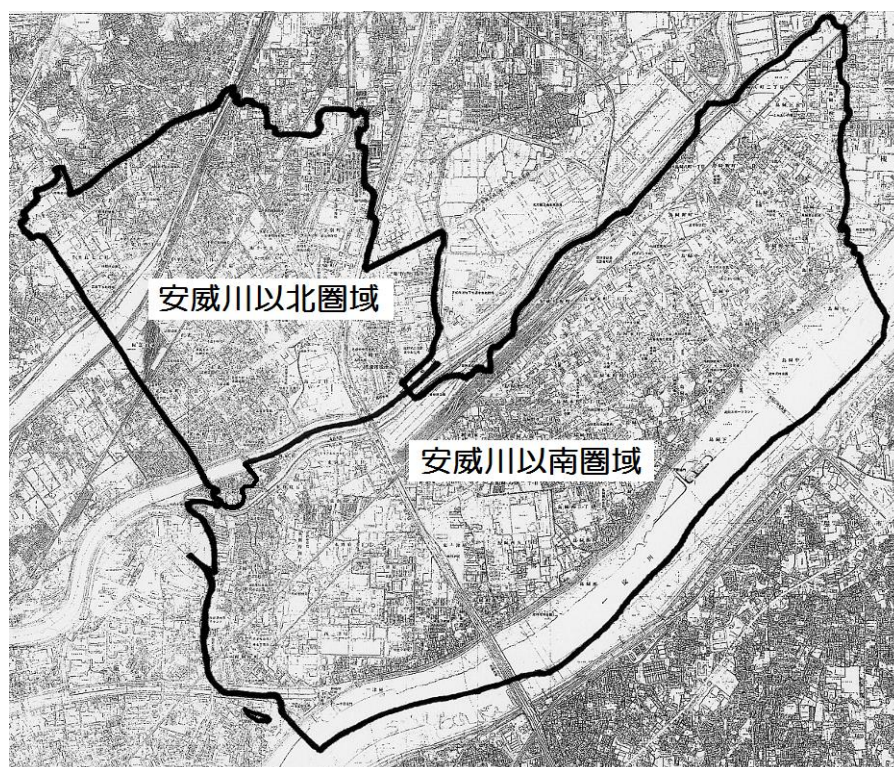
第4章 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

1 教育・保育の提供区域の設定

■圏域設定に対する国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

本市における保育の提供区域は、市内における社会資源の整備状況や他の計画などで設定している地域区分を考慮し、身近な圏域であり、他の計画や市の施策とも整合のとりやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）に設定します。なお、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域とします。



2 教育・保育事業の充実

■認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3－5歳、幼児期の教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(1)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所および幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応してまいります。

(2)教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

① 教育：量の見込みに対する確保方策

●現在の定員数で今後、5年間の見込み量はまかなうことができると想定し、今後も現状数を維持して量の確保を図ります。

■教育：量の見込みに対する確保方策

(人)

		平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		953		953	842	125	967	815	122	937
②確保の 内容	幼稚園・ 認定こども園				395	0	1,172	395	0	1,151
	市町村の確認を 受けない幼稚園				777			756		
②－①							+205			+214

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		814	122	936	809	121	930	820	122	942
②確保の 内容	幼稚園・ 認定こども園	395	0	1,151	395	0	1,151	395	0	1,151
	市町村の確認を 受けない幼稚園	756			756			756		
②－①				+215			+221			+209

② 保育：量の見込みに対する確保方策

●2号認定について、摂津市全体の見込み量としては、平成27年度を最大量として、その後はほぼ横ばいで推移すると考えられます。圏域によって量の見込みの増減に差があるため、安威川以北圏域を中心に保育園の創設、定員増を行い、見込み量の確保に努めます。

●0歳、1・2歳は現状でも利用者は増加しており、今後も利用者の増加が見込まれます。0歳、1・2歳についても、圏域によって量の見込みの増減に差があるため、安威川以北圏域を中心に、保育園の創設、分園の設置、定員増、地域型保育事業（小規模保育）の整備を進め、平成29年度を目標に見込み量の確保に努めます。

■保育：量の見込みに対する確保方策

(人)

		平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,061	129	596	1,114	200	707	1,097	207	732
②確保の内容	認定こども園・ 保育所				1,050	195	640	1,050	195	640
	地域型保育 事業					2	2		7	16
②-①					-64	-3	-65	-47	-5	-76

		平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,096	215	751	1,089	223	759	1,103	232	764
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	1,153	212	710	1,173	217	725	1,173	217	725
	地域型保育 事業		17	44		17	44		22	58
②-①		+57	+14	+3	+84	+11	+10	+70	+7	+19

※幼稚園・保育所・認定こども園について

- ・幼稚園：幼稚園教育要領に基づき、幼児期の教育を提供します。
- ・保育所：保育所保育指針に基づき、乳幼児期の保育を提供します。
- ・認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児期の教育及び乳幼児期の保育を提供します。

③ 提供区域ごとにみる保育の提供体制

■安威川以北圏域 保育:量の見込みに対する確保方策

(人)

		平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		470	68	293	579	113	397	581	119	410
②確保の内容	認定こども園・ 保育所				497	97	316	497	97	316
	地域型保育 事業					2	2		7	16
②-①					-82	-14	-79	-84	-15	-78

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		591	126	428	590	132	440	610	141	453
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	600	114	386	620	119	401	620	119	401
	地域型保育 事業		17	44		17	44		22	58
②-①		+9	+5	+2	+30	+4	+5	+10	0	+6

■安威川以南圏域 保育:量の見込みに対する確保方策

(人)

		平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		591	61	303	535	87	310	516	88	322
②確保の内容	認定こども園・ 保育所				553	98	324	553	98	324
	地域型保育 事業					0	0		0	0
②-①					+18	+11	+14	+37	+10	+2

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		505	89	323	499	91	319	493	91	311
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	553	98	324	553	98	324	553	98	324
	地域型保育 事業		0	0		0	0		0	0
②-①		+48	+9	+1	+54	+7	+5	+60	+7	+13

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 時間外保育事業

時間外保育事業（延長保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11 時間、短時間：8 時間）を超えて保育する事業です。

- 平成 27 年度の見込み量を最大値として、その量を維持し、時間外保育ニーズへの対応を図ります。
- 現在の施設での実施のほか、新たに保育所での実施により量の確保を図ります。

■時間外保育事業

(人)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	686	691	685	683	676	676
②確保の内容		691	691	691	691	691
②－①		0	+6	+8	+15	+15

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

- 低学年の利用については、現状数を維持し、量の確保を図ります。

■放課後児童健全育成事業

(人)

項 目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	637	767	777	779	796	773
	高学年	-	245	245	245	245	245
②確保の内容	低学年		774	777	779	796	773
	高学年		0	0	0	0	105
②－①	低学年		+7	0	0	0	0
	高学年		-245	-245	-245	-245	-140

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

- 現状の利用量を維持することで、平成 27 年度以降の量を確保します。
- 平成 27 年度を最大値として、今後5年間は横ばいで推移するものとします。

■子育て短期支援事業

(人日)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	24	27	26	26	26	26
②確保の内容		27	26	26	26	26
②－①		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流をはじめ、子育ての不安や悩みについて、相談できる場所を提供する事業です。

- 今後も利用ニーズが増大することを踏まえ、利用者の拡大を図ります。
- 事業回数をはじめ、平成 30 年度以降に実施場所を拡充し、利用者の増加に対応し、量の確保を図ります。

■地域子育て支援拠点事業

(人回、か所)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業 (機能強化型)						
①量の見込み	18,815	18,654	18,879	18,791	18,574	18,317
②確保の内容		9	9	9	10	11
②－①		0	0	0	0	0

(5)一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預かる一時預かり事業があります。

- 幼稚園型の一時預かりについては、現状の確保量を維持しながら、利用者のニーズに合った一時預かりの充実に努めます。
- 幼稚園以外における一時預かりについては、一時預かりを実施する保育園を増加し、量の確保に努めます。

■幼稚園における一時預かり事業

(人日)

項 目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)							
①量の見込み	3～5 歳 1号	17,200	2,787	2,701	2,699	2,681	2,715
	3～5 歳 2号		14,671	14,216	14,204	14,110	14,292
②確保の内容	3～5 歳 1号		2,787	2,787	2,787	2,787	2,787
	3～5 歳 2号		14,671	14,671	14,671	14,671	14,671
②－①	3～5 歳 1号		0	+86	+88	+106	+72
	3～5 歳 2号		0	+455	+467	+561	+379

■幼稚園以外における一時預かり事業

(人日)

項 目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり※							
①量の見込み	0～5 歳	3,300	7,498	7,445	7,423	7,353	7,337
②確保の内容			4,209	4,209	7,703	7,703	7,703
②－①			-3,289	-3,236	+280	+350	+366

※保育所における一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業が該当します。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

- 利用可能な施設を周知し既存施設での利用を充実させるとともに、実施保育所を増加し、量の確保に努めます。

■病児・病後児保育事業

(人日)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30	730	745	831	842	857
②確保の内容		520	520	1,040	1,040	1,040
②－①		-210	-225	+209	+198	+183

(7) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

- 依頼会員と提供会員のマッチングがスムーズにいき、事業が利用しやすくなるよう提供会員の確保に努めます。

■ファミリー・サポート・センター事業

(人日)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	265	354	354	354	354	354
②確保の内容		354	354	354	354	354
②－①		0	0	0	0	0

(8)利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

- 子育て家庭の相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるようサポートする場を市内に1か所設置します。

■利用者支援事業

(か所)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	-	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(9)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

- 新生児全員への実施を目標に、事業実施体制の整備・充実を図ります。
- 平成27年度以降は、対象者の減少が予測されますが、対象者全員への実施が可能となるよう、事業実施体制の維持に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業

(人)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	790	791	785	776	765	753
②確保の内容		791	785	776	765	753
②－①		0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門家が訪問等により、養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことで適切な養育の実施を確保する事業です。

- 平成 27 年度以降も現状とほぼ同数の事業対象者が見込まれることから、現状の事業実施体制を維持しながら、今後の利用ニーズに対応します。
- 乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などを通じて、事業対象家庭を把握し、当事業につなげます。

■養育支援訪問事業

(人)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	180	181	179	178	177	177
②確保の内容		181	181	181	181	181
②－①		0	+2	+3	+4	+4

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化をはじめ、ケース記録や進行管理台帳の電子化などを通じて、ネットワーク機関の連携を強化する取組に対して支援を行う事業です。

- 今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

- 1人につき14回の助成を保障しているものであり、必要に応じた利用を啓発し、量の確保に努めます。
- 延べ利用回数は現状に比べ、高くなるが見込まれるため、今後も体制の整備・充実に努め、ニーズへの対応を図ります。

■妊婦健康診査事業

(人回)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9,800	11,074	10,990	10,864	10,710	10,542
②確保の内容		11,074	10,990	10,864	10,710	10,542
②－①		0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)

支給認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成します。

- 今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて検討します。

(14) 多様な主体の参入促進事業(新規事業)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

- 今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて検討します。

第5章 子育て・子育て支援施策の方向

1 家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

(1) 市民の子育てに対する関心の醸成

子育てに関する市民の関心を今後もさらに高めていくため、意識啓発や子育てを支える環境づくりを進めます。

また、子どもの健やかな成長に向けて、子どもを見守る環境づくりを進めます。

① 社会全体で子育てを支える意識啓発の推進

取 組	内 容
子育てに関する意識啓発の推進 【担当課】 子育て支援課	①現状 次代を担う子どもを生み、育てることの重要性に対する市民意識の醸成を図り、子育てを広く支えていけるよう、広報・ホームページ・子育て情報誌等を通して啓発を進めています。 ②今後の取組 子育てに対する市民意識の醸成を図るため、子育て支援ネットワーク推進会議などにより関係機関と連携し、引き続き意識啓発を進めます。
子育てボランティアの育成・支援 【担当課】 子育て支援課	①現状 地域子育て支援センターや児童センターにおいてボランティア登録を行い、イベント実施をはじめ、季節の行事や絵本の読み聞かせの際などにボランティアの協力を得ています。定期的にボランティア交流会を開催し、ボランティアメンバー同士の交流や意見交換の場をつくっています。また、身軽に手近にできる小さなおせっかいを行うことで子育て支援を行う「子育て応援隊」も、イベントの手伝いなどを行っています。 ②今後の取組 さらに多くの人に関心を持ってもらえるよう周知に努めるとともに、ボランティアセンターとも連携を図り、子育てボランティアの登録人数を増やせるよう努めます。

② 子どもを見守る環境づくり

取 組	内 容
イベント等を通じた啓発活動の推進 【担当課】 生涯学習課	①現状 こどもフェスティバルにおいて、子どもたちの健やかな成長と親子のふれあいを深める機会とするとともに、子どもの健やかな育成に関する啓発活動を実施するほか、各種イベント等において、啓発活動に取り組んでいます。 ②今後の取組 子どもに関心を持ち、健全な育成に理解を深める啓発活動を、こどもフェスティバルなどのイベントや広報を通して取り組むとともに、子どもを見守る環境づくりを進めます。
地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 各中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）を介して、様々なイベントや、子どもの登下校時の見守り、親学習などの啓発を、学校・地域・家庭が協働して行うことで、地域ぐるみで子どもを育て見守る意識の醸成に取り組んでいます。 ②今後の取組 地域に根ざした活動を行い、地域全体で子どもの成長を見守る環境づくりを行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

地域における子ども・子育て支援事業の充実に向けて、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業などを充実させるとともに、病児保育事業の実施を検討します。また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターなどの地域資源を活用した交流の場づくりに努めます。

子育てに関する不安や負担感の軽減・解消をはじめ、子ども・子育てに関する事業や機関を利用できるように、相談支援や情報提供の充実に努めます。

① 地域の子育て支援施策の充実

取 組	内 容
ファミリー・サポート・センター事業の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 地域で子育てを支え合う育児支援ネットワークとして、子育ての援助のできる人（援助会員）と、支援を求める人（依頼会員）の橋渡しをする事業に取り組んでいます。 ②今後の取組 さらなる周知に努め、全体的な会員数の増加を図ります。

取 組	内 容
子育てサロンを通じた交流の場の提供 【担当課】 保健福祉課	①現状 校区等福祉委員会では市内7か所で定期的におもちゃ遊びや絵本の読み聞かせをしながら地域の人と交流できる場を提供しています。 ②今後の取組 地域で安心して子育てをしていけるように、気軽に通える交流の場を提供します。
地域子育て支援拠点事業の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 つどいの広場8か所と地域子育て支援センターに、地域の親子が交流し気軽に相談ができる場所を設け、子育ての孤立化や不安の解消を図っています。様々な「子育て講座」や「季節の行事」など、地域の親子が互いに学び合いながら楽しんで参加できる企画を立てて取り組んでいます。また、地域子育て支援センターでは、子育て家庭の育児不安への相談指導、子育てグループなどへの支援や、保育所等を利用して、他地域での子育て支援を定期的実施しています。 ②今後の取組 つどいの広場と地域子育て支援センターが連携して、地域の子育て支援の拠点としての機能を担います。また、つどいの広場の実施か所数や実施日数の増加などに努めます。
保育所・幼稚園・認定こども園の地域子育て支援の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 地域の親子を対象に、園庭開放や親子教室、親子体験入所、公園保育、赤ちゃん教室、キッズサロン等を実施しています。 ②今後の取組 保育所や幼稚園、認定こども園は、地域の身近で安全な遊び場であり、子育てのノウハウを学べる場として、また子育てを通じた多様な交流を行うことができる拠点と位置づけ、地域子育て支援拠点としてのさらなる充実を図ります。
児童センターの地域子育て支援の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 0歳から就学前までの親子が楽しめる登録制の親子プログラムを年齢別に開催しています。また自由来館の小学生に、安全を確保しながら健全な遊びの提供を行っています。平成26年度から夏季の開館時間の延長を行い、サービス向上を図っています。 ②今後の取組 地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、利用者のニーズから開館時間を延長したように、利用者のニーズに応じて充実を図ります。

② 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

取 組	内 容
子育て総合支援センターの機能強化 【担当課】 こども教育課	①現状 保育所・地域子育て支援センター・家庭児童相談室が連携して、総合的な子育て支援施設として子育て支援を推進しています。 ②今後の取組 保育所・地域子育て支援センター・家庭児童相談室が同一敷地内にあるメリットを生かし、それぞれの機能の充実と、連携した取組を推進します。
一時預かり事業の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 保護者の就労や病気、家族の看護、冠婚葬祭などの理由のほか、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担の緩和を図る目的で、市内8か所の公私立保育所・認定こども園で実施しています。 ②今後の取組 保護者のニーズが高くなる傾向にあることから、利用実施園の拡大を図ります。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 保護者の病気、入院、出産などで子どもの養育が一時的に困難となった家庭を対象に1回につき原則10日以内の預かりを実施しています。 ②今後の取組 市民や関係機関への周知を図ります。緊急時にも対応できるよう利用できる施設の増加に努めます。
ブックスタート事業の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 4か月児健診と同時に実施し、絵本の配布や紹介を行っています。また、受診できない人へも絵本を渡せるようにしています。妊婦教室でもブックスタートの意味や内容を伝えています。 ②今後の取組 絵本の配布だけでなく、読み聞かせボランティアの協力のもと、絵本や地域資源の紹介の充実を図ります。

③ 子育てに関する相談窓口の充実

取 組	内 容
地域子育て支援センター・つどいの広場の子育て相談の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 地域子育て支援センター、つどいの広場のスタッフが、保護者からの相談に応じ、様々な情報提供や、必要に応じて専門の機関につなぐなど、関係機関と連携して実施しています。地域子育て支援センターとつどいの広場スタッフで定期的に会議を持ち、情報共有や連携を図っています。 ②今後の取組 今まで以上に利用者が相談しやすい環境や場所が増えていくように、関係機関のネットワークを強め連携し相談に対応します。相談に応じるスタッフの情報共有を行い、様々な相談や、情報提供に応じられる体制の構築に努めます。
保育所・幼稚園・認定こども園の子育て相談の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 保育所、幼稚園、認定こども園では、施設を利用する保護者の相談に対応するとともに、保育士・幼稚園教諭・看護師が、地域の人を対象にした活動や園庭開放などを通して、随時子育て相談に応じています。 ②今後の取組 多様化する保護者の相談に対応できるよう、保育士・幼稚園教諭・看護師のスキルアップと関係機関との連携の強化を図ります。
家庭児童相談室における相談機能の充実 【担当課】 子育て支援課	① 現状 発達に関することをはじめ、子どもに関する様々な相談や児童虐待への対応、要保護児童対策地域協議会の事務局会議、通所型の親子教室などを行っており、必要な人には他の専門機関を紹介しています。 ② 今後の取組 様々な相談に応えられるよう相談機能の充実を図ります。虐待通告が増加しており、関係機関との連携をより強化するとともに、体制の整備に努めます。
健康育児相談による支援の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 保健センター1か所で実施し、育児のこと、食事のこと等、幅広い相談に応じています。また、来庁や電話による相談は随時受け付け、必要に応じて訪問につなげています。 ②今後の取組 個別相談の継続と親同士の交流の場の充実に努めます。また保健師が訪問に出て気軽に相談できる体制をつくります。

取 組	内 容
学校での教育相談の充実 【担当課】 教育支援課 学校教育課	①現状 身近な学校で相談ができるよう全小中学校にスクールカウンセラーを配置しており、相談件数は年々増加しています。また、全中学校区に1名のスクールソーシャルワーカーを、5つの小学校には家庭教育相談員を配置し、保護者の子育ての悩み等に応えています。 ②今後の取組 保護者が学校で気軽に相談しながら自信を持って子育てができるよう、家庭教育相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携を通じて、学校の相談機能の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーの活動時間を増加し、さらなる相談機能の強化を図ります。
メール相談の検討 【担当課】 こども教育課	①現状 いつでも、どこでも気軽に子育て等に関する相談ができるツールとして携帯電話等からのメール相談を研究する必要があります。 ②今後の取組 メール相談に対応できる体制づくりを検討します。
教育センターでの教育相談の充実 【担当課】 教育支援課	①現状 児童生徒・保護者・教職員に対し、教育指導員や臨床心理士による教育相談を実施しています。 ②今後の取組 相談しやすい環境づくりを進め、認知度の向上を図ります。複雑かつ多様化する相談に、心理療法、並行面接などを実施し、教育相談の充実を図ります。
民生委員・児童委員、主任児童委員の相談支援活動の推進 【担当課】 保健福祉課	①現状 民生委員・児童委員が各地区に配置されており、主任児童委員は子育て支援の総括的な役割を担っています。 ②今後の取組 地域の関係者との連携を強め、地域住民の身近な存在で住民に寄り添った相談支援活動を推進します。
電話相談の充実 【担当課】 保健福祉課 教育支援課	①現状 随時、保健師・栄養士が相談を受けています。継続支援が必要な人は関係機関への紹介や訪問等による支援につなげています。また、「おなやみ相談電話」を設置し、教育指導員や臨床心理士が対応しています。 ②今後の取組 電話相談は、今後も相談件数の増加が見込まれます。セーフティネットから漏れることがないよう事業の充実を図ります。

取 組	内 容
利用者支援事業の 実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 子ども・子育て支援新制度の発足に伴い創設された事業で、子育てに関する様々な施設や事業を円滑に利用できるよう、子育て家庭に対して情報提供や相談・助言を行うものです。 ②今後の取組 子育て家庭の相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう情報提供に努めます。

④ 子育てに関する情報提供の充実

取 組	内 容
子育てに関する情報提供の充実 【担当課】 子育て支援課 保健福祉課	①現状 妊娠届や、出生、健診、転入等の各時期に、子育てに関する情報提供を行っています。 ②今後の取組 様々なきめ細かな対応とともに、機会を捉え情報の提供に努めます。
ホームページの活用や、関係機関と連携した情報提供の充実 【担当課】 こども教育課 子育て支援課	①現状 子育て情報のポータルサイト「せつつみんなで子育てネット」等で保育所や幼稚園、認定こども園のタイムリーな情報提供を行っています。また子育て情報誌「せつつみんなで子育てガイド」や「地域別の子育て情報」、「市広報紙」など、多様な方法で子育て情報の提供を行っています。 ②今後の取組 引き続き、情報を必要とする子育て世代に行き渡るよう、提供体制の充実に努めます。
外国人家庭への母子健康手帳や予防接種などに関する情報の提供 【担当課】 保健福祉課	①現状 外国人家庭が増えてきており、母子健康手帳や予防接種冊子の外国語版を揃えています。 ②今後の取組 必要な情報が正確に伝わるよう、母国語による情報提供体制の維持に努めます。
子育て当事者による冊子の作成 【担当課】 子育て支援課	①現状 子育て中の親自身が、子育てバリアフリーや子育て環境など、子育てに関する情報を収集し「せつつみんなで子育てガイド」を発行しました。さらに改訂版を2回発行し、市内の子育てをしている人に配布しました。 ②今後の取組 子育て当事者の視点での子育て情報を発信できるよう努めます。

(3) 地域での子育て支援ネットワークの推進

地域における子育て力を高めていくため、子育てグループや子育てボランティアを育成するとともに、活動の充実に向けて支援に努めます。

また、こうした子育てグループをはじめ、地域の団体のネットワークを推進し、活動の充実を図ります。

① 子育てグループの育成・支援

取 組	内 容
子育てグループ等のネットワークの充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 年に3回、「育児グループの交流会」を実施し、情報交換や各々の育児グループ活動を紹介しています。 ②今後の取組 育児グループの活動への関心を高め、広く情報提供に努めるとともに、リーダーが互いに支え合ってネットワークを充実できるよう支援を進めます。
子育てグループの育成支援と活動支援 【担当課】 子育て支援課	①現状 自主的にグループ活動をしたいという人には、公共施設使用時の減免・スタッフの派遣などの支援があることを伝え、グループを立ち上げるにあたっての相談も受けています。また、育児グループの交流を兼ねた「親子ランド」を安威川以北、安威川以南地域で年各1回ずつ開催し、市民に育児グループの活動を紹介しています。 ②今後の取組 制度を周知し、派遣・相談・貸し出し等の支援を実施します。引き続き、親子ランドで活動を紹介し、市民に周知するとともに、自主グループの育成に努めます。

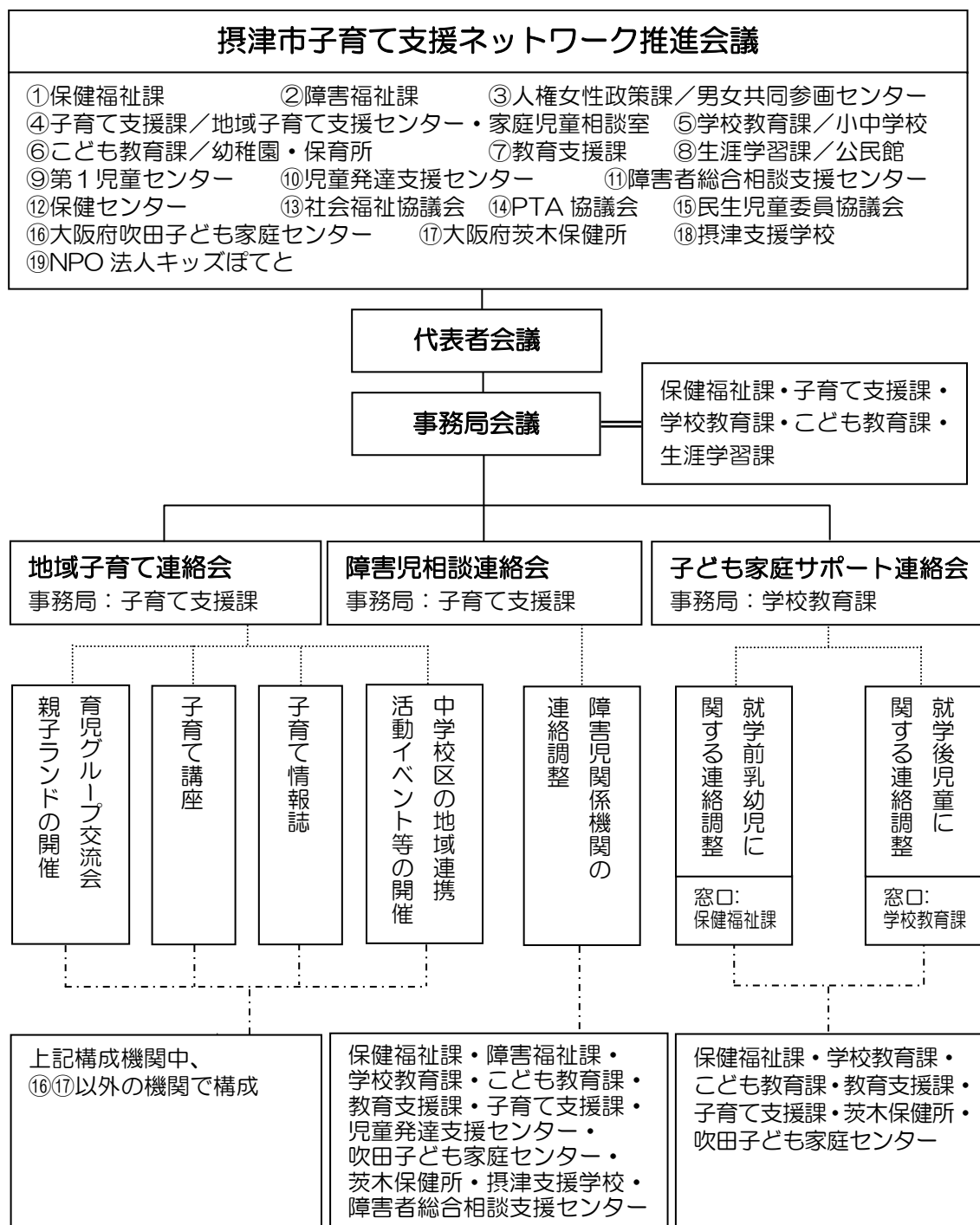
② 子育てボランティア活動の推進

取 組	内 容
子育てボランティアの育成・支援 (再掲) 【担当課】 子育て支援課	①現状 地域子育て支援センターや児童センターにおいてボランティア登録を行い、イベント実施をはじめ、季節の行事や絵本の読み聞かせなどの際に、ボランティアの協力を得ています。定期的にボランティア交流会を開催し、ボランティアメンバー同士の交流や意見交換の場をつくっています。また、身軽に手近にできる小さなお世っかいを行うことで子育て支援を行う「子育て応援隊」も、イベントの手伝いなどを行っています。 ②今後の取組 さらに多くの人に関心を持ってもらえるよう周知に努めるとともに、ボランティアセンターとも連携を図り、子育てボランティアの登録人数を増やせるよう努めます。
養育支援訪問事業の充実 【担当課】 子育て支援課 保健福祉課	①現状 子育てに負担を感じている世帯に対し、保健師等の有資格者、または市の講座を受講した子育てアドバイザーが自宅に訪問し、育児や家事のサポートを行っています。 ②今後の取組 訪問支援を必要としている家庭のニーズの高まりに対応し、子育てアドバイザーの育成や確保に努め、事業の充実を図ります。

③ 子育てネットワークの推進

取 組	内 容
子育て支援ネットワーク推進会議の活動の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 関係機関・団体が、「親子ランド」・「子育て講座」などのイベント開催や、情報誌の作成などを行うとともに、情報交換を行い、子育て支援事業を推進しています。 ②今後の取組 今まで以上に関係機関・団体のつながりを強化し、活動の充実を図ります。

■摂津市子育て支援ネットワーク推進会議組織図



取 組	内 容
地域教育協議会 （すこやかネット） 活動の充実 （再掲） 【担当課】 子育て支援課	①現状 各中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）を介して、様々なイベントや、子どもの登下校時の見守り、親学習などの啓発を、学校・地域・家庭が協働して行うことで、地域ぐるみで子どもを育て見守る意識の醸成に取り組んでいます。 ②今後の取組 地域に根ざした活動を行い、地域全体で子どもの成長を見守る環境づくりを行います。
地域コーディネーターの活動支援の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 地域活動の企画や団体間の調整、地域協議会の推進役を担う地域コーディネーターを支援し、地域におけるネットワークづくりを進めています。活動の場として、「放課後子ども教室（わくわく広場）」推進事業や「各中学校区地域教育協議会（すこやかネット）」等があります。 ②今後の取組 コーディネーターの活動を支援するため、研修や情報の提供に努めます。
地域の活動などへの支援の推進 【担当課】 保健福祉課	①現状 子育てサロンなどの地域活動への支援、地域の活動と保育所や地域子育て支援拠点などとの連携を通じて、活動支援を進めています。 ②今後の取組 引き続き、交流を深め活動支援を進めます。

（４）親育ちへの支援の充実

思春期をはじめ、小学生など、思春期保健対策やふれあい体験学習などを通じて、これから親になる世代の親意識を醸成します。

親子教室や親支援プログラム、子育て講座などを通じて、子育てについての学びの機会を提供します。

① 親意識の醸成

取 組	内 容
出産・育児講座の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 医療機関（産科）の出産・育児講座が充実してきており、市の講座は地域での子育てを考え、妊婦同士や子育て中の親との交流を主にしています。 ②今後の取組 参加者のニーズに合わせながら、地域での子育て支援に向けたプログラムを検討します。

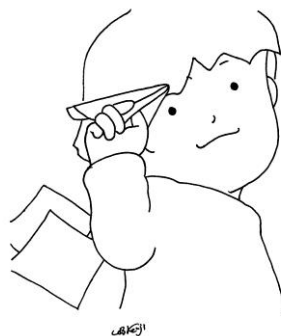
取 組	内 容
思春期健康教育・性教育・家庭科教育の充実 【担当課】 学校教育課	①現状 思春期の子どもが、性に関する正しい知識や子どもを生み育てることの意義などを学ぶことができるよう、保健体育科、家庭科、総合的な学習、道徳の時間、小学校の保健指導等において、思春期における健康教育を積極的に実施しています。 ②今後の取組 「親学習」の観点やデートDVの問題を、男女共生教育と絡めてさらに充実を図ります。
ふれあい体験学習の充実 【担当課】 学校教育課 保健福祉課	①現状 市内すべての小学校の6年生を対象に、保健福祉課と養護教諭が連携した「赤ちゃんふれあい体験学習」を実施しています。保健師や助産師が学校に出向き、妊娠から出産の講話や赤ちゃんのお世話の実習を行っています。 ②今後の取組 今後は大阪府教育委員会の教材なども活用して中学校での「親学習」を推進するとともに、プログラムの検討や中学校との連携を図ります。
乳幼児との交流機会の促進 【担当課】 こども教育課	①現状 行事等への参加を通して小中学生や高校生と保育園児、幼稚園児がふれあう機会をつくっています。また、ボランティアセンターを介してボランティア体験として乳幼児との交流を公私立保育所、認定こども園、地域子育て支援センターで行っています。 ②今後の取組 公私立保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校が様々な機会を通して、交流を深め、乳幼児とふれあう機会の拡充に努めます。

② 子育ての学び合いの充実

取 組	内 容
地域の親子教室の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 地域子育て支援センターやつどいの広場、保育所、児童センターで定期的に親子教室を実施しています。いろいろな遊びや体験と一緒に楽しみ、子どもと保護者も交流しながら子育てについて学び合っています。 ②今後の取組 どの地域でも気軽に参加し子育ての学び合いができるよう、親子教室を実施する施設の拡大を図るとともに、広く情報提供を進め、参加しやすい環境の整備に努めます。

取 組	内 容
健康親子教室の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 育児支援・発達支援の親子教室を5クールで実施しています。参加しやすいように地域においても開催しています。 ②今後の取組 他の親子教室との役割分担を図りながら、内容の検討と案内方法の工夫を図ります。
家庭児童相談室の親子教室の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 主に他機関から紹介された、発達に課題がある、対人関係がうまくいかないなどの悩みを持つ保護者とその子どもを対象に「くまさん親子教室」を実施し、子どもの可能性を伸ばしながら、親には子どもとの適切な関係が築けるように取り組んでいます。 ②今後の取組 個々に応じた適切な支援を各関係機関と連携して進めます。
家庭教育学級の充実 【担当課】 生涯学習課	①現状 家庭教育に関する学習機会の提供や学習グループに対する支援を行うことで家庭の教育力の向上を図り、また、子育てを通じての親育ちの場となるよう支援しています。また、幼稚園、小学校等と連携・協力して家庭教育学級の魅力や取組をPRするとともに、地域全体で家庭教育を支える意識の醸成を図っています。 ②今後の取組 各学級の自主的学級運営を支援するとともに、その認知度を高めるために、関係団体等と連携して取組を進めます。
親支援プログラムへの参加促進 【担当課】 子育て支援課	① 現状 子育てに自信が持てない、子育てが辛い、子どもに虐待をしていると感じているなど、子育てに負担感・不安感などがある保護者に対して、MY TREEペアレンツプログラムや前向き子育てプログラムなど適切な親支援プログラムを提供しています。 ②今後の取組 親支援プログラムの情報を提供し、プログラムに参加できるように支援します。

取 組	内 容
子育て講座の充実 【担当課】 子育て支援課 人権女性政策課 生涯学習課 こども教育課	①現状 子育ては母親だけの役割ではなく、父親はもちろん、祖父母や地域のみんなに関わっていくという啓発を行っています。（人権女性政策課） 市立公民館で開催している公民館講座において「子育て」や「親学習」をテーマとした講座を実施しています。（生涯学習課） 子育ての悩みを解決し子育てに自信が持てるようになるための講座「前向き子育てプログラム」を要約して、たくさんの人に聞いていただける講座をしており、2歳以上の子どもがいる人に受けていただくよう啓発を行っています。また、親自身がリフレッシュできる講座、子どもと一緒に楽しめる講座などを実施しています。（子育て支援課） ②今後の取組 「母役割」にとらわれ、孤立した子育てにならないよう、啓発講座を実施します。（人権女性政策課） 講座の開催地域や受講対象者、テーマ等について検討しながら、相互に役割を担い、計画的に実施し、子育て力の向上を図ります。また、子育てや親をとりまく現状や課題を学ぶ学習活動の推進役である親学習リーダーの活動を支援します。 親自身が講師となり自分の子育ての経験や喜び、悩みなどテーマにした講座を開催します。また、保護者の親世代を対象にした子育て支援講座等を開催し、家庭・家族ぐるみの子育てを支援します。 （生涯学習課）（子育て支援課）（こども教育課） 「前向き子育てプログラム」を継続して実施します。複数の地域で異なる曜日を設定し、仕事をされている人にも受けてもらえるようにします。また、広報・子育て情報誌等を通じて、プログラムの周知を図り、子育て中の人に受講していただけるよう積極的に進めます。（子育て支援課）



(5) 青少年の自立促進に向けた支援の推進

青少年が自らの力で生活し、自立することができるよう、勤労観や職業観を育むとともに、その実現に向けて就労支援に努めます。また、その根幹となる生きる力の育成にも努めます。

① 望ましい勤労観・職業観の醸成

取 組	内 容
職場体験学習の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 商工会や地域の事業所による協力のもと、4つの中学校の2年生を対象に、2日間の職場体験学習を実施しています。1校は、アルバイトでは体験できない活動を志向して社会貢献活動として公共機関での体験を行っています。 ②今後の取組 小中一貫したキャリア教育の全体的な枠組みを整理し、職場体験学習をその一環とすることでさらに充実を図ります。
キャリア教育の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 中学校においては1年生で職業調べ、2年生で職場体験・社会貢献活動、3年生で高校調べから自らの進路を選択する進路学習を行っています。 ②今後の取組 より望ましい勤労観・職業観を育むために、小学校段階からの系統的なキャリア教育を展開します。

② 就労支援

取 組	内 容
地域就労支援事業の推進 【担当課】 産業振興課	①現状 ハローワークなど関係機関と連携し、三市一町合同就職フェア、障がい者就職フェア、福祉就職フェアを開催するとともに、専門相談員による就労相談を実施し、若年者の就労を支援しています。 ②今後の取組 今後も関係機関と連携して、地域内の求人・求職に関する情報提供を行い、若年者の求職活動の支援を行います。

取 組	内 容
職業能力開発のための支援体制の充実 【担当課】 産業振興課	①現状 運輸・流通業が集中する本市の特性を鑑み、フォークリフト技能講習の継続や医療関係に有利となる調剤薬局事務講座など、社会ニーズに合った就労につながりやすい講座を開催しています。 ②今後の取組 社会ニーズの把握に努め、就業に結びつく様々な資格取得のための講座を国や大阪府、関係機関と協力して実施します。

③ 次代に生きる力をもつ青少年の育成

取 組	内 容
情報化教育（ICT教育）の推進 【担当課】 学校教育課	① 現状 学校では、各教室に LAN を整備し、モニターや書画カメラを設置するなど、ICT を活用した授業改善を進めています。また、情報モラルに関する出前授業なども積極的に行っています。 ②今後の取組 パソコン教室などのパソコンを順次新しいものに入れ替え、情報化社会に対応できる教育を推進します。
国際理解教育の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 国際社会において主体的に生きる上で必要な資質や能力の基礎を培うため、多文化共生教育を推進し、民族講師を学校に派遣しています。また、国際交流協会や大学の協力を得て、留学生との交流も積極的に進めています。さらに、国際語としての英語を通じたコミュニケーション能力の向上を図るため小中学校に英語指導助手（ALT）を派遣しています。小学校には全校に年6回ずつ、日本人の外国語活動支援員を派遣し、小学校の外国語活動の充実を図っています。 ②今後の取組 引き続き多文化共生教育の推進を図るとともに、次期学習指導要領の改訂に伴う小学校英語の教科化に備えて、英語教育研究を充実します。
環境教育の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 府市の上下水道機関や環境センターへの見学・出前授業など、環境教育を進めています。学校と地域が協働した地域清掃活動も行っています。 ②今後の取組 環境家計簿に取り組むなど、今後も児童・生徒自らが地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やより良い環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身につけることができるよう、環境教育の推進に努めます。

2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

(1) 親と子の心身の健康づくりの充実

妊娠・出産期をはじめ、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行うため、母子保健と連携しながら、親と子の健康づくりや思春期保健対策の充実を図ります。また、子どもが成長していく中で、安心して暮らすことができるよう、小児医療の充実に努めます。

① 安心・安全な妊娠・出産のための支援

取 組	内 容
妊娠初期からの子 育て支援 【担当課】 保健福祉課	①現状 約 99%が妊娠初期に母子健康手帳を取得しており、妊娠届出時のアンケートによる状況の把握や保健師・助産師との面接を行っています。 ②今後の取組 母子健康手帳の取得は、出産・子育てに向けて、妊娠期の最も早い時期での情報提供及び相談対応を受けられる重要な機会であり、きめ細かな対応ができるよう相談の充実に図ります。
マタニティマーク の普及 【担当課】 保健福祉課	①現状 母子健康手帳配布時の説明やポスター掲示、ふれあい体験学習での小学生への啓発を行っています。 ②今後の取組 社会全体で子どもと子育てを大切にする意識を育むよう、妊婦を大切にする環境づくりを推進し、マタニティマークの普及を図ります。
出産・育児講座の 充実（再掲） 【担当課】 保健福祉課	①現状 医療機関（産科）の出産・育児講座が充実してきており、市の講座は地域での子育てを考え、妊婦同士や子育て中の親との交流を主にしています。 ②今後の取組 参加者のニーズに合わせながら、地域での子育て支援に向けたプログラムを検討します。

取 組	内 容
妊産婦訪問指導の 充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 母子健康手帳交付時のアンケートや面接により相談内容を細かく把握し、出産後も早期から支援できるよう継続した訪問をしています。 ②今後の取組 支援を必要とする妊婦の割合が高まっており、訪問回数や相談体制を充実し、継続して訪問指導を実施します。
妊婦一般健康診査 の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 妊婦の誰もが安心・安全な出産ができるよう、妊婦健康診査の費用について、公費による一部負担上限総額を引き上げています。 ②今後の取組 今後も継続して、妊婦健康診査を実施します。

② 親と子の健康づくりの促進

取 組	内 容
保健センターの充 実 【担当課】 保健福祉課	①現状 保健センターは乳幼児健康診査の会場となります。施設整備によりトイレやベビーベッド、授乳室やおむつ替コーナー、ベビーカー置場などを設置しています。 ②今後の取組 気軽に立ち寄れるような利用しやすい環境づくりを進めるとともに、親子の健康づくり事業の充実を図ります。
乳幼児健康診査の 充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 各乳幼児健康診査を個別通知で案内しています。健康診査未受診者へは訪問による状況把握を行っています。 ②今後の取組 子どもの健康面だけでなく、保護者も満足して受けもらえる体制をつくります。また、健康診査の必要性を周知し、健康診査未受診者への再案内や訪問指導を行い、受診率の向上を図ります。
こんにちは赤ちゃん 事業の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 乳児が健康に育つための支援や出産後の育児不安の解消のために全戸訪問を実施しています。訪問率は約 80%で未訪問の人は4か月児健康診査で状況確認をしています。 ②今後の取組 全戸訪問をめざし、妊娠期からの周知を強化します。また、必要に応じた訪問回数の増加や相談対応など事業の充実を図ります。

取 組	内 容
乳幼児の訪問指導の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 乳幼児健康診査や相談等の訪問支援を行っています。訪問の継続、関係機関や地域へつなげる等、個別性のある支援により親子が安心して地域で生活していけるよう努めています。 ②今後の取組 他機関との連携を強化し、継続訪問を行いながら親子のニーズを引き出し、次への支援へとつなげます。
乳幼児期からの生活習慣の確立支援 【担当課】 保健福祉課 こども教育課	①現状 「早寝・早起き・朝ごはん」を様々な場で提唱し、その意義に気づき生活に根づくよう取組を進めています。保育所や幼稚園では、幼児期からの生活習慣の確立に向けて家庭と連携して取り組み、さらに親の学ぶ機会や親支援に取り組んでいます。また、地域においても、訪問、相談、教室などを通し、生活習慣の確立の重要性に気づくことができるよう取組を進めています。 ②今後の取組 今後も栄養士と保健師が連携し、親が必要とする情報や指導内容を検討していき、各方面での取組を強化します。
予防接種事業の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 各種法定予防接種については、接種率を高め、発症を予防するためにも出生時や乳幼児健康診査等で情報を伝えています。また、新しい予防接種については早期に情報が発信できるように取り組んでいます。 ②今後の取組 今後も予防接種の必要性を伝えていき、新たな感染症の予防について、国の動向に注意して対応に努めます。
親同士の交流や健康育児相談の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 育児相談は保健センター1か所で実施し、随時訪問・電話などにより、個別対応を充実した形で実施しています。また、地域での交流の場に出向き親同士の交流の支援や育児の相談を受けています。 ②今後の取組 保健センターの育児相談について、相談の場としても、親同士の交流の場としても継続して実施します。また、親同士の交流の場として地域の情報を積極的に伝えます。

③ 思春期保健対策の充実

取 組	内 容
思春期健康教育の充実 【担当課】 学校教育課	①現状 思春期の子どもが、自らの健康や性に関する正しい知識、子どもを生み育てることの意義などを学ぶことができるよう、保健体育科、家庭科、総合的な学習、道徳の時間、小学校の保健指導等において積極的に実施しています。 ②今後の取組 養護教諭や保健福祉課等との連携を進め、児童・生徒が自らの健康の大切さに気づくような教育の充実を図ります。
性に関する情報に対する学習機会の充実 【担当課】 学校教育課	①現状 養護教諭や保健体育の教員を中心に、思春期の子どもが性に関する正しい知識、子どもを生み育てることの意義などを学ぶことができるよう、保健体育科の授業や小学校の保健指導等において積極的に実施しています。 ②今後の取組 性教育の充実を図るとともに、スマートフォンをはじめとした情報モラルについても指導の充実を図ります。
飲酒・喫煙・薬物使用に関する教育の充実 【担当課】 学校教育課	①現状 養護教諭を中心とした保健指導や保健体育科の授業において、また警察等による非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施しています。 ②今後の取組 家庭や地域と連携し、関係機関の協力も得ながら、喫煙や飲酒、危険ドラッグ等薬物乱用の防止について教育の充実を図ります。また、外部人材を活用した授業づくりを進めます。
子どもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実 【担当課】 学校教育課 教育支援課	①現状 教育センターでは、複雑かつ多様化する児童・生徒、青少年の相談に、心理療法、並行面接などを実施するとともに、「おなやみ相談電話」を設けて教育指導員や臨床心理士が対応しています。また、全小中学校に配置したスクールカウンセラー及び、中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや家庭教育相談員により、相談機会の充実を図っています。 ②今後の取組 スクールソーシャルワーカーの派遣回数を拡充するなど、児童・生徒が相談しやすい体制をつくるとともに、家庭児童相談室やカウンセラーとの連携を通じて、相談機能の充実を図ります。

④ 小児医療の充実

取 組	内 容
子ども医療費助成事業の継続的な実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 子育て世帯の経済的負担軽減と、子どもの健やかな育成を目的として、中学校修了までの入院医療費助成と小学校修了までの通院医療費を助成しています（小学生の通院は所得制限有）。 ②今後の取組 制度の周知に努め、医療費助成を行います。
小児救急医療体制の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 小児救急医療体制の休日昼間は、摂津市休日小児急病診療所で、夜間は、高槻島本夜間休日応急診療所で広域的に実施し、入院が必要と判断される場合は、小児二次救急病院などと連携して対応する小児救急医療広域運営事業に取り組んでいます。 ②今後の取組 今後も三島二次医療圏における医師の確保や充実に取り組みます。

(2) 食育の推進

子どものころから、正しい食習慣を身につけるとともに、食の楽しみや食への興味を高められるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校、地域などを通じて学びの機会を提供します。

① 乳幼児期の食育の充実

取 組	内 容
離乳食講習会の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 毎月、離乳食講習会を実施しており、4か月児健康診査や広報等の案内により多くの人が参加しています。 ②今後の取組 今後も講習会の参加者の利便性を向上させ、より多くの人に参加してもらえるよう工夫を重ねて実施します。また個別の相談にも応じられるよう相談体制の充実を図ります。

取 組	内 容
幼児期の食事に関する講座等の充実 【担当課】 保健福祉課 こども教育課	①現状 公立幼稚園への食育指導を継続して行っており、保育所・幼稚園への食育体操の普及も行っています。 保育所、べふこども園において地域の親子を対象に給食体験やクッキング活動、栄養講座等を開催しています。 ②今後の取組 公立幼稚園への継続指導に加えて、私立幼稚園への食育指導など、拡充に努めます。また、食育体操の普及を広く進めます。 親子が身近な地域で参加でき、子育てに役立てられるよう機会の拡充と内容の充実を図ります。
保育所での食育の充実 【担当課】 こども教育課	① 現状 食育推進計画に基づく媒体を使った栄養指導やクッキング、菜園活動、会食、交流給食などを行い、食育を実践しています。また、給食体験会や保護者参観、給食だよりなどを通して食育の重要性を伝えています。 農業委員会とも連携して、市内特産物の提供、紹介、栽培等を行っています。 ②今後の取組 食育計画に基づき、各保育所での取組の充実を図るほか、保育所相互の情報交換に努めます。
幼稚園での食育の充実 【担当課】 こども教育課	① 現状 親子食育指導や各園でのクッキング、菜園活動を通じて食育を実践しており、年長児が小学校で給食試食会に参加するなどしています。べふ幼稚園（べふこども園）では平成24年度から給食を実施しています。 ②今後の取組 食育計画に基づき、各幼稚園での取組の充実を図るほか、幼稚園相互の情報交換に努めます。

② 学童期の食育の充実

取 組	内 容
小中学生の保護者に対する食育の推進 【担当課】 学校教育課 教委総務課	①現状 「給食だより」を毎月発行し、栄養や調理に関する関心を高めています。PTAと連携した給食試食会、料理講習会、給食参観等を開催しています。 ②今後の取組 中学校給食（デリバリー方式選択制）の開始に合わせて、中学校でも試食会や説明会を行い、栄養や食に関する意識を高めます。

取 組	内 容
小中学生に対する 食育の推進 【担当課】 学校教育課 教委総務課	①現状 学校給食を教材として、食に興味を持てるよう献立を工夫するなど取り組んでいます。「給食だより」「えいようだより」等の発行を通じて、食の大切さを説明するとともに、食への関心を高めています。 また、全校にて「食に関する指導の全体計画」を策定しました。健康でいきいきとした生活と正しい食生活について学習しています。 ②今後の取組 平成 27 年度には中学校で給食が開始されることから、小中学校の連携を深め、食育の推進につながるような献立を作成します。 「食に関する指導の全体計画」については、食育担当者会等を通じて、栄養教諭と連携し、計画に沿う教材等の研究を進めます。中学校給食の開始に合わせて、中学校における食育をさらに進めます。

(3)ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立に向けて、就労に関する支援をはじめ、経済的な支援、さらには生活面での相談支援など、ひとり親家庭への多面的な支援に努めます。

① 就労支援の促進

取 組	内 容
地域就労支援の充 実 【担当課】 産業振興課	①現状 ハローワークなど関係機関と連携し、三市一町合同就職フェア、障がい者就職フェア、福祉就職フェアを開催するとともに、専門相談員による就労相談を実施し、ひとり親家庭の就労を支援しています。また、運輸・流通業が集中する本市の特性を鑑み、フォークリフト技能講習の継続や医療関係に有利となる調剤薬局事務講座など、社会ニーズに合った就労につながりやすい講座を開催しています。 ②今後の取組 今後も関係機関と連携して、地域内の求人・求職に関する情報提供を行い、ひとり親家庭の求職活動の支援を行います。また、社会ニーズの把握に努め、就業に結びつく様々な資格取得のための講座を国や大阪府、関係機関と協力して実施します。

取 組	内 容
自立支援給付金の支給 【担当課】 子育て支援課	①現状 ひとり親家庭の経済的な自立に必要な技能や資格を習得するために、教育訓練給付金や高等職業訓練促進費を支給しています。 ②今後の取組 安定した就労に結びつけるには、資格の習得等が有効であることから、制度の周知に努めます。高等職業訓練の支給期間が途中期になる場合もあるため、現在の年限（２年）の延長を検討します。

② 経済的支援の充実

取 組	内 容
児童扶養手当支給事業の継続的な実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 父母の婚姻解消等により、ひとり親となった児童や、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を、監護・養育している父母または養育者に手当を支給します。 ②今後の取組 様々な方法で周知を図るとともに、制度を適切に実施します。
ひとり親家庭医療費助成事業の継続的な実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 ひとり親家庭の経済的負担軽減を目的として、医療費の一部助成を行っています。 ②今後の取組 様々な方法で周知を図るとともに、制度を適切に実施します。

③ 生活支援の充実

取 組	内 容
日常生活支援事業の推進 【担当課】 子育て支援課	①現状 就職活動などの一時的に生活支援が必要な場合や、病気・疾病などによる生活環境の急激な変化により、日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、ヘルパー（家庭生活支援員）派遣を行っています。 ②今後の取組 児童扶養手当の現況届などの機会に周知を行い、必要な人が利用できるよう、利用の促進を図ります。

取 組	内 容
ファミリー・サポート・センター利用料の補助 【担当課】 子育て支援課	①現状 ひとり親家庭への生活支援として、ファミリー・サポート・センター利用料の半額補助を行っています。 ②今後の取組 継続して実施するとともに、制度の周知を行い、ひとり親家庭の支援につながるよう努めます。
母子生活支援施設を通じた自立促進 【担当課】 子育て支援課	①現状 緊急避難的な施設を必要とする母子に対する支援を実施しています。 ②今後の取組 緊急時に円滑な利用ができるよう、関係機関との連携に努めます。
相談支援体制の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 ひとり親家庭自立支援員が、ひとり親家庭の様々な問題、子どもの教育、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などに対して相談を行っています。就労については、ハローワークと連携しながら、きめ細かな支援を行っています。 ②今後の取組 様々な手段を通じての情報提供を行い、他機関からの情報収集や連携を図りながら、より適切な相談対応ができるように努めます。

(4) 発達に課題のある子どもへの支援

すべての子どもが住み慣れた地域で成長し、生活することができる環境をつくるために、その社会的な障壁を取り除き、療育体制の充実をはじめ、各種サービスの充実による生活支援や社会参加に対する支援、経済的な支援、親同士のグループ育成などを支援します。

① 相談支援の充実

取 組	内 容
児童の相談支援の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 市立児童発達支援センター（市立つくし園）及び障害者総合支援センターで相談支援事業を実施しています。 ②今後の取組 児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、児童福祉法に基づくすべてのサービス利用者が相談支援事業を受けられるよう、引き続き体制の充実に努めます。

取 組	内 容
発達に課題のある乳幼児の早期発見のための乳幼児健康診査体制の充実 【担当課】 保健福祉課	①現状 乳幼児との関わり、保護者からの聞き取りにより支援が必要な乳幼児を次の支援へとつなげています。 ②今後の取組 乳幼児健康診査の問診項目の改訂、相談しやすい健康診査場面の設定により早期支援が必要な乳幼児を次の支援へとつなげます。

② 療育体制の充実

取 組	内 容
保育所等訪問支援事業の実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 発達に課題のある子どもが、保育所等の集団生活に適應するため、平成26年度から市立児童発達支援センター（市立つくし園）において、専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を開始しました。 ②今後の取組 保育所等を訪問し、保育所などのスタッフや発達に課題のある子どもに対する専門的な支援に努め、利用対象者及び訪問回数の拡大を図ります。
自閉症・発達障害児の療育体制の構築 【担当課】 子育て支援課	①現状 子ども家庭センター等関係機関との連携のもと、医療の提供や療育、相談など、家族を含む総合的な支援体制の構築を図っています。 健康診査や巡回相談などにより早期に発見し、「くまさん教室」でフォローし、必要に応じて児童福祉法に基づく通所事業を紹介して療育へとつなげています。 サービスの利用にあたっては、相談支援事業所が児童や家族の状況を聞き取って、適切な療育が提供できる通所事業所を紹介しています。三島地域では高槻市の自閉症児療育センターwill が大阪府の発達障害児療育拠点として設置されており、本市からも児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定を受けて通所されています。また、必要に応じて保護者団体の案内をしています。 ②今後の取組 子ども家庭センター等関係機関や通所支援事業所、民間団体との連携をより一層強化し、早期発見に努めるとともに、適切に支援できるよう療育体制の構築を図ります。

③ 生活支援の充実

取 組	内 容
ホームヘルプ・障害児支援事業の充実 【担当課】 障害福祉課 子育て支援課	①現状 障害者総合支援法に基づいてホームヘルプサービスを実施しています。また、児童福祉法の改正により平成 24 年度に創設された児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の 4 事業を実施しています。 ②今後の取組 ホームヘルプサービスについて、引き続き実施します。 4 事業については、「摂津市障害福祉計画」及び「摂津市障害者施策に関する長期行動計画」に基づき、サービスを必要とする児童に提供できるよう、充実を図ります。
一時預かりの継続的な実施 【担当課】 障害福祉課	①現状 摂津市立児童発達支援センター、摂津市障害者総合支援センターにおいて日中一時支援を実施しています。また、摂津市立みきの路で中学生以上の日中一時支援を実施しています。 ②今後の取組 今後も引き続き実施します。
宿泊を伴う預かりの継続的な実施 【担当課】 障害福祉課	①現状 摂津市立みきの路において中学生以上の児童の受け入れを実施しています。 ②今後の取組 摂津市立みきの路での受け入れの拡大について検討します。
補装具・日常生活用具の支給 【担当課】 障害福祉課	①現状 日常生活の利便性の向上や身体機能を補うために、補装具・日常生活用具を交付しています。 ②今後の取組 「摂津市障害福祉計画」に基づき、必要とされる補装具・日常生活用具の交付を引き続き行います。

④ 社会参加に対する支援

取 組	内 容
学童期の放課後・長期休暇への対応 【担当課】 子育て支援課	①現状 学童保育室では児童の放課後や学校の長期休業日に、保護者が就労している児童等を受け入れています。 また、児童福祉法の改正で平成 24 年度から開始した放課後等デイサービスでは、放課後や夏休みなどの学校の長期休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、発達に課題のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行っています。 ②今後の取組 学童保育室では、関係機関と連携を図りながら、取組を継続します。放課後等デイサービスの事業所数が増加してきていることから、児童発達支援センターをはじめとする関係機関と連携し、適切なサービスが提供できるよう支援します。
肢体不自由児童・生徒送迎事業の推進 【担当課】 教委総務課	①現状 支援学校等への通学者のうち、通常の送迎が困難な障害のある児童に対し、通学を保障し、支援しています。 ②今後の取組 今後も継続して実施します。
外出支援サービスの推進 【担当課】 障害福祉課	①現状 障害のある子どもが積極的に外出し社会参加できるよう、支援を行っています。 ②今後の取組 障害のある子どもにとって社会参加を促進していく重要な手段であるため、引き続き実施します。

⑤ 経済的支援の充実

取 組	内 容
特別児童扶養手当の制度周知 【担当課】 障害福祉課	①現状 20 歳未満の障害のある児童を扶養している父母または養育者に、手当を支給する国の制度です。 ②今後の取組 対象者には障害者手帳交付時に制度の周知を図ります。

取 組	内 容
障害者医療費助成 の制度周知 【担当課】 障害福祉課	①現状 重度の身体障害者、知的障害者の医療機関への受診を容易にすることにより疾病の早期発見、健康維持、増進を図っています。 ②今後の取組 対象者には障害者手帳交付時に制度の周知を図り、医療費の経済的負担を軽減します。
障害児福祉手当の 支給 【担当課】 障害福祉課	①現状 日常生活において、常時介護を要する在宅の20歳未満の人に手当を支給しています。 ②今後の取組 障害者手帳交付時の窓口案内等を通じ周知し、必要な手当支給を実施します。
大阪府重度障害者 介護手当の支給 【担当課】 障害福祉課	①現状 重度の身体障害でなおかつ重度の知的障害のある人の介護者へ手当を支給する大阪府の制度です。 ②今後の取組 制度の周知と対象者の把握に努め、必要な手当支給を実施します。
重度障害者等福祉 金の支給 【担当課】 障害福祉課	①現状 重度障害者及び特定疾患罹病者等の福祉の増進を目的として、年額12,000円を給付しています。 ②今後の取組 障害者手帳交付時の窓口案内や、保健所との連携等により制度の周知を行い、手当支給を実施します。
福祉タクシー料金 助成の制度周知 【担当課】 障害福祉課	①現状 タクシー料金を一部助成することにより、日常生活の利便を図っています。 ②今後の取組 対象者には障害者手帳交付時に制度の周知を図ります。

⑥ 親同士のつながり支援

取 組	内 容
保護者グループへの支援 【担当課】 子育て支援課 障害福祉課	①現状 保護者同士がお互いに情報交換と交流を図るために、自主的に保護者グループをつくっており、こうしたグループへの必要な支援を行っています。 ②今後の取組 保護者がお互いに情報交換と交流を図り、つながって子育てができるよう、保護者同士のグループの育成や情報提供、支援に努めます。

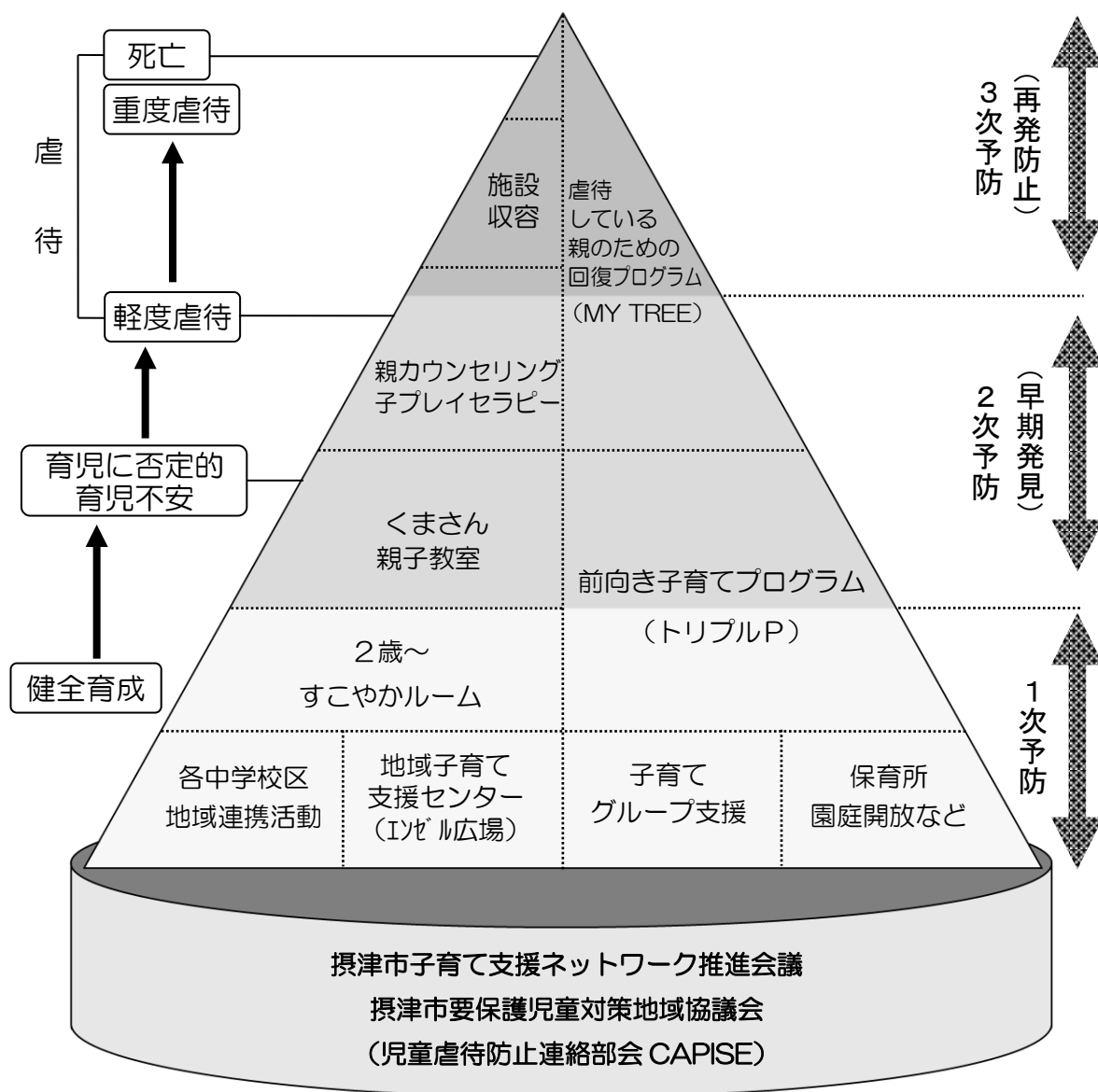
(5) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の防止に向けて、関係機関の連携を強化し、ネットワークを構築するとともに、児童虐待に関する意識啓発をはじめ、地域の見守り活動の推進や育児負担が大きいと感じている保護者への支援を行うことにより、児童虐待の防止に努めます。

① 児童虐待防止ネットワークの推進

取 組	内 容
児童虐待防止ネットワークの推進 【担当課】 子育て支援課	①現状 各関係機関と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めています。また虐待対応マニュアルを作成し、活用を図っています。 ②今後の取組 ネットワークや関係機関の連携強化及び虐待防止マニュアルの活用を図り、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

■子育て支援・児童虐待防止の取組



※平成 15 年度より「育児支援家庭訪問事業（子育てアドバイザー派遣）」の実施

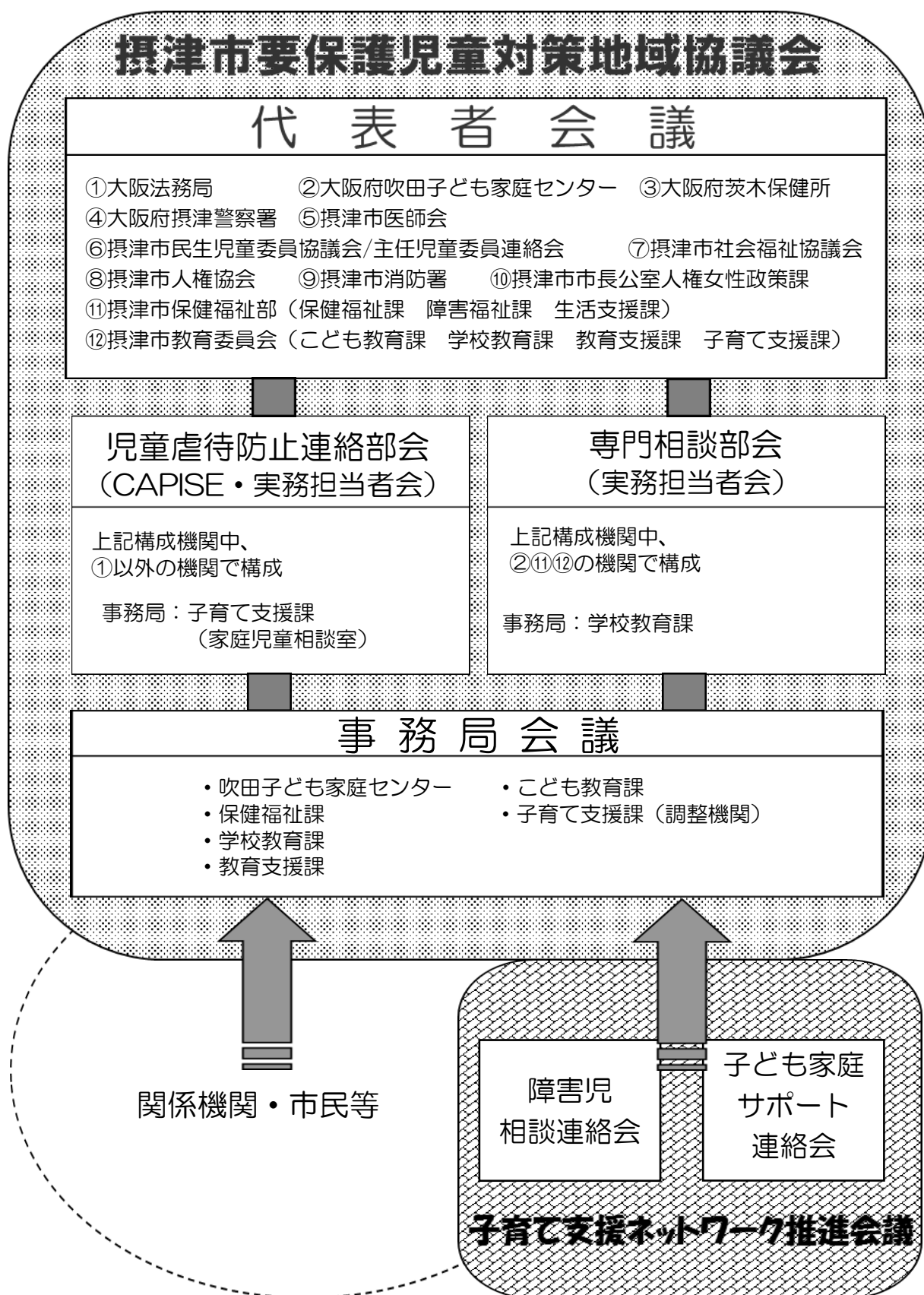
平成 16 年度より「ファミリー・サポート・センター事業」の実施

平成 17 年度より「児童虐待発生予防システム」の実施

平成 20 年度より「乳児家庭全戸訪問事業」の実施

出典)『こども未来』5月号,(財)子ども未来財団,2000年

■ 摂津市要保護児童対策地域協議会の組織図



取 組	内 容
乳幼児健康診査未 受診対策の強化 【担当課】 保健福祉課	①現状 乳幼児健康診査受診者には再案内の実施や訪問等で、保健師が乳幼児と保護者の状況を把握しています。 ②今後の取組 大阪府の健康診査未受診児対応ガイドラインをもとに早期に乳幼児の状況を確認できるように対策を強化します。

② 虐待のないまちづくりの推進

取 組	内 容
虐待の未然防止の 推進 【担当課】 子育て支援課	①現状 広報への掲載や各機関に対し啓発チラシの配布をすることにより虐待の早期発見や未然防止を図っています。また、市の窓口や乳幼児健康診査等多くの人が利用される機会において、養育支援が必要と思われた場合には、保護者への情報提供及び支援機関につないでいます。 ②今後の取組 母子保健担当課や学校部門等の関係機関と連携して、児童虐待の未然防止を進めます。
オレンジリボンキ ャンプーンの推進 【担当課】 子育て支援課	①現状 児童虐待防止推進月間を中心としてキャンペーン集中期間を定め、自らが発見者となった場合の具体的な対応方法等、広く呼びかけています。ポスターや市施設での展示、関係機関や市民団体の協力のもと街頭等での啓発活動を実施しています。 ②今後の取組 児童虐待防止推進月間などを通じて、児童虐待防止の啓発を継続して行います。
DV 防止ネットワ ークとの連携 【担当課】 人権女性政策課 子育て支援課	①現状 DV 防止ネットワーク会議は、年1回開催し、関係機関の情報の共有化を図っています。情報の共有化により、日ごろ、複合化する課題を持った市民に対して、連携して対応しています。 ②今後の取組 関係機関と連携し、より細やかな対応ができるよう努めます。

取 組	内 容
地域の見守り活動の推進 【担当課】 保健福祉課	①現状 主任児童委員と地区担当保健師との相談機会を設け、情報交換を行っています。 ②今後の取組 地域住民との信頼関係の中で、地域の親子の見守り活動を進めます。
教職員・保育士等に対する研修の充実 【担当課】 こども教育課 学校教育課	①現状 吹田子ども家庭センターや家庭児童相談室と連携し、公立保育所・幼稚園・学校教職員に対して児童虐待防止マニュアルを活用した研修を行っています。要保護児童対策地域協議会と連動したケース会議も積極的に行っています。 ②今後の取組 各保育所、幼稚園、小中学校での研修の充実を図るほか、個々が研修等を通じて虐待に気づく力を身につけ、関係機関と連携して早期発見、早期対応、支援体制の充実を図ります。保育所、幼稚園、小中学校、関係機関の役割分担、連携を図ります。また、吹田子ども家庭センターや家庭児童相談室と連携し、各保育所・幼稚園・学校での研修を充実するとともに、保育所・幼稚園・学校において、児童虐待防止マニュアルに基づいた虐待防止の体制づくりに取り組みます。
育児の負担感の大きい人への支援 【担当課】 保健福祉課	①現状 親の心身の健康状態や家庭の状況、多胎児の子育てなど負担の大きい家庭を、妊娠期から支援し出産後早期支援につなげています。 ②今後の取組 継続訪問や一時預かり、教室や親支援プログラムなど適切な支援につながるよう連携した支援の充実を図ります。
保護者向け回復プログラムの実施 【担当課】 子育て支援課	① 現状 子どもに虐待をしてしまっていると感じている保護者に対し、全 13 回のプログラム（MY TREE ペアレンツプログラム：ディスカッションやワークが中心）を実施しています。参加者同士が、ともに学び、専門のファシリテーターのもと再発防止に向けて取り組んでいます。 ②今後の取組 プログラムを効果的に実施し、必要に応じて他の親支援プログラムの提供や支援を行います。

取 組	内 容
子どもの回復プログラムと被虐待児童への心のケア 【担当課】 こども教育課	①現状 ファンフレンズファシリテーターを中心に5歳児を対象にファンフレンズプログラムを実施しています。 ②今後の取組 ファンフレンズプログラムのファシリテーターを養成し、保育所、幼稚園での取組内容の充実を図ります。
子どもの自己回復力向上のための教職員研修の実施 【担当課】 学校教育課	①現状 市立幼稚園・小中学校の教職員に対して、自己肯定感やコミュニケーション力を育て、暴力に頼らない課題解決の方法を学ぶための非暴力アクションワークショップを行うためのファシリテーター研修を実施しています。 ②今後の取組 様々なソーシャルスキルやコミュニケーション力向上の取組を進めます。



3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

(1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

子育てと仕事の両立に向けて、育児休業制度等の普及・啓発をはじめ、事業所内保育施設の設置による継続可能な就労環境づくりに努めるとともに、労働時間の短縮化や勤務形態の多様化などを事業者働きかけ、多様な就労形態の実現を図ります。

① 継続可能な就労環境整備への啓発活動

取 組	内 容
育児休業制度等の 諸制度の普及・啓 発 【担当課】 産業振興課	①現状 国・府等からのパンフレットの配布、市ホームページの活用などにより、 制度の普及・啓発に努めています。 ②今後の取組 引き続き制度の普及・啓発に努めます。
事業所内保育所設 置への働きかけ 【担当課】 産業振興課	①現状 摂津市企業立地等促進条例に基づいて、事業所内保育施設の整備に対し て奨励金を交付する制度を設けています。 ②今後の取組 制度の周知に努め、事業所内保育施設の整備への支援を図ります。

② 多様な就労形態に向けた啓発活動

取 組	内 容
労働時間短縮への 働きかけ 【担当課】 産業振興課	①現状 国・府等からのパンフレットの配布、市ホームページの活用などにより、 制度の普及・啓発に努めています。 ②今後の取組 引き続き制度の普及・啓発に努めます。

取 組	内 容
勤務形態の多様化への働きかけ 【担当課】 産業振興課	①現状 国・府等からのパンフレットの配布、市ホームページの活用などにより、情報提供を行うとともに、勤務形態の多様化により生じた様々な労働問題について労働相談を実施することにより、諸問題の解決への支援に努めています。 ②今後の取組 引き続き情報提供に努めるとともに、労働相談を継続して実施します。

(2) 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

学校や幼稚園、保育所などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、男性の育児や家事への参加に向けて、講座などを開催し、男性が家事や子育てについて学ぶ機会を拡充します。

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

取 組	内 容
学校、公立幼稚園、保育所における男女平等教育の推進 【担当課】 学校教育課 こども教育課	①現状 学校、公立幼稚園・保育所においては人権教育推進計画の中に位置づけ、道徳の時間や総合的な学習の時間などで組織的に取り組んでいます。保健福祉課と連携した「赤ちゃんふれあい体験」なども全小中学校で実施しています。 ②今後の取組 「親学習」の視点なども交えながら今後も男女平等教育の充実を図ります。
男女が共同して家庭責任を担うことの啓発の推進 【担当課】 人権女性政策課	①現状 男女が共に家庭責任を担うことの啓発講座を実施しています。 ②今後の取組 今後も啓発講座の実施に努めます。

② 男性の家庭生活への参加促進

取 組	内 容
男性向け家庭生活 講座等の開催 【担当課】 人権女性政策課	①現状 男性と女性が家事や子育てをともに担っていけるように、家事や子育てを学ぶ場と機会の拡大に努めています。 ②今後の取組 今後も男性向け講座の実施に努めます。
父親の子育て講座 の開催 【担当課】 子育て支援課	①現状 父と子が親子でいろいろな遊びを体験しながら、父親同士の子育て交流を行う「パパっこクラブ」の講座を地域子育て支援センターで実施しています。父親たちが中心になり、話し合いをして活動内容を決めています。 ②今後の取組 父親が子育てに積極的にに関わり、父親同士の交流を進めることができるよう、「パパっこクラブ」の開催を継続するとともに、自主的な交流活動に発展するよう支援を行います。
男性の育児休業・ 介護休業取得に向 けた事業主への働 きかけ 【担当課】 産業振興課	①現状 国・府等からのパンフレットの配布、市ホームページの活用などにより、制度の普及・啓発に努めています。 ②今後の取組 引き続き制度の普及・啓発に努めます。



(3) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的な負担を軽減することをはじめ、子どもの貧困対策に向けて、社会保障制度や医療費助成を継続して行うとともに、幼稚園への就園や小中学校への就学に伴う援助を行います。

① 社会保障制度の充実

取 組	内 容
児童手当支給事業の継続的な実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 中学生卒業までの児童を養育する世帯に手当の支給を行っています。 ②今後の取組 内容を市のホームページなどに掲載するとともに、出生や転入の際に手続きをしてもらうように制度の周知徹底を図ります。
児童扶養手当支給事業の継続的な実施（再掲） 【担当課】 子育て支援課	①現状 父母の婚姻解消等により、ひとり親となった児童や、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を、監護・養育している父母または養育者に手当を支給します。 ②今後の取組 様々な方法で周知を図るとともに、制度を適切に実施します。

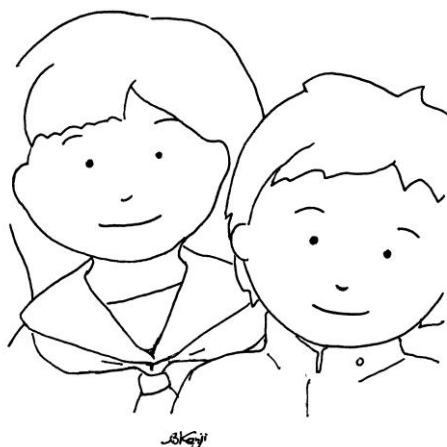
② 医療費助成の普及・啓発

取 組	内 容
子ども医療費助成事業の継続的な実施（再掲） 【担当課】 子育て支援課	①現状 子育て世帯の経済的負担軽減と、子どもの健やかな育成を目的として、中学校修了までの入院医療費助成と小学校修了までの通院医療費を助成しています（小学生の通院は所得制限有）。 ②今後の取組 制度の周知に努め、医療費助成を行います。
ひとり親家庭医療費助成事業の継続的な実施（再掲） 【担当課】 子育て支援課	①現状 ひとり親家庭の経済的負担軽減を目的として、医療費の一部助成を行っています。 ②今後の取組 様々な方法で周知を図るとともに、制度を適切に実施します。

取 組	内 容
障害者医療費助成事業の継続的な実施（再掲） 【担当課】 障害福祉課	①現状 重度の身体障害者、知的障害者の医療機関への受診を容易にすることにより疾病の早期発見、健康維持、増進を図っています。 ②今後の取組 対象者には障害者手帳交付時に制度の周知を図り、医療費の経済的負担を軽減します。

③ 就園・就学援助の普及・啓発

取 組	内 容
幼稚園の就園奨励の継続的な実施 【担当課】 こども教育課	①現状 公立幼稚園保護者に対する減免と、私立幼稚園保護者に対する就園奨励費補助金を支給しています。 ②今後の取組 子ども・子育て支援新制度施行に伴い、新制度の趣旨に沿って、より良い保護者負担のあり方について検討を重ねます。
小・中学校の就学援助の実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費の給付等による援助を行っています。 ②今後の取組 広報やホームページのほか小中学校を通じて案内文書や申請書を全児童・生徒に配布しており、今後も制度の周知に努めます。



4 子どもが学び・育つ環境づくり

(1)子どもの人権が尊重される風土づくり

子どもの人権が守られ、尊重される社会づくりに向けて、人権教育をはじめ、子どもの権利条約の啓発など、人権尊重意識の高揚を図るとともに、インターネット上での人権侵害への対応に向けた環境づくりに努めます。

また、子どもの心の悩みやいじめなどに対する相談事業の充実を図ります。

① 子どもの人権に関する意識啓発の推進

取 組	内 容
幼児・児童・生徒 に対する人権教育 の推進 【担当課】 学校教育課 人権女性政策課	①現状 いじめ問題や障害理解教育、男女平等教育（男女共同参画センターによるデートDV講座等）や国際理解教育等、子どもの発達段階に応じた様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育む取組を行っています。 ②今後の取組 大阪府教育委員会の「人権教育教材集」等を活用しながら集団づくりやソーシャルスキルトレーニング、情報モラル等も絡めた多種多様な取組をさらに進めます。
幼稚園・保育所・ 小中学校の教職員 に対する研修の充 実 【担当課】 学校教育課	①現状 同和問題、男女平等、障害者、在日外国人、いじめ、情報モラル、体罰等、様々な人権問題の解決に向け、教職員一人ひとりが自身の人権意識を高め、教育・保育活動全体を通じて計画的に人権教育を推進し、その指導力の向上を図るために研修を行っています。 ②今後の取組 人権教材を活用した授業研究、集団づくりや人間関係づくり、ユニバーサルデザインや情報モラル等、多様な教職員研修を計画的に実施します。特に経験の浅い教職員の人権感覚を養う研修を充実させます。
子どもの権利条約 の啓発 【担当課】 人権女性政策課	①現状 子どもの人権や自由を尊重する意識を広めるために、子どもの権利条約の意義・内容等について、身近な視点で捉えられるよう普及啓発に努めます。 ②今後の取組 子どもの人権について、無関心にならないよう広報などを通じ、周知に努めます。

取 組	内 容
子どもの人権に関する意識啓発の推進 【担当課】 学校教育課 こども教育課	①現状 保育所、幼稚園、こども園において子どもの基本的人権を尊重した保育、教育を実践し、子どもの人権に関する研修を通して職員の資質向上を図っています。 ②今後の取組 子どもの人権を尊重した保育、教育を行うため保育士、幼稚園教諭の人権意識の高揚を図る研修等に取り組みます。

② 子どもの人権を守る社会環境づくり

取 組	内 容
非行防止活動の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 学校は、自治会をはじめ、協助員、少年補導員、青少年指導員、保護司、民生委員・児童委員等地域の協力や、警察、少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等の関係機関との連携のもと、様々な非行防止の取組を進めています。 ②今後の取組 大阪府教育委員会の支援も得ながら、各学校の生徒指導体制を強化し、児童・生徒の自主性を育む児童会・生徒会活動の充実なども図りながら非行防止活動を推進します。
安全・安心なインターネットの利用環境の普及 【担当課】 学校教育課	①現状 小中学校では、子どもの携帯電話やインターネット利用の現状とリスクについて、講師を招いた出前授業を積極的に行っています。また、PTAの会合等において保護者にも講演を行っています。 ②今後の取組 インターネット利用の危険性や家庭でのルールづくりの重要性について、児童・生徒と保護者に対してさらなる啓発を進めます。

③ 子どもの相談事業の充実

取 組	内 容
子どもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実（再掲） 【担当課】 学校教育課 教育支援課	①現状 教育センターでは、複雑かつ多様化する児童・生徒、青少年の相談に、心理療法、並行面接などを実施するとともに、「おなやみ相談電話」を設けて教育指導員や臨床心理士が対応しています。また、全小中学校に配置したスクールカウンセラー及び、中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや家庭教育相談員により、相談機会の充実を図っています。 ②今後の取組 スクールソーシャルワーカーの派遣回数を拡充するなど、児童・生徒が相談しやすい体制をつくるとともに、家庭児童相談室やカウンセラーとの連携を通じて、相談機能の充実を図ります。

取 組	内 容
いじめなどに関する相談体制の充実 【担当課】 学校教育課	①現状 市及び各校において策定した「いじめ防止基本方針」に則り、アンケート調査や投書 BOX の設置をはじめ、いじめに関わる相談窓口を学校内外にわかりやすく位置づけ、困ったときにすぐに相談できるよう、相談体制の充実を図っています。 ②今後の取組 安全・安心な相談しやすい環境をつくるため、いじめを許さない集団づくりを進めます。また教職員のアンテナを高くし、未然防止と早期発見に努めます。

④ 子どもの意見表明・意見反映の機会の提供

取 組	内 容
子ども参画型のまちづくりの推進 【担当課】 政策推進課	①現状 まちづくりなどの意見は、常時広く受け入れてまちづくりに取り組んでいます。 ②今後の取組 子どもたちが意見を表明できるよう、募集方法を含めた環境づくりに取り組み、その意見を反映したまちづくりに努めます。

(2) 就学前教育・保育の充実

幼稚園と保育所、認定こども園の交流などを通じて連携を促進するとともに、幼児教育環境の充実や障害のある子どもの受け入れを積極的に行うことなどにより、就学前教育の充実を図ります。

また、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、小学校との連携も進め、一貫性のある教育の推進を図ります。

子ども・子育て支援新制度に基づく、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業などについて、提供体制の整備を進め、利用者ニーズへの対応を図ります。

① 就学前教育・保育の充実

取 組	内 容
就学前教育・保育の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 「就学前教育実践の手引き」を基軸に「つながる力」「豊かな心」「健やかな体」「学ぶ力」を育成する取組のほか、近隣の園児同士の交流も行っています。また、近隣の小学校と連携した取組も行っています。 ②今後の取組 市内公私立保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が研修会や事例発表会、情報交換会等を通して就学前教育の充実と連携強化を図ります。

取 組	内 容
就学前支援教育・保育の充実 【担当課】 こども教育課 教育支援課	①現状 保育所、幼稚園、認定こども園において支援の必要な子どもに対し、個々の状態に応じた支援を行っています。 ②今後の取組 支援の必要な子ども、保護者に対し適切な支援を行うことができるよう関係機関が連携して取り組みます。
就学前における人権尊重の教育の推進 【担当課】 こども教育課	①現状 保育所、幼稚園、認定こども園では幼児期から生命の尊さに気づき、自分を大切に、他の人も大切にする態度や心を育む人間基礎教育に取り組んでいます。 ②今後の取組 ファンフレンズプログラムなどの取組を通して生命の大切さや他人を尊重する気持ち、仲間づくりなどの学びを推進します。
公立保育所と幼稚園の一体的運用の実施 【担当課】 こども教育課	①現状 平成 24 年度にべふ幼稚園と別府保育所を一体的に運営するべふこども園を開設しました。 ②今後の取組 べふこども園の成果と課題を踏まえて、他の就学前教育施設のあり方を検討します。
地域型保育事業の実施 【担当課】 こども教育課	①現状 市町村の認可事業となる地域型保育事業について、平成 27 年度からの開始に向けて準備を進めています。 ②今後の取組 低年齢児の保育需要への対応策として、小規模保育などの地域型保育事業を実施し、待機児童の解消に努めます。

② 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携

取 組	内 容
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携 【担当課】 こども教育課 学校教育課	①現状 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の子ども同士の交流や教職員同士の交流、研修会を実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図っています。 ②今後の取組 「就学前教育実践の手引き」を基軸に、引き続き、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、課題解決や取組内容の充実に向けた研修会等を実施し、職員の資質向上を図ります。

③ 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業等の充実

取 組	内 容
保育所の通常保育事業の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 保育所二一ズは増加傾向にあり、施設の建て替えや定員増、定員の弾力化等により待機児童の解消に努めていますが、地域によっては待機児童が発生しています。 ②今後の取組 各地域の保育需要に合わせて、とりわけ3歳未満児の受け入れ体制を整える必要があるため、定員の拡大のほか、分園の開設、地域型保育事業の実施等により待機児童の解消に努めます。
乳児保育の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 産休・育休明け後の保育二一ズに対応できるよう、妊娠期からの保育所入所の予約を受け付けています。 ②今後の取組 0歳児保育実施保育所の増加と産休明けからの円滑な職場復帰に対応できるような柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。
障害児保育の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 支援の必要な子ども一人ひとりの個性を尊重し、状況に応じた保育内容、支援体制の充実に努めるとともに、すべての子どもがともに生活し、互いを理解し合えるよう保育に取り組んでいます。支援の必要な子どもに加え、気になる子どもへの対応のため、専門家による巡回指導を実施し、保育士への保育指導、適切な支援を行っています。 ②今後の取組 巡回指導、専門研修、担当者会議等を通して一人ひとりの子どもに応じた支援内容と保護者支援の充実を図ります。
時間外保育（延長保育）の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 保護者の就労形態の多様化に応じて、時間外保育をすべての公私立保育所・認定こども園で実施しています。5か所の保育所で20時までの時間外保育を実施しています。 ②今後の取組 引き続き、保護者の保育二一ズに応じた時間外保育の充実に努めます。
夜間保育の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 夜間保育は開所時間が午前11時から午後10時までの11時間で開所時間の前後に7時間までの延長保育が実施できる「夜間保育」において行うものです。市内には夜間保育を実施する保育所・認定こども園はありませんが、隣接する市に1か所あり委託により入所しています。 ②今後の取組 夜間保育を利用している児童は少ないことから他市委託を継続します。

取 組	内 容
病児・病後児保育の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 病児回復期にある保育所入所児童を保育所に設置した病後児保育室で一時的に保育する病後児保育事業を、市内1か所で開設しています。 ②今後の取組 病後児保育の利用ニーズは高くなっていますが、実際の利用は少なく、保護者への周知を図り、利用しやすい仕組みづくりを検討します。病児保育についても、検討します。
休日保育の充実 【担当課】 こども教育課	①現状 就労形態の多様化に伴い日曜日、祝日勤務の保護者向けに実施するもので、市内1か所の保育園で実施しています。 ②今後の取組 年間を通して利用児童数が少ないため、制度の周知を図ります。
幼稚園の預かり保育事業の推進 【担当課】 こども教育課	①現状 公立幼稚園3園では保護者の就労等を支援するため平日の幼稚園教育終了後（午後2時～4時）に預かり保育を実施しています。私立幼稚園においても、2園で実施しています。 ②今後の取組 平日の実施に加え、長期休暇や早朝の預かり保育の実施について検討します。
保育所・幼稚園の人材育成による資質の向上 【担当課】 こども教育課	①現状 就学前教育や、地域における保育所・幼稚園機能の充実、子育て支援拠点としての役割に対応できるよう、派遣研修、専門研修、職種別研修を通して保育士・幼稚園教諭の資質向上に努めています。 ②今後の取組 研修の充実と研修で学んだ知識や技能をOJT（職場で働きながら、業務の訓練をする教育手法）等を通して共有します。
学童保育の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 多様なニーズに対応できるよう、指導員を対象に研修会を実施し、人材育成に努めています。児童福祉法の改正に伴い、平成26年度に設備及び運営に関する基準を条例で定め、学童保育の質の向上を図ることとなりました。 ②今後の取組 延長保育等のサービス向上の実現に向けて実施方法の検討を進めます。設備及び運営に関する基準で定められているように、研修の機会を確保し、職員の知識及び技術の向上に努めます。

(3) 学校教育の充実

児童・生徒の生きる力を育むため、学校教育を通じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成します。

また、共生社会の形成に向けて、障害のある人への理解の促進のための教育や人権尊重の教育を推進します。

① 児童・生徒の生きる力を育む学校教育の推進

取 組	内 容
「確かな学力」の育成 【担当課】 学校教育課	①現状 自ら学ぶ摂津の子どもをめざして、基礎・基本の定着や活用する力、自ら考える力、学習意欲などの向上に計画的に取り組んでいます。授業改善を図るための研究校の委嘱や教職員の研修、またしゅくだい広場の開設や学級補助員等の人材の配置を行っています。全国学力・学習状況調査においては、摂津の子どもたちの学力の定着状況や生活状況に大きな課題が表れています。 ②今後の取組 今一度、摂津の子どもたちの学力課題とその原因を分析し、課題に正対した取組、事業を展開します。
「豊かな心」の育成 【担当課】 学校教育課	①現状 豊かな心を育むために、人間関係づくりや様々な人権課題に応じた取組、あいさつ運動等の体験活動の充実など人間基礎教育の徹底を図っています。暴力やいじめ等の問題行動事例には人権意識に課題がみられるケースもあります。 ②今後の取組 豊かな心を耕すために、道徳教育や人権教育に関する授業研究の充実、また児童・生徒の自主性を育む児童会活動や生徒会活動の充実を図ります。
「健やかな体」の育成 【担当課】 学校教育課	①現状 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組んでいます。全国体力・運動能力調査においては、瞬発力や持久力に課題がみられます。 ②今後の取組 健やかな体づくりや健康教育などのさらなる充実を図ります。

取 組	内 容
家庭や地域との協働 【担当課】 学校教育課	①現状 PTA や自治会等の地域と学校は常に連携を図り、交流等の各種の取組を行っています。 ②今後の取組 子どもたちの状況や学校に関心を持ち、家庭や地域と協働で取り組めるよう、ホームページやリーフレットなどで情報発信に努め、連携の強化を図ります。

② とともに学びともに育つ教育の充実

取 組	内 容
支援教育の充実 【担当課】 教育支援課	①現状 特別支援コーディネーターを全校に配置し、障害のある人の理解のための教育指導体制の充実を図っています。 ②今後の取組 摂津支援学校と連携し、個別に応じた支援体制の構築を進めます。
就学相談による支援の充実 【担当課】 教育支援課	①現状 保護者、就学前の関係機関等と連携し、配慮を必要とする児童が適切な配慮のもとで小学校に就学できるよう、情報提供に努めています。 ②今後の取組 関係機関との連携を密にし、相談のさらなる充実を図ります。

③ 人権尊重の教育の推進

取 組	内 容
人権尊重の教育の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 全小中学校で人権教育推進計画を作成し、人権を尊重する態度を育てるための土台としての人間関係づくり、集団づくりなどに取り組んでいます。 ②今後の取組 学校における計画的・組織的な取組を進め、人権問題を解決するための力を発達段階に応じて育てます。

取 組	内 容
多文化理解の教育の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 学校に在籍する、外国にルーツを持つ児童・生徒のアイデンティティを高め、お互いを認め合い、ともに学ぶ意識を高めていく教育に取り組んでいます。 ②今後の取組 自国の歴史や文化に誇りを持ち、多様な文化を認め合える力を育てるための多文化共生の教育を進めます。

(4) 子どもの健全な成長を支える活動の推進

子どもの健全な成長を支えるため、生徒指導をはじめ、不登校の子どもへの支援、進路指導の充実などに努めます。

子どもがいきいきと活動したり、交流や体験活動を行うことができるよう、地域の団体などと協力しながら、子どもの居場所づくりをはじめ、交流機会や学習機会、スポーツを通じた世代間交流の機会を提供します。

また、子どもたちの読書活動が促進されるよう、図書館環境や機能の充実を図ります。

① 一人ひとりの自己確立をめざす支援事業の推進

取 組	内 容
生徒指導の充実 【担当課】 学校教育課	①現状 小中学校の組織的な生徒指導体制の強化と教育相談機能の充実に努めています。また少年非行の未然防止や早期解決を図るため、数多くの関係機関や地域との連携を図っています。また、「いじめ防止基本方針」を全小中学校が作成し、いじめの未然防止や早期解決にも努めています。しかしながら、暴力行為等の問題行動の件数や不登校の児童・生徒数は増加しており、さらなる課題解決への努力が必要です。 ②今後の取組 関係機関との連携をさらに強化しながら、学校に必要な支援と指導の充実を図ります。

取 組	内 容
不登校の子どもと 家庭への支援 【担当課】 教育支援課 学校教育課	①現状 全小中学校と教育センターにスクールカウンセラーや臨床心理士を配置し、子どもと保護者の相談と心のケアを行っています。また、学校内において適応指導教室の設置や、家庭教育相談員やさわやかフレンドの派遣を行っています。不登校児童・生徒の数は依然深刻な状況にありますが、多種多様な要因を持つ一人ひとりのケアに努めています。 ②今後の取組 相談機能の充実とともに、スクールソーシャルワーカーや福祉部局との連携も強化します。また、安全・安心な居場所づくりとしての集団づくりの取組もさらに進めます。
適応指導教室（パ ル）と訪問指導の 充実 【担当課】 教育支援課	①現状 教育指導員、臨床心理士、さわやかフレンドが連携し、学校復帰を目標に個別に応じたプログラムを作成して対応しています。 ②今後の取組 さわやかフレンドとの関わりが有効であるため、大学と連携を図るなど、ボランティア学生の確保に努め、引き続き実施します。
進路指導の充実 【担当課】 学校教育課 教育支援課	①現状 将来の自分のあり方や職業について考えるキャリア教育に取り組んでいます。中学校2年生で、全校2日間の職場体験学習または社会体験学習を実施しています。 また、教育センターでは、中学生が自分の進路に夢が持てるよう、進路相談を行っています。 ②今後の取組 小中一貫教育推進協議会において、それぞれの中学校区における「キャリア教育全体計画」を作成し、より計画的に取り組めます。夢や志を持ち、自らの進路を切り拓くための自主性や表現力を育むため、総合的な学習の時間や道徳の時間、生徒会活動などの充実を図ります。
生活困窮家庭に対 する学習支援 【担当課】 生活支援課	①現状 生活困窮家庭に対して、養育相談や学び直しの機会、子どもが安心して生活相談等ができる居場所を提供することで、「貧困の連鎖」を防止することが求められています。 ②今後の取組 平成27年4月から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、大阪人間科学大学と連携し、生活保護世帯の中学生に対して、学生ボランティアによる学習支援や居場所づくりを実施します。

② 子どもがいきいきと活動する環境の充実

取 組	内 容
放課後子ども教室 （わくわく広場） の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 子どもの居場所づくりを目的として、各小学校体育館内にて、地域のボランティアの協力のもと、わくわく広場を週1回実施しています。 ②今後の取組 児童センターでの遊びをわくわく広場に提供するなど、児童センターと連携し、活動内容の多様化や充実を図ります。より多くの人にボランティアとして関わってもらえるよう、関係機関等を通して周知に努めるとともに、国の示す「放課後子ども総合プラン」について検討を進めます。
放課後子ども総合 プランの実施 【担当課】 子育て支援課	①現状 次代を担う人材を育成するため、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国において「放課後子ども総合プラン」が策定され、学童保育と放課後子ども教室（わくわく広場）の計画的な整備を進めることとされています。 本市では、各小学校と連携しながら、全10小学校区の校内で学童保育室、わくわく広場をともに実施しています。 ②今後の取組 引き続き、全小学校において学童保育及びわくわく広場を実施しつつ、国の示す、わくわく広場開催時に学童保育児童も共通のプログラムに参加できる一体型の実施を検討します。
児童センター事業 の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 就学前の親子と小学生の安全な遊び場として、また親子教室や季節の行事などを通じて異年齢の交流を図っています。児童の自主性を養うため、こどもスタッフ会議を開催し、行事の企画・準備・役割分担などを議論しています。自主活動の場を提供する団体の活動に対する、遊具など必要なものの貸出しや、市内小学校の学童保育室に出向いてのけん玉の段級位の認定会などの移動児童館事業に取り組んでいます。 ②今後の取組 移動児童館事業に継続して取り組むとともに、児童センターで活動しているリコーダーやけん玉などのクラブによる市内のイベントや、公民館での日ごろの活動発表などを通して、啓発機会の拡大に努めます。また、利用児童の地域が限られていることから、安威川以南地域の児童館機能を備えた公共施設のあり方を研究します。

③ 多様な交流と体験機会の充実

取 組	内 容
多世代・異年齢間の交流機会の充実 【担当課】 学校教育課 こども教育課	①現状 保育所、幼稚園、認定こども園では絵本の読み聞かせや遊びの伝承などを通して地域の高齢者やボランティアグループとの交流を深めています。平成26年度からは「摂津みんなで体操しましょ」を通して公立の保育所、幼稚園児と地域の高齢者が交流を深めています。 保育所、幼稚園、小中学校同士の交流として、幼児・児童の交流と教職員の交流、双方を積極的に行っています。また各校園所の中においても兄弟姉妹学年をつくって共同作業を行ったりしています。リハサロン等地域の福祉施設や民生委員・児童委員等地域人材とのふれあいなども、体験活動と人権教育を絡めて各学年で実施しています。 ②今後の取組 保育所、幼稚園、小中学校同士の交流をはじめ、地域の福祉施設や民生委員・児童委員等地域人材とのふれあいなど、多世代・異年齢間の交流機会を充実します。
体験学習の推進 【担当課】 学校教育課	①現状 総合的な学習の時間などで、自然に親しんだり、仲間との協力の大切さを学んだりしながら、主体的に探究する力を育むためにいろいろな体験学習に取り組んでいます。小学校では、農業委員会の支援を受けて農業体験学習を、中学校では商工会などの協力により職場体験学習を実施しています。 ②今後の取組 地域における様々な団体、事業所などの協力を得て、学校内では体験できない体験学習を進めます。
青少年リーダーの養成 【担当課】 生涯学習課	①現状 チャレンジャークラブや冒険プログラムの実施など野外活動体験事業を実施することで、青少年の健全育成を図り、さらに青少年活動の核となる青少年リーダーの育成を行っています。 ②今後の取組 野外活動体験を通じて自らが積極的に物事に取り組み、仲間とともに行動できる青少年リーダーの養成を図るとともに、さらなる活動機会の提供及び参加率向上を図ります。

④ 地域で育む子ども・青少年団体の支援

取 組	内 容
こども会活動の充実 【担当課】 生涯学習課	①現状 子どもが団体生活やこども会行事を通して仲間との連帯感や協調性を養い、自立意識を高めるこども会活動の充実を図る事業を支援しています。こども会の組織率低下などの問題がある中で、こども会組織の運営方法のあり方やスポーツ以外の魅力ある活動を模索することが課題となっています。 ②今後の取組 魅力ある運営を行い、こども会活動の充実を図るとともに、こども会の役割や重要性の啓発・広報を行い、こども会活動の拡充を図ります。
青少年指導員の活動支援 【担当課】 生涯学習課	①現状 青少年指導員は、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進める推進役としての活動を行っており、地域パトロールなどの活動、小中学校単位での行事や啓発活動をしています。 ②今後の取組 地域の見守りやパトロール、様々なイベントを通じた啓発活動により、健全で安全・安心な地域環境づくりを図ります。

⑤ スポーツ・レクリエーション活動の推進

取 組	内 容
スポーツ少年団活動などの充実 【担当課】 文化スポーツ課	①現状 対象となる児童数そのものが減少し、さらには単位クラブのあり方が多種多様化する中で、全国的にスポーツ少年団の登録団員数は減少傾向にあります。 ②今後の取組 スポーツ少年団の活動は子どもたちが地域でスポーツを通じて健全な心と体を育み、地域づくりに貢献する人材を育成する意味合いもあることから、引き続き活動しやすい環境づくりを進め、活動を支援します。

取 組	内 容
生涯スポーツ振興 事業の推進 【担当課】 文化スポーツ課	①現状 摂津市総合型地域スポーツクラブは「多種目、多世代、多志向」を特徴とした活動を行っており、またスポーツ推進員は地域における各種スポーツの推進に加えて、各種ニュースポーツの普及・啓発なども行っています。 ②今後の取組 今後も、さらなる健康志向の高まりに应运えていくため、様々な機会を数多く提供し、生涯スポーツの推進を積極的に行います。
スポーツを通じた 世代間交流の促進 【担当課】 文化スポーツ課	①現状 地区市民体育祭は、地域の子どもから高齢者までが参加し、親睦を深めながら地域の絆づくりを推進する機会となっています。 ②今後の取組 地域の結びつきを強め、隣人との交流や親しみを持つことは、地域活性化に欠かせないことであり、今後も地区市民体育祭の運営を支援するとともに、各種団体相互の連携を図りながら、スポーツを通じた世代間交流を推進します。

⑥ 読書活動の推進

取 組	内 容
読書活動の推進 【担当課】 生涯学習課	①現状 子どもたちがあらゆる機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができるように「子ども読書活動推進計画」に基づいて、様々な推進活動をしており、子どもが本に親しむ機会の提供として、市民ボランティアによるおはなし会や、図書館職員が市内公共施設に出向いての「出張おはなし会」の定期的な開催、おはなし会と連動した「ぬいぐるみお泊まり会」の開催、中学生の図書館職業体験学習、小学生を対象とした図書館の見学ツアーなど、様々な企画を通じて子どもの読書活動向上に取り組んでいます。 ②今後の取組 「読み聞かせ講座」の実施など、人材やボランティア団体の育成を図るほか、各種イベントの実施、他の公共施設や民間団体との連携など、子どもの読書活動を推進するための施策を推進し、身近で本に親しんでもらえるような図書環境の促進や機能の充実を図ります。

5 子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり

(1) 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めていくため、子ども連れに配慮した公共施設の整備や交通バリアフリーを進め、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備に努めます。

また、子どもたちの安全を確保し、安心に暮らすことができるまちづくりに向けて、地域安全活動事業をはじめ、こども110番運動、スクールガードなどによる防犯対策を推進するとともに、交通安全教育を推進します。

① 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

取 組	内 容
子ども連れなどに 配慮した公共施設 等の整備促進 【担当課】 子育て支援課 各施設管理課	①現状 子ども連れで安心して外出ができるよう、「赤ちゃんの駅」事業を進めています。ベビーベッドやおむつ交換台を備えている施設の愛称で、自由に授乳やおむつ交換ができる公共施設・民間保育園等を指定し、プレートやのぼりを設置して、利用者にわかりやすい表示になるよう努めています。また、「移動赤ちゃんの駅」として、屋外のイベントで小型のテントを用意しています。 ②今後の取組 民間商業施設等にも参加を募り、箇所数の増加に努めます。また「移動赤ちゃんの駅」のさらなる活用に努めます。
人にやさしい道づ くりの推進 【担当課】 道路交通課	①現状 「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づいた歩道整備、並びに交差点等の歩道段差改良を実施しています。 ②今後の取組 歩道整備並びに歩道段差改良を進めるとともに、安全柵や視覚障害者誘導ブロックの設置を行います。

② 子どもの安全・安心まちづくり

取 組	内 容
地域防犯活動事業の推進 【担当課】 自治振興課	①現状 セーフティパトロール隊 12 隊が、それぞれ子どもの登下校を中心に見守り活動を実施しています。自治会や防犯協会の協力による青色防犯パトロール車で各校区の巡回を実施しています。 ②今後の取組 セーフティパトロール隊、青色防犯パトロール車のさらなる活動・活用により、犯罪発生を抑止を図ります。
「こども 110 番運動」・子どもの安全見守り隊の取組の充実 【担当課】 子育て支援課	①現状 市内の家庭や事業所に協力をしてもらい、子どもの安全を確保するために実施しています。 ②今後の取組 抑止力としても有効であると考えられるため、引き続き取組を進めます。
公立保育所・幼稚園・学校の安全確保を図る取組の推進 【担当課】 教委総務課	①現状 公立すべての幼稚園・小学校の安全確保と地域住民の参画を推進するため、市民ボランティアからなる受付員を配置し、学校・園の安全を図っています。公立保育所においては、正面玄関にオートロックを設置し、安全の確保を図っています。 ②今後の取組 今後も継続して実施します。
「子どもの安全・安心」まちづくり啓発活動 【担当課】 教委総務課	①現状 公用車両での安心パトロール街宣や、市職員による「子ども安心パトロール」を実施しています。また、青色防犯パトロール車による市内巡回パトロールを実施しています。 ②今後の取組 今後も継続して実施します。
スクールガードリーダーの配置 【担当課】 学校教育課	①現状 警察 OB のスクールガードリーダーを配置し、子どもたちの登下校時の安全を見守る地域ボランティアへの指導・助言や、通学路における危険個所の点検等を行っています。 ②今後の取組 継続してこの事業を実施し、地域で子どもの安全を守る体制をつくります。

取 組	内 容
子どもの見まもり活動 【担当課】 保健福祉課	①現状 朝の登下校時の見守りなど、それぞれの地区に応じた子どもを見守る活動を各地区の民生委員・児童委員が行っています。 ②今後の取組 各地区の取組の充実を図ります。

③ 交通安全対策の推進

取 組	内 容
交通安全教育の推進 【担当課】 道路交通課 学校教育課	①現状 保育所や幼稚園、認定こども園、小中高等学校で交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学び、子どもの交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進しています。平成 26 年度には2つの中学校で交通事故の実演（スタントマン）による交通安全教室を開催しました。 児童・幼児の保護者は、子どもが自転車に乗車する際にヘルメットを着用させる努力義務がありますが、あまり知られていないのが現状です。児童・幼児の保護者への交通安全教室の開催が課題となっています。 ②今後の取組 児童・幼児の保護者を対象とした講座や教室の開催を担当部署と連携し、交通安全に関する啓発を進めます。また、子どもの自転車乗車時にはヘルメット着用の啓発活動を進めます。
安全な交通環境の整備 【担当課】 道路交通課	①現状 通学路の安全点検を実施し、道路の安全対策を推進しています。また、駅周辺の放置自転車対策など、安全な歩行者空間の確保に向けて、取り組んでいます。 ②今後の取組 通学路の安全確保や放置自転車の減少に向けての取組に加え、自転車の安全な利用について啓発活動に取り組み、交通環境の安全性の向上を図ります。
通学路の安全確保 【担当課】 子育て支援課	①現状 学校から危険箇所の報告を受け、警察署、道路管理者、教育委員会で合同点検を行い、対策を進めています。 ②今後の取組 通学路の交通安全対策の指針を策定し、安全確保に努めます。

(2)安全・安心な遊び環境の充実

子どもたちが安全に、安心して遊ぶことができるよう、安全に配慮した遊び場の環境を維持・向上させるとともに、自然に配慮し、親しむことができる環境の整備に努めます。

① 公園や広場の活用

取 組	内 容
地域の公園や広場の活用の推進 【担当課】 公園みどり課	①現状 公園等の遊具は専門業者による点検を実施し、点検結果に基づき補修や取替えを行っています。また施設の日常点検と修繕、樹木の剪定を行い、公園等の安全性の確保に努めています。 ②今後の取組 今後も専門業者による遊具の点検と点検結果に基づく補修・取替えを行い、施設の日常点検と修繕、樹木の剪定により公園内の安全性と視認性を確保し、子どもたちが安全・安心に遊べる環境づくりに努めます。

② 自然に親しめる環境の活用

取 組	内 容
緑化推進事業の推進 【担当課】 公園みどり課	①現状 子どもの誕生を記念して、記念樹の配布と公園等で行う植樹祭を開催し、緑化の推進を図っています。 ②今後の取組 引き続き誕生記念樹の配布と植樹祭を開催し、子どもの成長を樹木に重ねることで、緑を大切に作る心を育めるよう取り組みます。
水辺環境の活用 【担当課】 公園みどり課 下水道事業課 生涯学習課 文化スポーツ課	①現状 水辺と親しめる施設として境川せせらぎ緑道、市場池オアシス広場、安威川・大正川河川敷公園、ガランド水路、淀川河川公園などがあります。市場池オアシス広場では地域住民によるクリーンアップキャンペーンを行っています。 また、ガランド水路及び大正川河川敷公園ではこどもフェスティバルや生涯学習フェスティバルを、淀川河川公園では、ふれあいマラソンなどを実施しています。 ②今後の取組 子どもたちや市民の憩いの場として活用されるよう、水辺環境の維持管理を行います。 また、イベント会場としても、引き続き来場者の安全性に十分に配慮をしながら積極的に活用します。

第6章 計画の推進に向けて

1 家庭・家族、地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭・家族や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体やイベントなどの機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、各主体が役割を持ちながら、連携を図りつつ計画を推進します。

(1) 家庭・家族

子育ての基本は家庭・家族であり、基本的な生活習慣の習得をはじめ、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを学ぶ場となるため、しっかりとした家庭教育を実践していくことが期待されます。

また、子育てのつらさを緩和し、子育てを楽しめるものへとしていくためにも、父親が積極的に家事・育児に参加し、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めていくことが期待されます。

(2) 地域

家庭・家族に加え、子育て支援を行う上で、地域の役割も重要となっており、今後も地域の教育力や子育て力を高めていくことが求められています。

そのため、地域においてその主導的な役割を担う市内の主な各種団体・機関等が連携しながら、教育や子育てを行う環境づくりをはじめ、推進体制を充実させていくことが期待されます。

(3) 教育・保育機関

保育所、幼稚園、認定こども園、学校は専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うことができるよう、教育・保育の充実に努めることが期待されます。

(4) 企業

18 歳未満の子どものいる共働き家庭の割合が上昇する中、仕事と家庭生活の両立を実現していくため、企業における理解や協力もより一層重要になっています。

企業においては、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、子育てしやすい就労環境づくりを今後もより一層進めていくことが期待されます。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、様々な分野にわたるため、こども教育課や子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握します。

また、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

施策の進捗においては、摂津市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、広報や市ホームページなどを通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、毎年進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や摂津市子ども・子育て会議などにおいて、RVPDCA サイクル【Research（調査）－Vision（ビジョンを持つ）－Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

資料編

1. 計画策定の経緯(摂津市子ども・子育て会議開催状況)

開催日	回	主な内容
平成 25 年 9 月 13 日	平成 25 年度 第 1 回	・委嘱状交付式 ・子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援新制度について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査について
平成 25 年 10 月 25 日	第 2 回	・子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査票の修正及び提案について ・ニーズ調査の今後の進め方について
平成 25 年 12 月 16 日	第 3 回	・子ども・子育て支援ニーズ調査の配布及び回収状況について ・摂津市の子ども・子育てをめぐる現状について ・人口推移と将来人口予測 ・摂津市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 2 月 27 日	第 4 回	・ニーズ調査結果について（報告） ・圏域の設定について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について ・支給認定基準、運営基準等条例制定について ・子ども・子育て支援新制度について検討状況（国会議）
平成 26 年 3 月 27 日	第 5 回	・ニーズ調査結果について（主に自由意見） ・摂津市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・支給認定基準、運営基準等条例制定について ・平成 26 年度の取り組みについて
平成 26 年 7 月 3 日	平成 26 年度 第 1 回	・各種事業に対する基準条例案の検討について ・摂津市子ども・子育て支援新制度スケジュールについて
平成 26 年 8 月 5 日	第 2 回	・各種事業に対する基準条例案の検討について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画について
平成 26 年 9 月 12 日	第 3 回	・保育の必要性の認定について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画について ・放課後子ども総合プランについて
平成 26 年 10 月 28 日	第 4 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画について ・保育の必要性の認定について ・検討部会からの報告及び民営化の拡大について ・摂津市放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定める条例について
平成 26 年 12 月 2 日	第 5 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画について ・保育料について
平成 27 年 1 月 28 日	第 6 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画について ・保育料について
平成 27 年 3 月 2 日	第 7 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画について ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について

2. 摂津市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 摂津市子ども・子育て会議委員

摂津市子ども・子育て会議委員名簿（順不同・敬称略） 平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	氏名	所属（団体等）
子どもの保護者	羽矢 雅美	摂津市 P T A 協議会
	吉住 理恵	就学前児童保護者
	宮谷 亜紀	就学前児童保護者
	山本 浩子	就学児童保護者
事業主を代表する者	阪田 雅克	摂津市商工会
労働者を代表する者	杉山 猛	連合大阪北大阪地域協議会 吹摂地区協議会
子育て支援事業従事者	日野 正信	摂津市保育連盟
	中川 美幸	摂津私立幼稚園代表者
	川上 三千代	子育てグループ代表者 NPO 法人キッズぽてと
	○榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会
学識経験者	◎米澤 好史	和歌山大学 教育学部
	柏原 栄子	大阪人間科学大学 子ども福祉学科
関係行政機関の職員	北島 信子	大阪府茨木保健所
市長が適当と認める者	川口 弘美	摂津保育運動連絡会
	切東 美子	摂津市医師会
	原田 文子	摂津市民生児童委員協議会

氏名欄の◎は会長、○は副会長

4. 用語説明

【M】

MY TREE ペアレンツ・プログラム

子育てにつらさを感じている、または子どもに体罰や精神的ダメージを与えてしまう親のための回復支援プログラム。少人数での語り合いの中で、自分と子どもをより深く知り、受け入れることで、子どもとの関係を変えていくというもの。

【あ行】

生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、「①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力」、「②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」として

親学習

子どもの成長とともに親自身が学び、育っていくこと。大阪府では、親となるための準備期である中学生及び高校生、子どもが乳幼児期の親、子どもが思春期までの親、子育てを支援する時期の幅広い世代を対象に教材を作成するとともに、参加型の学習を展開している。

【か行】

外国語活動支援員

学校や地域において外国語活動等の支援を行う人材。各市町村から認定を受けて学校の外国語の授業に派遣され、学級担任と連携しながら、児童・生徒の外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や外国語活動への関心・意欲の向上に取り組む。

キャリア教育

勤労観・職業観を育てる教育。児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。小学校から開始され、中学校、高等学校と発達段階に応じて実施される。学校卒業後職につかずひきこもるニートなどを減らす目的もある。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。また、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

合計特殊出生率

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

【さ行】

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。「相手を思いやる気持ち」や「自分の言動に責任を持つ」などの倫理的な態度に加えて、個人情報の保護やなりすましの危険から身を守るなど情報安全の考え方も含まれる。

スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、心の問題の専門家として児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。その多くは臨床心理士。

スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路など周辺地域を見回しするボランティア。学校安全ボランティア。学校安全警備員。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が学校や日常生活で直面する悩みについて、子どもと向き合うだけでなく、家庭をはじめ医療機関、福祉関係施設、警察など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整し、解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが担うことが多い。

セーフティネット

社会的安全網。個人や企業に事故や災害、経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組み。

ソーシャルスキル

社会技能。対人関係における挨拶・依頼・交渉・自己主張など、社会の中で自立し、主体的であるとともに、他者との協調を保って生きるために必要とされる、生活上の能力。

【た行】

地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育（定員6～19人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

地域教育協議会

地域学校連携活動支援事業（学校地域本部事業＋地域教育力活性化事業）のもと、中学校区ごとに設置される協議会（略称「すこやかネット」）。教育コミュニティづくりのため、学校支援活動や、見守り、健全育成など、地域での子どもに関わる活動を展開している。

デートDV

交際相手への暴力行為をデートDVという。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒する、金銭を要求する、友人との付き合いを制限するなども含まれる。その根底には、偏った男女観や恋愛観、暴力に対する容認などがある。暴力が繰り返されることにより、支配・被支配の関係に陥り、より暴力被害が大きくなる傾向がある。

【な行】

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。子育て支援の場も備えており、園外の実家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで、利用することができる。

【は行】

非暴力アクションワークショップ

人権侵害（ジェンダー・DV・子どもの虐待・いじめ・差別など）の問題を、暴力的でない方法で考える参加型体験学習。頭で理解するのではなく、心と体を使って感情を表現したり、行動したりすることを重視する。非暴力による問題解決の大切さを子どもたちに伝え、暴力の被害者にも加害者にもならないための非暴力トレーニングを行う。

ファンフレンズ

オーストラリアで開発された、子ども参加型プログラム。子どものレジリエンス（人として幸せな生活を自分で築いていく力、精神的回復力、折れない心）を育み、自己肯定感と社会性を強化し、子どもたちが情操豊かに生きていくための力をつける支援をする。

ブックスタート

0歳児から絵本に親しませ、子どもの情緒的發展を促進するとともに、読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深めることを目的とした運動。0歳児健診時などに市区町村自治体が絵本を配布している。

【ま行】

前向き子育てプログラム（トリプルP）

オーストラリアで開発された、子どものメンタルヘルスのための親対象子育て支援プログラム。家族、学校、地域の中で起こる問題を予防し、子どもたちが自己の可能性を伸ばせる家庭環境を創ることを目的としている。トリプルP（PPP）は「Positive Parenting Program」の頭文字。

マタニティマーク

妊婦であることを示すマーク。キーホルダーなどの形で身につけ、妊娠初期など外見から妊婦かどうか判断しにくい女性に対しても、周囲の人が配慮しやすいように考えられたもの。厚生労働省が平成18年に発表したものや、自治体などが独自に作成・配布しているものがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインをめざす概念。1990年代にアメリカのロナルド・メイス博士が提唱し、①公平性、②自由度、③簡単さ、④明確さ、⑤安全性、⑥持続性、⑦空間性の7つの原則を提案している。

摂津市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月 発行

発 行：摂津市

編 集：摂津市教育委員会次世代育成部こども教育課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号

TEL：06-6383-1111（大代表）

／072-638-0007（代表）



摂津市マスコットキャラクター
セッピー